

特許分類の概要とそれらを用いた 先行技術文献調査

平成29年度



目次

1. IPCの解説	1
1.1. IPCの概要.....	1
1.1.1. 目的と意義.....	1
1.1.2. 歴史.....	1
1.2. IPCの構成.....	3
1.2.1. 分類項目.....	3
1.2.2. インデキシングコード.....	13
1.3. 分類すべき事項またはインデックスすべき事項.....	15
1.3.1. 発明情報.....	15
1.3.2. 付加情報.....	15
1.4. 分類箇所を選択するためのルール.....	17
1.4.1. サブクラスの選択.....	17
1.4.2. グループの選択.....	17
1.4.3. 取り決め優先順位.....	19
1.5. IPCリフォーム.....	20
1.5.1. IPC第8版(2006)の特徴.....	20
1.5.2. 最新IPCの特徴.....	22
1.6. IPCの表記方法.....	23
1.7. 国際的な分類調和の動き.....	25
2. IPCの国内運用	27
2.1. FI(File Index).....	27
2.1.1. 展開記号.....	28
2.1.2. 分冊識別記号.....	29
2.1.3. FIの採用版について.....	30
2.1.4. FIの階層構造について.....	30
2.1.5. FIの改正について.....	30
2.2. ファセット分類記号.....	31
2.3. 出願人IPC付与.....	32
2.3.1. IPC習得のための出願人IPC付与の重要性.....	32
2.3.2. 願書面へのIPCの記載.....	32
3. Fタームの概要	34
3.1. Fタームの概要.....	34
3.2. Fタームの表記.....	34
3.2.1. テーマ.....	34
3.2.2. Fターム.....	35
3.3. Fタームの構成.....	39
3.3.1. Fタームの種類.....	39
3.3.2. 解析年範囲について.....	41
3.3.3. 観点の設け方.....	41
3.4. Fタームのメンテナンスについて.....	45
4. FI、Fタームを用いた先行技術調査例	46
4.1. テキスト検索とインデックス検索との比較.....	46
4.2. FI、Fタームの照会.....	47
4.2.1. パテントマップガイダンスへのアクセス.....	47
4.2.2. 検索に使うインデックスが既に分かっている場合のFI、Fターム照会.....	48
4.2.3. 検索に使うインデックスが分からない場合のFI、Fターム照会.....	49
4.3. 特許分類検索による検索方法(FI、Fターム共通).....	52
4.4. FIの照会例.....	55
4.5. FIを利用した検索例.....	58
4.6. Fタームを利用した検索例.....	60
4.7. FIとFタームを併用する検索例 1.....	62
4.8. FIとFタームを併用する検索例 2.....	64
4.9. 検索式の立式例～特許請求の範囲を分節して検索式を立てる～.....	67
補足資料	
付属資料	

1 IPCの解説

1.1 IPCの概要

1.1.1 目的と意義

世界各国が共通に使用できる特許分類がない時代においては、世界各国がそれぞれ独自の分類体系を作成し、その分類体系に基づいて自国の特許文献を分類していた。しかしながら、国際的な技術交流が盛んになり、世界各国で外国特許文献の利用が増大する中で、各国が独自の分類を行っていたのでは、外国特許文献の利用に際して、外国の独自分類への習熟または外国の特許文献に対する自国の独自分類の再付与を行わなければならない、特許文献の円滑な利用に支障を来していた。

このような状況の中で、世界各国が共通に使用できる特許分類として作成されたのが国際特許分類(International Patent Classification 以下IPCという)である。IPCの第一の目的は、新規性や進歩性を評価するために、世界各国で特許文献を共通に検索するためのサーチツールを確立することである。

さらにIPCは、特許文献に記載の技術へのアクセスを容易にするツールとなること、特許情報を利用者に普及させる基礎になること、ある技術分野の現状を調査するための基礎となること、そして、種々の分野における技術の発展を評価できる統計を作成するための基礎となることも目的としている。

1.1.2 歴史

上述したように、IPCが誕生する以前は、特許分類は各国独自に作成され、その国の特許分類として使用されていた。例えば、アメリカでは1831年に、旧西ドイツでは1877年に、またイギリスでは1880年にすでに特許分類が作成されており、いずれも各国独自の国内特許分類として使用されていた。また、日本では、1885年に専売特許条例の施行と同時に特許分類表が作成され、独自の特許分類として使用されていた。

このような状況の下、1904年にBIRPI(知的所有権保護合同国際事務局、WIPO(世界知的所有権機関)の前身)により、パリ同盟の構成国に対し世界各国が共通して使用することを目的とする分類が初めて提案された。しかしながら、この提案は構成国の賛同を得ることが出来ず、結局、日の目をみることがなかった。

現在のIPCの実質的な源流は、1951年に欧州評議会の特許専門家委員会が共通分類システムを確立するための分類作業部会を設置したところから始まる。この作業部会での主要な議論は、新しいシステムは機能指向型の原理に基づくべきか、それとも応用型システムとすべきかどうかということにあった。最終的には、これら二つの原理を併合したシステムがすべての利用者のニーズに最も合致するものであるとして合意をみた。この合意をベースとして、分類作業部会(主に、フランス、旧西ドイツ、オランダ及びイギリスの特許庁職員から構成されていた。)は、分類の作成作業を開始した。この結果、特許の国際分類に関する欧州条約に基づいたIPC第1版が1968年9月1日に発効した。

ところで、上記欧州条約によれば、欧州評議会の構成国でなくてもパリ同盟の構成国であれば、この条約に加盟できることとなっていた。しかしながら、欧州評議会の構成国でない国は、IPCの改正の投票権を持つことができなかった。このような状況を改善するため、欧州評議会とBIRPIの間で協議がなされた。両者の協議の結果、1971年3月24日に「国際特許分類に関するストラスブール協定」が調印され、同協定は、1975年10月に発効した。この協定に基づき、パリ同盟のすべての国は、IPCに関して同等な立場で参画することができるようになり、IPCは名実ともに国際的なものになった。

日本は、同協定を1976年8月に批准し、同協定は1977年8月に日本について発効した。2013年6月現在、同協定には62カ国が加盟している。

技術革新や文献数増大等に対処するために、WIPOの場においてIPC加盟各国からの提案に基づいてIPC改正案が検討され、後述するIPC第1版～第7版については、おおよそ5年に一度の間隔で版改

正が行われてきた。第1版は1968年9月1日～1974年6月30日、第2版は1974年7月1日～1979年12月31日、第3版は1980年1月1日～1984年12月31日、第4版は1985年1月1日～1989年12月31日、第5版は1990年1月1日～1994年12月31日、第6版は1995年1月1日～1999年12月31日、第7版は2000年1月1日～2005年12月31日、にそれぞれ有効であった。

また、「**1.5 IPCリフォーム**」で後述するとおり、2006年1月1日から第8版(2006)が発効した。IPCリフォームの結果、2006年1月1日から2010年12月31日までの間に有効であったバージョンのIPCにおいて、IPCは「アドバンストレベル」と「コアレベル」に2層構造化されていた。しかし、2011年1月1日以降は、「アドバンストレベル」と「コアレベル」の区別が廃止され、アドバンストレベルに相当する分類表がIPCの基本となり、これはフルIPCと呼ばれている。

1.2 IPCの構成

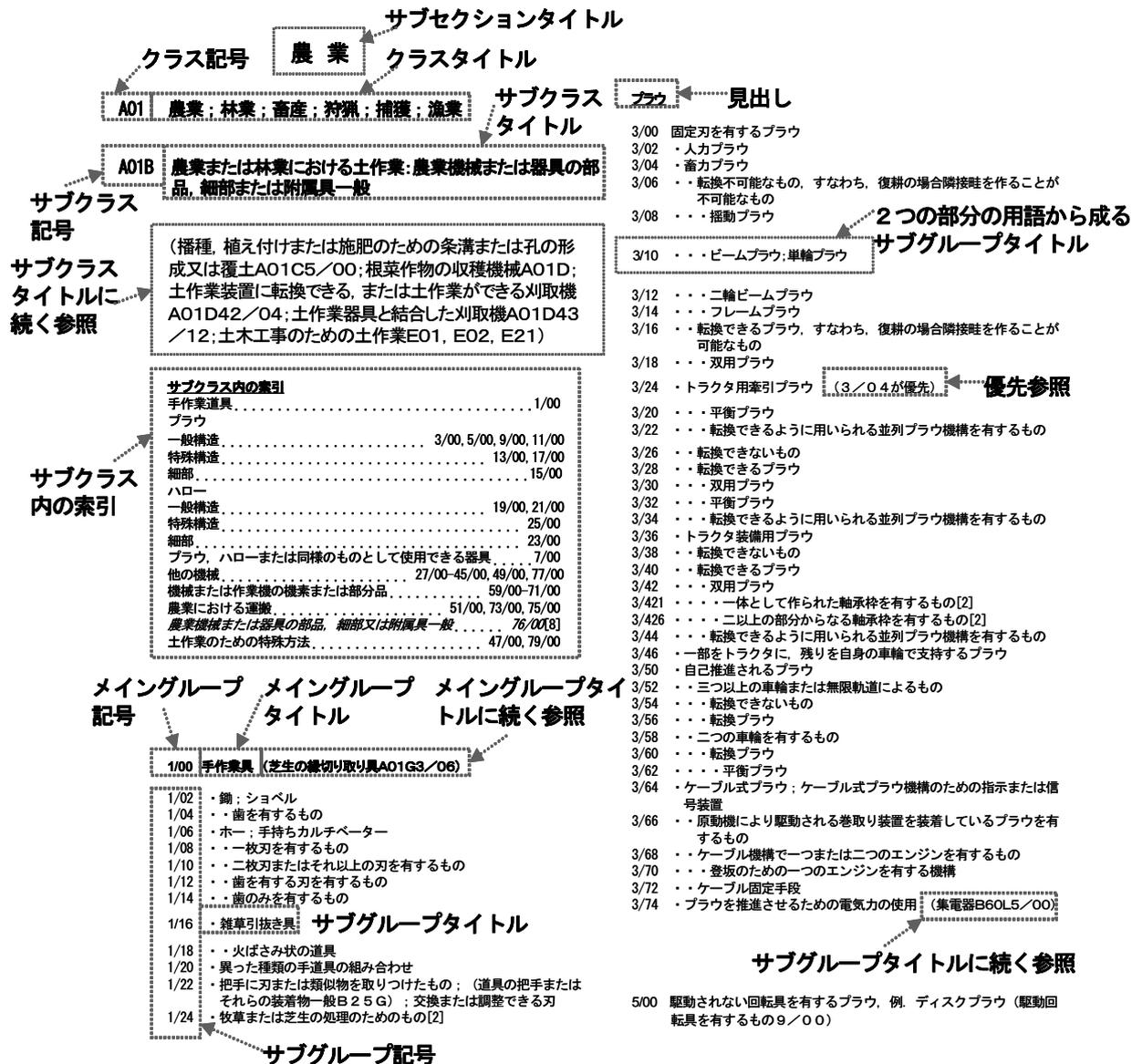
1.2.1 分類項目

1.2.1.1 分類項目の構成

分類表は、分類項目の集合であり、全技術分野を段階的にセクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループへと細分化した構造を有している。

図 1 は、分類表の冒頭部分を抜き出したものであり、これを用いて以下に解説する。

図 1

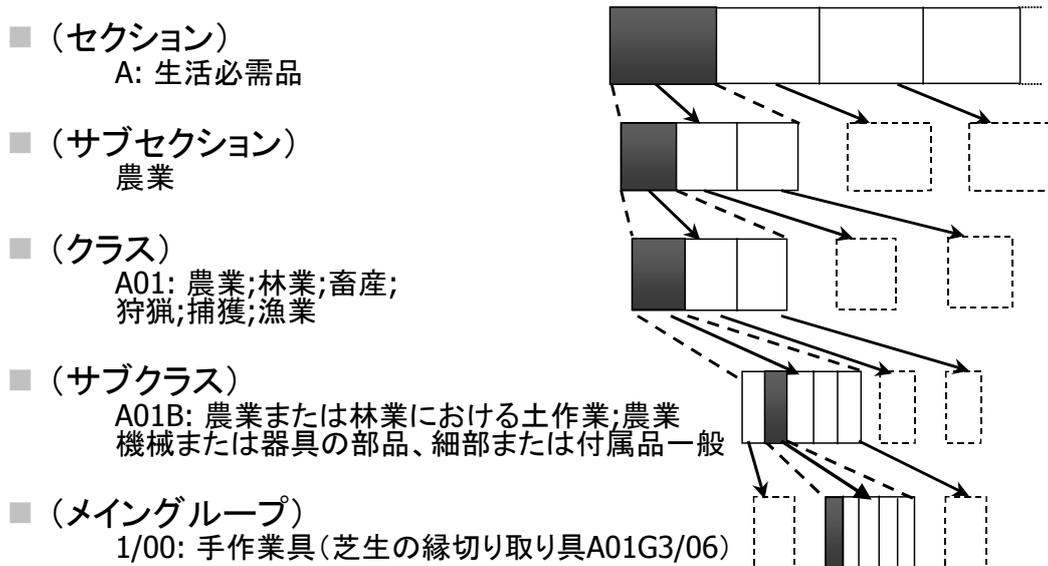


IPCの細分化の態様

IPCは、セクションからメイングループまたはサブグループへと順次階層的に細分化されているから、IPCを解釈していく際もより大きな区分から小さな区分へと把握していく必要がある。

細分化の態様は、Aセクションを例にとると、セクションからメイングループまでは図 2 のようになっている。すなわち、セクションからサブセクションへの細分化では、Aセクションが複数のサブセクションに分割され、以下クラス、サブクラス、メイングループへと順次より小さい区分へ分割される。

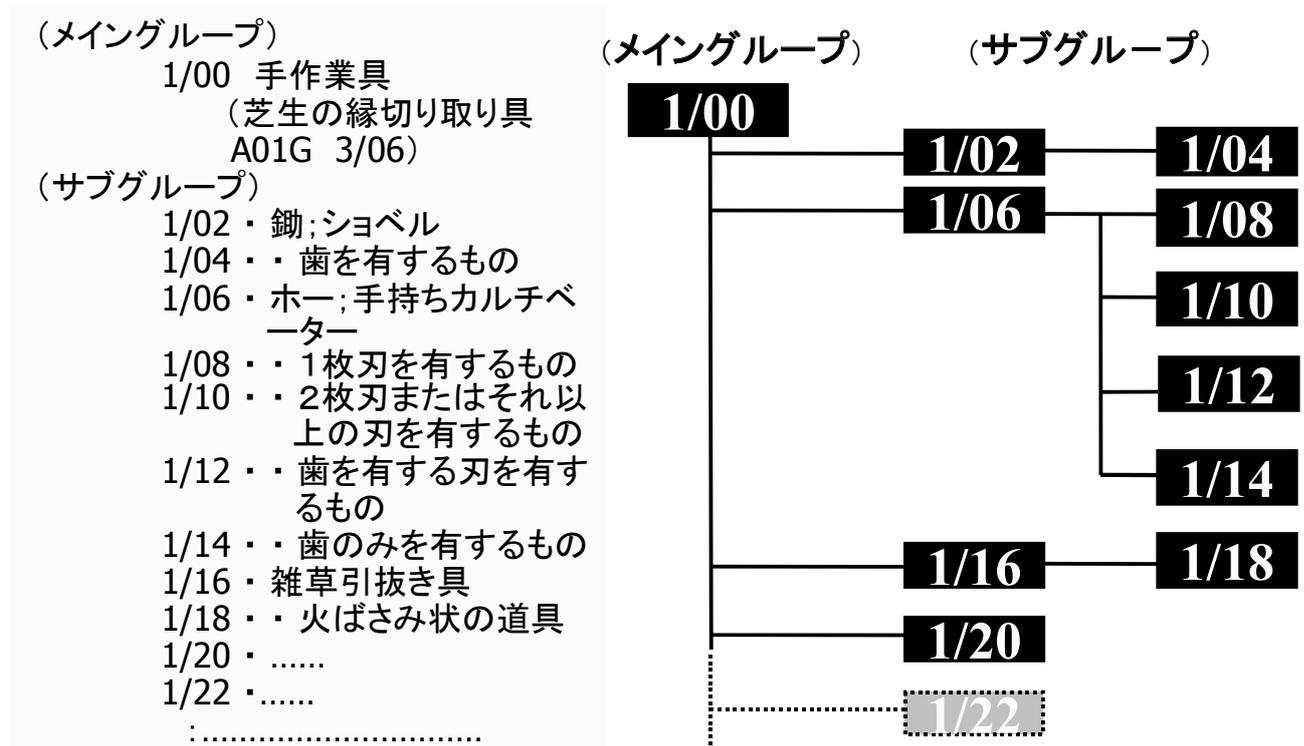
図 2 セクション→メイングループの細分化



さらに、この例のメイングループからサブグループへの細分化、及び、サブグループからより下位のサブグループへの細分化について、**図 3** に示す。なお、後述するように、サブグループタイトルの前のドット「・」は、そのサブグループの階層を示している。

この例では、メイングループ1/00からサブグループ1/02への細分化に関しては、メイングループ1/00の「手作業具」に含まれている特定の技術事項である「鋤;ショベル」を抜き出している。また、サブグループ1/02からより下位のサブグループ1/04への細分化も、上記メイングループ1/00からサブグループ1/02への細分化と同様に、サブグループ1/02の「鋤;ショベル」から特定の事項である「歯を有するもの」を抜き出している。

図 3 メイングループ・サブグループの細分化態様



セクション、サブセクション

セクションは、特許の対象である全技術を表 1 のように 8 つに大別したものであり、A～Hのアルファベット大文字 1 個からなる表示記号と、それに続くセクションタイトルで表される。

サブセクションは、セクション内での情報的な見出しであり、例えば「農業」というように、表示記号がなくタイトルのみで表される。

表 1

セクション	サブセクション
A 生活必需品	農 業 食料品;たばこ 個人用品または家庭用品 健康;人命救助;娯楽
B 処理操作;運輸	分離;混合 成 形 印 刷 運 輸 マイクロ構造技術;ナノ技術
C 化学;冶金	化 学 冶 金 コンビナトリアル技術
D 繊維;紙	繊維または他に分類されない可とう性材料 紙
E 固定構造物	建造物 地中もしくは岩石の削孔;採鉱
F 機械工学; 照明;加熱; 武器;爆破	機関またはポンプ 工学一般 照明;加熱 武器;爆破
G 物理学	器 械 原子核工学
H 電 気	

クラス

クラスはセクションを細分化したものであり、セクション記号に 2 つの数字をつけた表示記号と、それに続くクラスタイトルで表される。

例 1

A01 農業;林業;畜産;狩猟;捕獲;漁業

なお、セクションとクラスのタイトルは、それらの内容を大まかに指示するだけで、そのタイトルの一般的指示に入る主題事項を精確に定義するものではない。

サブクラス

サブクラスは、クラス記号にアルファベットの 大文字 1 個をつけた表示記号とその内容をできるだけ精確に定義するサブクラスタイトルで表される。

例 2

A01B 農業または林業における土作業;農業機械または器具の部品,細部または附属具一般

グループ

グループは、サブクラスを細分化したものであり、メイングループとサブグループからなる。

◆ メイングループ

メイングループは、サブクラス記号に続く 1～4 桁の数字、斜線及び数字00からなる表示記号と、それに続くタイトルとで表される。

例 3

A01B 1/00 手作業具

◆ サブグループ

サブグループは、メイングループの下位に細展開されたもので、サブクラス記号に続きそのメイングループの 1～4 桁の数字、斜線及び00以外の 2～6 桁の数字からなる表示記号と、それに続くタイトルと、そのタイトルの前の少なくとも 1 個のドットとで表される。

例 4

A01B 1/02 ・ 鋤;ショベル

1.2.1.2 各階層のタイトルとその分類範囲

IPCは、セクションからサブグループまで階層的に細分化されているとともに、それぞれの階層においてタイトルが設けられている。これらのタイトルに関して、IPCの解釈上特に注意すべき点について以下に述べる。

セクション、サブセクション及びクラスの各タイトルは、それらの内容を大まかに指示するにすぎず、このタイトルが一般的に示している主題事項を精確に定義するものではない。一般にセクションまたはサブセクションタイトルは、そのセクションまたはサブセクション内に見出されるべき主題事項の範囲の大まかな性質をきわめて漠然と示すものであり、クラスタイトルはその下位のサブクラスに包含される主題事項を包括的に指示するものである。これとは対照的に、サブクラスタイトルは、これと関連のあるすべての参照、定義または注を考慮に入れながら、そこに包含される主題事項の範囲をできるだけ精確に定義するのがIPCの趣旨である。メイングループ及びサブグループのタイトルも関連のあるすべての参照、定義または注に従って、そこに包含される主題事項を精確に定義するものである。

例えば、Aセクションは「生活必需品」というタイトルになっており、Aセクションの中には「たばこ」が含まれているが、この場合「たばこ」が生活必需品であるか否か、という判断を行う必要はない。

一方、サブクラスA24Cのタイトルは「葉巻たばこまたは紙巻たばこの製造機械」となっており、サブクラスタイトルは分類範囲を規制するので、このサブクラスにはタイトルに示された技術事項に該当するもののみが分類される。

グループの場合もサブクラスと同様であるが、グループの範囲はより上位のグループタイトルの制限を受ける。例えば、例 5 の場合 A47D1/02にはメイングループ1/00のタイトル(子供用いす)の制限を受けて、子供用の折りたたみいすのみが分類される。

例 5

A47D 子供に特に適合する家具(学校用ベンチまたは机 A47B 39/00, A47B 41/00)

1/00 子供用いす(いす一般 A47C ; 子供用車両座席 B60N 2/26)

1/02 ・ 折りたたみいす

1.2.1.3 上位グループとその下位グループの分類範囲

メイングループまたはサブグループはより下位の階層のサブグループに細分化され、その細分化の態様は、メイングループまたはサブグループに含まれる技術事項の中から特定の事項を下位のサブグループに抜き出すものである。その結果として、上位グループ(メイングループまたはより上位のサブグループ)には次の事項が分類されることになる。

- ・ どの下位グループにも含まれない事項(未展開事項)
- ・ 下位グループの一つには関連しているが範囲が広すぎてそのグループに入らない事項(一般的事項)

例 6 で説明すると、メイングループ3/00の下位には、「ハットの形の保持具」、「婦人用ハットの仕立台」、「ハットの寸法を測る装置」しか展開されていないから、これら以外のハット製造のための種々の装置に関する事項はメイングループ3/00に分類される。また婦人用としても使えるが、紳士用としても使える汎用の「ハットの仕立台」は、サブグループ3/04に分類される「婦人用ハットの仕立台」に関連するものであるが、このサブグループ3/04には入りきらないものであるから、メイングループ3/00に分類される。

例 6

A42C	ハットまたは他の頭を覆うものの製造あるいは仕立
3/00	グループ 1/00 に分類されないハット製造のための、例、ワイヤーでハットの枠を作るための、装置(麦わら帽の縫成機 D05B;ハットのつばの縫成機 D05B);仕上ったハットの形または寸法を変えるための装置
3/02	・ ハットの形の保持具
3/04	・ 婦人用ハットの仕立台
3/06	・ ハットの寸法を測る装置



1.2.1.4 タイトルで使用されている用語および記号の意味

IPCの解釈に当たっては、セクションからサブグループまでのそれぞれのタイトルや、以下で説明する注及び参照から、その分類範囲を正しく把握することが必要である。

また、サブクラス及びグループのタイトルは、そのサブクラス及びグループに含まれる事項を限定するものであるため、それを正しく解釈するには、そこに使用されている用語の意味、記号の意味等を正確に把握することが必要である。IPCでは、サブクラス及びグループのタイトルに使用されている用語及び記号に一定の約束ごとが決められているので、主要なものについて以下に説明する。(詳細なものについては、別途、補足資料にも掲載されているので参照されたい)。

a. 「注」及び「参照」

統一した解釈と合理的な運用のために、IPCでは注及び参照が各所に設けられている。これらの注

及び参照は、個々の分類箇所における分類範囲に重大な影響を及ぼすものであるから、分類の解釈等においては、その内容をよく理解しておく必要がある。

◆ 「注」

サブクラス及びグループのタイトルは、そこに含まれる主題事項の範囲をできるだけ精確に定義するものである。しかし、IPCの特定部分においては分類範囲あるいはタイトルで用いられている用語の意味について補足説明が必要となる。また、分類体系が複雑な部分ではその分類の基本的原理等についての説明がIPCの利用者の正しい理解に重要な役割を果たす場合もある。

そこで、IPCはこのような場合に、セクション、サブセクション、クラス、サブクラス、またはグループに「注」を設けて分類範囲の説明、用語の定義、分類付与ルールの適用及び分類の基本的原理の説明の指示等を行っている。

注を、その指示する内容によって例示すると、以下のようなものがある。

分類範囲、分類付与の仕方等を指示するもの：

例 7

H01L 29/00 整流，増幅，発振またはスイッチングに特に適用される半導体装置であり，少なくとも1つの電位障壁または表面障壁を有するもの；少なくとも1つの電位障壁または表面障壁，例．PN接合空乏層またはキャリア集中層，を有するコンデンサーまたは抵抗器；半導体本体または電極の細部（H01L31/00～H01L47/00，H01L51/05が優先；半導体本体または電極以外の細部 H01L23/00；1つの共通基板内または上に形成された複数の固体構成部品からなる装置 H01L27/00）

注 このメイングループにおいて，グループ 29/02，29/40 およびグループ 29/66 の各組のグループ全てが関係する場合，これらの全てのグループに分類する。

用語の定義について指示するもの：

例 8

D02 糸；糸またはロープの機械的な仕上げ；整経またはビーム巻き取り

注 このクラスにおいては，下記の用語は以下に示す意味で用いる：

- － “繊維” は比較的短く，細長い天然または人造の物質によりなるものを意味する；
- － “フィラメント” はエンドレスまたは準エンドレスで，細長い天然または人造の物質よりなるものを意味する；

優先ルール、インデキシング等を指示するもの：

例 9

C08K 無機または非高分子有機物質の添加剤としての使用

注 (1) このサブクラスにおいては，ラストプレイス優先ルールが適用される，すなわち各階層レベルにおいて相反する指示がない限り，配合成分は最後の適切な箇所に分類される。

(2) このサブクラスにおいては，

－ 各配合成分から成る混合物は，混合物中のすべての本質的な配合成分を包含するものとも下位のグループに分類する。

例．一価アルコールと多価アルコールの混合物 C08K5/05；
 2種の多価アルコールの混合物 C08K 5/053；
 アルコールとエーテルの混合物 C08K 5/04；
 エーテルとアミンの混合物 C08K 5/00；
 アミンと金属の混合物 13/02；

基本的原理を説明するもの：

セクション、クラス等の初めに設けられている「注」には、その分野における分類の基本的原理が示されていることがある。

◆ 「参照」

参照はクラス、サブクラス若しくはグループのタイトルまたは注の後に置かれた括弧書きのことである。「参照」という語句は、参照で指示されている主題事項が参照している箇所に包含されることを示しており、分類の解釈には特に重要である。参照には、その機能から分けて大きく限定参照と非限定参照とに分けられる（参照の解釈に当たって注意すべき事項については補足資料の1.4を参照されたい）。

◆ 限定参照**分類範囲の限定**

本来、そのタイトルに含まれる事項を、他の分類箇所へ抜き出すことを指示したもの。この参照は、以下の要件の双方を満たす：

- (i) ある特定の主題事項が、限定参照がなければ分類箇所の必要条件及び定義をすべて満たしている場合、その分類箇所の範囲からその主題事項を排除する、かつ
- (ii) この主題事項が分類される箇所を指示する。

例 10

A47B 25/00 カード用テーブル；その他のゲーム用テーブル(ビリヤード用テーブル A63D 15/00)

ビリヤード用テーブルは、カードゲーム以外のゲーム用のテーブルに包含されるにもかかわらず、A63D15/00に分類される。

優先

主題事項が2つの箇所に分類できる場合、または分類する主題事項の異なる観点異なる箇所に包含される場合において、これら複数の箇所のうちの1箇所にのみ分類すべきである場合に利用される（優先参照）。

例 11

H01Q 7/00 ループのまわりに均一な電流分布をもちかつループ面と直角な面内に指向特性を持ったループ空中線

7/02 ・折りたたみできる空中線；伸縮自在空中線

7/04 ・遮へいされた空中線(H01Q7/02, H01Q7/06 が**優先**)

7/06 ・強磁性体材料のコアをもつもの(H01Q7/02 が**優先**)

7/08 ・フェライト棒または細長いコア状のものをもつもの

◆ 非限定参照**応用指向**

機能指向箇所から、その主題事項が特別に適合しているか、特定の目的のために用いられるか、あるいはより大きな系へ組み込まれている場合には、それが包含されている箇所への参照（応用参照）。

残余箇所から

残余箇所に表示され、その主題事項が包含されている箇所を指向する参照。

情報

サーチの目的で重要であるが、参照が置かれた分類箇所のスコープにはない主題事項の所在位置を示す参照（情報参照）。この参照は、以下の要件の双方を満たす：

- (i) 主題事項は検討中の箇所に包含されない、しかし、
- (ii) 主題事項は依然としてサーチの目的で重要である。

例 12

G09B 27/08 ・ 地球儀(天球儀 G09B27/06)

上記のように、参照には様々な種類があり、個々の参照を見た場合に、その種類を見分けることが容易でない場合もある。そのため、分類表の判読可能性を維持するために、情報参照などの非限定参照は徐々に分類表から削除され、IPCの定義層に移されつつある（「1.5.1 IPC第8版(2006)の特徴」の「分類定義の表現の統一」も参照）。

b. タイトルの表現とその分類範囲

サブクラス及びグループのタイトルは、そこに包含される主題事項をできるだけ精確に定義するものである。しかし、サブクラスおよびグループは、そのタイトルが直接表示しない主題事項も包含する場合がありますので、注意する必要があります。

◆ 「方法」または「装置」

タイトルが「装置」のみを表示するものであっても、他に方法の分類箇所が設けられていなければ、そこには方法も含まれるし、またタイトルが「方法」のみを表示するものであっても、他に装置の分類箇所が設けられていなければ、そこには装置も含まれる。生産物の製造に関する分類箇所が存在しない場合は、製造装置または製造方法は、その生産物を包含する分類箇所に分類する。

たとえば、F02Bの場合【例 13】をみると、5/00は「装置」に関する項目であるが、外部式点火の方法も含まれ、また、5/02は「方法」に関する項目であるが、外部式点火をする機関の作動装置も含まれる。

例 13

F02B 内燃式ピストン機関； 燃焼機関一般
 5/00 外部式点火に特徴のある機関（F02B1/02, F02B 3/02 が優先； 時期調整されない外部式点火 F02B 9/06； 燃料—空気混合気の圧縮および空気圧縮の両方に特徴のあるもの、または外部式点火および圧縮点火の両方に特徴のあるもの F02B 11/00； 予燃焼室に特徴のあるもの F02B19/00； 空気室に特徴のあるもの F02B21/00； 燃焼室の特殊な形状や構造に特徴のあるもの F02B23/00）
 5/02 ・ その作動方法

◆ 「製造物品」

発明の主題が物品に関する場合、それは物品を扱う分類箇所に分類する。物品そのものの分類箇所が存在しない場合には、適当な機能指向箇所に（すなわち、その物品を使ってなされる機能に従って）分類し、それができない場合には使用分野に従って分類する。

◆ 「多段階工程、産業プラント」

発明の主題が複数の工程または複数の装置それぞれの組み合わせからなる多段階工程または産業プラントにある場合、それは全体として分類する。すなわち、こうした組み合わせに関する分類箇所

(例えば、サブクラスB09B)に分類する。こうした分類箇所が存在しない場合には、その工程またはプラントによって得られる生産物の分類箇所に分類する。さらに発明の主題が組み合わせの要素にも関連している場合(例えば、その工程の各ステップまたはそのプラントの機械)、その各要素もそれぞれ分類する。

1.2.1.5 機能指向箇所と応用指向箇所

特許文献において取り扱われる発明の技術主題は、ものの固有の性質若しくは機能またはものの使用法若しくは応用の仕方の何れかに関するものである。用語“もの”は、ここでは例えば、方法、生産物または装置のような有形無形を問わずすべての技術事項を意味して使用される。そして、IPCに以下に示す機能指向箇所と応用指向箇所が設けられている。

a. 機能指向箇所

もの“一般”すなわち、その固有の性質または機能に特徴を有するもの；ある特定の使用分野には限られないもの、または使用分野についての記述を無視しても技術的に影響がないようなもの、すなわち、当該分野での使用に特に適合していないもの。

→ 例えば、F16Kには、通過する特定の流体(例、オイル)の性質または弁がその一部を形成するどのような系の性質にも無関係な、構造上または機能上の観点特徴を有する弁の項目がある。

C07には、その化学的構造に特徴を有するが、その応用には特徴を有しない有機化合物の項目がある。

B01Dには、フィルター一般の項目がある。

b. 応用指向箇所

◆ **特別の使用または目的に“特に適合した”、すなわち、与えられた使用または目的のため改変されたものまたは、特別につくられたもの。**

→ 例えば、A61F2/24には、人間の心臓への挿入に特に適した機械的弁の項目がある。

◆ **ものの特殊な使用または応用。**

→ 例えば、A24D3/00, A47J31/06には、特殊な目的に特に適合したフィルターまたは他の装置と組み合わせられたフィルターの項目がある。

◆ **より大きな系へのものの組み込み。**

→ 例えば、B60Gには、車両の懸架装置への板ばねの組み込みの項目がある。

ただし、分類箇所、例えばサブクラス、はIPCの他の分類箇所との関係において、必ずしも一義的に機能指向的であるとか、応用指向的であるとは限らない。さらに、“機能指向箇所”及び“応用指向箇所”という表現は必ずしも絶対的であるとみなすことはできない。このように、ある箇所は他の箇所よりも機能指向的であるが、さらに別の他の箇所よりも機能指向的でないことがある。

また、技術主題を機能指向箇所に分類すべきか応用指向箇所に分類すべきかはっきりしない場合には、次の事項に注目すべきである。

(a) もし特殊な応用が述べられているが、特に開示されていなかったり十分に特定されていない場合には、可能であれば機能指向箇所に分類する。これはいろいろな応用が幅広く述べられている場合にありうる。

(b) もし主題の本質的な技術的特徴が、ものの固有の性質または機能と、その特殊な使用またはより大きな系への特別の適用若しくはそれへの組み込み、の両方に関係する場合には、可能であれば機能指向箇所と応用指向箇所の両方に分類する。

(c) もし前述のサブパラグラフ(a)及び(b)で示されている指針が使用できない場合には、機能指向箇所及び関連する応用指向箇所の両方に分類する。

1.2.2 インデキシングコード

「インデキシングコード」はIPC第4版で導入されたものであり、ある範囲の分類項目に含まれる技術主題についての情報の要素を特定するものである。なお、IPC第8版発効に伴い、大幅な改正が行われた。

1.2.2.1 インデキシングコードの機能

インデキシングコードは、分類記号に含まれる技術情報に加えて、例えば次に示すように技術情報の要素を特定する機能を持つ。

- ・組成物の付加的成分を示す。
- ・化合物を構成する基を示す。
- ・方法の要素を特定する。

インデキシングコードの表記は分類記号と同じであり、サブクラス記号、斜線及び2つの数字(例: C07K 101/00)で表記する。

インデキシングコードは分類記号と形式は同じであるが、通常、特有の番号体系が用いられる。分類表から構成されるサブクラス内では、インデキシング系列は分類表の後に置かれ、その番号は原則として101/00から開始される。しかしながら、標準の分類記号に関する番号体系に似た番号(例えば、1/00)を使用している場合もある(例えば、サブクラスC12R, B29K)。

また、インデキシングコードは、分類記号と常に関連して使用されるものであり、どの分類記号と関連しているかは、各インデキシング系列の前の注、タイトルまたは見出しにより示されている。さらに、IPCのサブクラスには、1以上のサブクラスの分類記号に関連してインデキシングの目的でしか使用されないものもあるが、それもタイトルに表示されていることに注意すべきである。

1.2.2.2 インデキシングコードの例

インデキシングコードのまとまった範囲のことを「インデキシング系列」と呼び、これと関連する分類記号のまとまった範囲のことを「関連する分類系列」と呼ぶ。インデキシング系列は、関連する分類系列とは別の観点で展開されている。そして、使用されるインデキシングコードは、専らインデキシングにのみ使用される。

例えば、携帯用または特に輸送に適した、照明装置またはそのためのシステムを扱うサブクラスF21Lでは、インデキシングコードとしてF21W, F21Yを使用できるが、F21Wは照明装置またはシステムの使用または適用に関して、F21Yは光源の形状に関して、それぞれ展開されている。

また、プラスチック成形を扱うサブクラスB29Cでは、インデキシングコードとしてB29K, B29Lを使用できるが、B29Cは成形手段の観点で展開されているのに対し、B29Kは成形材料、B29Lは成形物品の観点でそれぞれ展開されている。

例 14

「バッテリーまたは電池を内蔵する電氣的照明装置(F21L 4/00)において、装飾に使用または適用され(F21W 121/00)、点状光源を有する(F21Y 101/00)もの」

F21L 4/00	…バッテリーまたは電池を内蔵する電氣的照明装置	
F21W 121/00	…装飾に使用または適用される照明装置やシステム	(← インデキシングコード)
F21Y 101/00	…点状光源	(← インデキシングコード)

「天然ゴム(B29K 7/00)の材料から、歯車(B29L 15/00)を圧縮成形(B29C 43/00)により製造する方法」

B29C 43/00	…圧縮成形	
B29K 7/00	…天然ゴム	(← インデキシングコード)
B29L 15/00	…歯車	(← インデキシングコード)

(参考：IPC第7版以前) インデキシングの表記

IPC第7版以前では、サブクラス記号、コロン及び2つの数字(例: B29K 9:00)から成り、斜線(/)の代わりにコロン(:)を有していた。

(参考：IPC第7版以前) 分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するもの

インデキシング系列にインデキシング専用として使用するものと、分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するものがあったが、IPC第8版以降のインデキシングコードでは、分類用とインデキシング用の両方の目的での使用が廃止された。

分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するインデキシング系列では、両者に対して同じ項目が使用されていた。このような項目は、該当箇所の「注」で示されているほか、グループの数字の左側に縦線を引いて表示していた。これらの項目をインデキシング用を使用するときは、斜線(/)をコロン(:)に置き換えて使用していた。

(参考：IPC第7版以前) リンクと非リンク

IPC第7版以前には、関連する分類記号と一緒に括弧内に表記されるインデキシングコードと、単独で表記されるインデキシングコードがあり、前者のように、関連する分類記号とインデキシングコードと一緒に括弧内に表記される状態を「リンク」とよんでいた。

しかし、IPC第8版以降、関連する分類記号をインデキシングコードとともに括弧内に表記するリンクは廃止された。

関連する分類記号とインデキシングコードと一緒に括弧内に表記することによって、付与されたインデキシングコードがどの分類記号と関連しているかを示し、分類記号で示される情報をさらに特定していた。また、リンクに際して、複数のインデキシングコードが一つの分類記号と関連する場合は一つの括弧で、一つの分類記号が複数のインデキシングコードと関連する場合は複数の括弧で表記した。

なお、廃止されたインデキシングコードの中には、分類項目に格上げされたものもある。

1.3 分類すべき事項またはインデックスすべき事項

IPCのひとつの目的はサーチを容易にすることにある。そのため、サーチの際の利便性を考慮して分類付与を行うことは重要である。

特許文献中の情報は、“発明情報”と“付加情報”の二種類に分けることができる。

1.3.1 発明情報

発明情報は、従来技術への付加を表す特許文献全体（例えば、明細書、図面、請求の範囲）の中にある技術情報である。この発明情報は、明細書及び図面を十分考慮した上、特許文献の請求の範囲を指針として用い、従来技術と照らし合わせて決定される。ここでいう“従来技術への付加”とは、特許文献において具体的に開示された新規及び非自明なあらゆる主題事項を意味する。この主題事項とは、先行技術の一部とはならない、すなわち、ある特許文献に記載された主題事項と既に公知となっているあらゆる技術主題事項の集合体との差である。

1.3.1.1 発明の技術主題の把握

分類を付与する際には、原則として、発明が具体化されている「もの」、すなわち、発明の技術主題を、特許請求の範囲を指針として明細書及び図面を十分考慮して把握する。

しかしながらその際に、特に公開公報の分類付与において、真に具現化されている「もの」が特許請求の範囲に記載されていない場合があるので、そのような場合には、特許請求の範囲にとらわれないうで、明細書に記載された表現を重視して、発明の技術主題を把握する。

例 15

特許請求の範囲に「…潤滑剤供給装置を有する軸受」との記載があるとき、真の発明は、潤滑剤供給装置を軸受に適応したところにあるのではなく、潤滑剤供給装置そのものの改良のみにある場合がある。そのような場合には、真に具現化されている「もの」を軸受としてではなく、潤滑剤供給装置として把握する(F16C, F16N 参照)。

1.3.1.2 発明の技術主題の分類

発明の技術主題を把握した後は、分類表の分類箇所と実際に対比しながら、その技術主題について分類を付与する。その際、発明が本質的に関連する技術主題を、その構成部分を個々に分離して分類することなく、できるだけ全体的に分類する。しかし、発明の技術主題の構成部分も、その構成部分そのものが従来技術への付加を示している場合、すなわち、新規かつ非自明の主題事項を示している場合、発明情報を構成すると考えられる。

例 16

板バネを車両懸架装置へ組み込むことに特徴が有する場合、より大きな系である車両懸架装置の分類(B60G)を付与する。このとき、板バネ自体にも特徴があり、それが新規かつ非自明である場合は、板バネを分類する箇所(F16F)にも分類を付与する。

1.3.2 付加情報

付加情報は、それ自体は従来技術への付加を示していないがサーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報である。例えば、組成物または混合物の構成要素や、方法または構造の要素または部分、分類された技術主題事項の使用または応用などを特定することにより発明情報を補足する。この付加情報について分類付与することは、国際的には非義務的(Non-obligatory)である。しかし日本においては、国内運用として分類付与を行っている。

また、インデキシングコードは付加情報として表現される。付加情報として表記した際に、表現上分類記号と区別することができないが、どの分類記号と関連しているかを、各インデキシング系列の

前の注、タイトルまたは見出しを参照することによって調べることができる。

1.4 分類箇所を選択するためのルール

1.4.1 サブクラスの選択

IPCは階層的な分類体系であるため、発明の主題を分類する適切なサブクラスを決定するためには、その階層構造を用いて系統的なアプローチで段階的に行うことができる。まず関連したセクションを特定し、それから適切なサブセクション及びクラス、並びに、選択したクラスの下位にある、当該主題を最も十分に包含しているサブクラスを特定する。

1.4.2 グループの選択

適切なサブクラスを選択した後、当該サブクラス内の関連したメイングループ及びサブグループを決定するためには、IPCの階層構造を用いる手順に従うべきである。この手順を適用する前に、後述の3つの一般分類規則（一般ルール、ファーストプレース優先ルール及びラストプレース優先ルール）のうち、選択したサブクラスにどれを用いるか及びそのサブクラスの一部に特別ルールが適用されているかどうかを確認する必要がある。

後述の各項では一般分類規則同士の相違が記されるが、各一般分類規則には以下の特徴が共通していることに留意することが重要である。

- (a) 技術主題の多くは、そのサブクラス系列の1つのグループでのみ完全に包含されている。この場合、そのサブクラス系列で用いられている一般分類規則に関係なく、その主題はこのグループに分類する。
- (b) 特許文献に2以上の発明の主題が開示されている場合、各主題を分類する際に、そのサブクラスで用いられる一般分類規則を別々に適用する。
- (c) 発明の主題の組み合わせの要素が新規かつ非自明そのものである場合、そのサブクラスで用いられる一般分類規則に従って別々に分類する。

関連した単一または複数のグループの決定に、そのサブクラスに用いられる一般分類規則が重要となるのは、その技術主題がサブクラスの2以上のグループに包含される場合（すなわち、いくつかのグループで範囲が重複している可能性があったり、グループがその主題の組み合わせの要素にのみ適用できるものであって、その主題そのものには適用できない場合）のみである。

次に、3つの一般分類規則（一般ルール、ファーストプレース優先ルール及びラストプレース優先ルール）及び特別ルールについて説明する。

a. 一般ルール

一般ルールは、IPCにおける“デフォルト”分類ルールであり、優先ルールや特別ルールが指定されていないIPCのすべての分野に適用される。これは、単一の技術主題がIPC内の単一の箇所に分類されるようにIPCを工夫するという原則に基づいている。この原則は、IPCの各分類箇所は互いに排他的であることを前提とする。

一般ルールの下では、不要な多重分類を抑え、分類しようとする技術主題を最も適切に表現するグループを選択するために、以下の優先原則を適用することができる。

- (a) より複雑な事項に関するグループは、あまり複雑でないグループに優先する。例えば、組合せに関するグループは、組合せの各構成要素に関するグループに優先し、“もの全体”に関するグループは、“細部”に関するグループに優先する。
- (b) より特殊な主題事項に関するグループは、あまり特殊でない主題事項に関するグループに優先する。例えば、独特な型の事項に関するグループまたは特殊な課題を解決するための手段を備える事項に関するグループは、より一般的なグループに優先する。

ただし、複数の観点に特徴がある主題事項を分類する際、または、サーチに有用な情報に付加的な分類記号を付与する際には、多重分類の原則が適用される。

b. 優先ルール

IPCのいくつかの分野では、優先ルールを採用している。これらのルールは、分類の整合性を向上させることを目的としている。

◆ ファーストプレース優先ルール

このルールでは、発明の技術主題が、最も階層が深くかつ適切な分類（サブグループ）を選択するまで、各階層レベルでその技術主題の何れかの部分を包含している最初のグループを順次特定することにより分類する（補足資料2も参照）。1件の特許文献に特定の技術主題が幾つか開示されているときは、各技術主題それぞれに適用される。この規則が適用される箇所には「注」によってその旨が指示してあり、適用範囲も明確に示してある。例えば、C40B、F23Bの関連する注を参照されたい。

ファーストプレース優先ルールが導入された場合、分類表は標準配列によって記載される。標準配列とは、その分類表の最上位にある最も複雑なまたは特殊な主題事項から、その分類表の最下位に置かれたあまり複雑でないまたは特殊でない主題事項へと進む原則に従って並べる配列のことである。

例 17

F23B 固体燃料のみを用いる燃焼方法または装置（室温では固体であるが溶解した状態で燃焼する燃料の燃焼のためのもの、例、ロウソクの蠟、C11C5/00、F23C、F23D；空气中に浮遊した固体燃料を用いるもの F23C、F23D1/00；液体中に浮遊した固体燃料を用いるもの F23C、F23D11/00；固体燃料と流体燃料を同時にまたは択一的に用いるもの F23C、F23D17/00）

注

(2) このサブクラスでは、ファーストプレース優先ルールが適用される。即ち、各階層レベルにおいて、相反する指示がない限り**最初の適切な箇所に分類する**。

◆ ラストプレース優先ルール

このルールでは、発明の技術主題が、最も階層が深くかつ適切な分類（サブグループ）を選択するまで、各階層レベルでその技術主題の何れかの部分を包含している最後のグループを順次特定することにより分類する。1件の特許文献に特定の技術主題が幾つか開示されているときは、各技術主題それぞれにラストプレース優先ルールを適用する。この規則が適用される箇所には、必ず「注」によって「……最後の適切な箇所に分類する」などと、その旨が明確に指示されている。例えば、A61K、C07、C08G、C10Mの関連した注を参照されたい。

ラストプレース優先ルールが導入された分類表では、グループ配列は正式には標準化されていない。しかし、グループの配列はしばしば、その分類表の最上位のあまり複雑でないまたはより一般的な主題事項から、その分類表のより低い箇所に置かれたより複雑なまたは特殊な主題事項へ順次進むという原則に従って並べられている。

例 18

C07C 非環式化合物または炭素環式化合物

注

(5) このサブクラスにおいては、ラストプレース優先ルールが適用される、すなわち各階層レベルにおいて相反する指示がない限り、プロセスはこのサブクラス内の**最後の適切な箇所に分類する**。

c. 特別ルール

IPCの若干の箇所では、特別な分類ルールが用いられる。これらの箇所では、これらのルールが一般分類規則（一般ルール、ファーストプレース優先ルール及びラストプレース優先ルール）に優先する。これが適用される場合は常に関連した箇所の注で明示される。例えば、C04B38/00、C08L、G05Dの関連した注を参照。サブクラスC08L（“高分子化合物の組成物”）に続く注(2) (b) では、組成物な

どを主成分(例えば、最も高い重量比を持つ構成成分)によって分類されることが指示されている。

例 19

C08L 高分子化合物の組成物 (重合性単量体に基づく組成物 C08F, C08G; 人造フィラメントまたは人造繊維 D01F; 繊維処理用組成物 D06)

注

(2) このサブクラスにおいては:

(a) 組成物は高分子成分のみの重量割合に応じて分類される;

(b) 組成物は最も高い割合で存在する 1 つ以上の高分子成分に従って分類される; もしこれら全ての成分が同じ割合で存在するならば、その組成物はこれらの成分の各々に従って分類される。

1.4.3 取り決め優先順位

特定のクラス、サブクラス、グループなどに設けられた部分的な取り決めが、一般的な指示と抵触する場合には、部分的な取り決めが一般的指示より優先する。

例 20

C セクション - 化学; 冶金

注

(1) セクション C において化学元素の種類に関する定義は次のとおりである:

.....
非金属: H, B, C, Si, N, P, O, S, Se, Te, 希ガス.....

C08F 炭素-炭素不飽和結合のみが関与する反応によってえられる高分子化合物(炭素数がより少ない炭化水素からの液体炭化水素混合物の製造, 例, オリゴメリゼーションによる, C10G 50/00; ...繊維, より系, 系, 織物, またはこのような材料から製造された繊維製品への単量体のグラフト重合 D06M14/00)

注

(1) このサブクラスにおいては、ほう素およびけい素は金属とみなす。

1.5 IPCリフォーム

IPCは特許文献のための国際的に統一された分類であり、特許庁の審査官、出願人、その他の利用者が特許文献を検索するための有効なサーチツールとして利用することを目的に作成されたことは前述の通りである。

しかしながら、IPCは、膨大な文献数を持つ大規模庁には大まかすぎて実質的なサーチツールとしての利用が困難である一方、文献数の少ない小規模庁には細かすぎて分類付与負担が大きいといった問題があった。さらに大規模庁が自国でのサーチを効率的に行うためにIPCを細展開した独自の分類体系を確立していった結果として、外国特許文献のサーチを行うために、外国の独自分類に習熟することや、外国特許文献に対して自国の独自分類を付与する必要があるといった問題が生じていた。

他にも、IPCの公報への付与が公報発行時に有効なIPCにより行われていたことにより、IPC第7版までは、IPCを用いたサーチは、サーチ対象となる公報の発行時に合わせて有効な版を選択して用いる必要があるという問題や、5年に一度の版改正では、迅速化する技術の進展に適切に対応したサーチが困難であるという問題も指摘されていた。

このような状況の下、1999年3月のWIPO/IPC同盟専門家委員会（Committee of Experts of the IPC Union）においてIPCのリフォーム（改革）の検討開始が決定された。そして、これまでのIPCを改良して使いやすいものにするための議論を重ねた結果、次のような新たな特徴を有するIPC第8版（2006）が2006年1月に発効した。

1.5.1 IPC第8版(2006)の特徴

● 既発行文献の最新版IPCによる再分類

IPC第8版以降では、PCT最小限資料について最新版のIPCにより既発行公報の再分類を行い、最新のIPCによるサーチを可能とすることとした。

● IPCの二層構造化

IPC第8版では、「アドバンスレベル」と「コアレベル」に二層構造化された。「アドバンスレベル」は、主に日本国特許庁を含む大規模庁が付与する分類であり、一方で「コアレベル」は、中小規模庁が付与し易い安定した分類であり、分類項目数はアドバンスレベルの30%程度に絞り込まれた大まかな分類であった。

アドバンスレベルの改正は、専門家委員会に設けられたIPCアドバンスレベル特別小委員会（Special Subcommittee of the Committee of Experts）によって議論され、3ヶ月ごとに実施できることとなった。構成メンバーはPCT最小限資料の再解析負担が全文献数の20%を越える特許庁（日本国特許庁、欧州特許庁（EPO）及び米国特許商標庁（USPTO）が該当（以下、この三庁を「三極」という））と国際事務局であった。一方、コアレベルの改正は、IPCリビジョン作業部会で議論され、3年ごとに実施できることとなった。

ただし、コアレベル・アドバンスレベルという二層構造は、2011年1月より、廃止され、「フルIPC」として一本化されている。

● 分類項目の標準配列

標準配列とは、その分類表の最上位にある最も複雑なまたは特殊な主題事項から、その分類表の最下位に置かれたあまり複雑でないまたは特殊でない主題事項へと進む原則に従って並べる配列であり、ファーストプレイス優先ルールが適用される分野で導入されている。

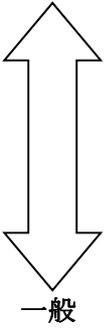
以下に標準配列の例を示す。

例： A47D 子供に特に適合する家具（学校用ベンチまたは机A47B39/00, A47B41/00）

[現行]

1/00	子供用いす（いす一般A47C；子供用車両座席B60N2/26）
3/00	子供用机
5/00	子供用化粧台（たんすA47B67/00）
7/00	子供用ベッド（ベッド一般A47C）
9/00	ゆりかご
11/00	他のものに変えられる子供用家具，例．ベッドにすることができる子供用いすまたはベンチ（他のものに変換できる家具一般A47B85/00）
13/00	他の子供用家具（幼児用の補助的または携帯式トイレシートA47K13/06）
15/00	子供用家具の付属品，例．安全ベルト，哺乳ビンホルダー（医薬供給用ビンのホルダーA61J9/06；安全ベルトまたは人体の支持帯一般A62B35/00；陸上乗物用安全ベルトまたは人体の支持帯B60R22/00；航空機用の人体の支持帯B64D25/06）

[標準配列]

	11/00	他のものに変えられる子供用家具，例．ベッドにすることができる子供用いすまたはベンチ（他のものに変換できる家具一般A47B85/00）
	1/00	子供用いす（いす一般A47C；子供用車両座席B60N2/26）
	5/00	子供用化粧台（たんすA47B67/00）
	3/00	子供用机
	9/00	ゆりかご
	7/00	子供用ベッド（ベッド一般A47C）
	13/00	他の子供用家具（幼児用の補助的または携帯式トイレシートA47K13/06）
	15/00	子供用家具の付属品，例．安全ベルト，哺乳ビンホルダー（医薬供給用ビンのホルダーA61J9/06；安全ベルトまたは人体の支持帯一般A62B35/00；陸上乗物用安全ベルトまたは人体の支持帯B60R22/00；航空機用の人体の支持帯B64D25/06）

● インデキシングコードの扱い

インデキシングコードについて、IPC第8版において大幅な改正が行われた。具体的には、コロンを使用する従来の表記が分類記号と同じ表記に変更された。さらに、分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するインデキシングコード、及び関連する分類記号をインデキシングコードとともに括弧内に表記するリンクが廃止された。詳細は「1.2.2 インデキシングコード」を参照。

● 分類定義の表現の統一

IPCの各サブクラスに記載されている説明について、各サブクラスによって表現にばらつきが見られるため、現在WIPOにおいては、IPC第8版分類表のインターネット版に掲載するための、サブクラスの定義、注、参照、サブクラス内の索引等の記載を統一した書式に書き直す作業を進めている。採択された定義については、WIPOのホームページのIPC分類表 (<http://www.wipo.int/ipcpub/>) におけるサブクラス定義として掲載されている（定義が採択済みのサブクラス記号の左に表示されている「D」というアイコンをクリックすると、当該サブクラスの定義が表示される。）。なお、定義は、サブクラスのみならず、メイングループやサブグループでも、必要に応じて作成される。

また、タイトル中の非限定参照（10頁「案内」を参照）については、タイトルへの記載をやめ、定義にのみ記載する方向で作業を進めている。

● X-記号の廃止

通常、特許文献において開示されている発明情報は、1以上の分類箇所に適切に包含される。しかしながら、技術の発展に伴い、現行の分類箇所では、新たに開示されたすべての主題事項を必ずしも提供できないため、このような主題事項については、クラス、サブクラス、セクションまたはメイングループに”X”を付加することにより分類を行っていた。

しかしながら、IPC第8版からはこのX-記号が廃止され、代わりに各セクションについて、特別

な残余メイングループが導入されている。この特別な残余メイングループは、特許文献の発明情報が最も適したセクションの何れのサブクラスにも適切に包含されない場合に分類され、各セクション記号の後ろに“99Z 99/00”を付けて表示される。

さらに、発明情報が、あるサブクラスには包含されるが技術的限定が記載されているそのサブクラス内のグループの何れにも包含されない場合は、その発明情報は、そのサブクラスの残余メイングループに常に分類される。こうしたメイングループは、サブクラス系列の最下位に置かれ、可能な限り標準グループ記号の99/00を用いて表示されるが、残余メイングループの導入に関しては現在もなお議論が行われている。

1.5.2 最新IPCの特徴

上記のとおりIPCは二層構造化したものの、世界の大多数の特許庁が分類のためにアドバンスレベルを使用しているという現状があった。また、IPCの二層構造化により、2つのレベルを持つ分類の複雑性などによる弊害も発生していた。

このような状況の下、2008年2月のWIPO/IPC同盟専門家委員会（Committee of Experts of the IPC Union）において、IPCアドバンスレベル小委員会の構成の再検討が決定された。そして、IPC改正手順を簡素化するための議論が重ねられた結果、IPCの改正と発行(publication)の手順について、「コアレベル」と「アドバンスレベル」の一本化を含む以下の事項が2009年3月のWIPO/IPC同盟専門家委員会において決定された。さらに、2010年2月のWIPO/IPC同盟専門家委員会において、詳細な議論がされ、最終的に以下の点が決定された。

● コアレベル・アドバンスレベルの一本化

コアレベルとアドバンスレベルが一本化され、アドバンスレベルに相当する1つの分類表のみを維持・発行していくことが決定された。これを「フルIPC」と呼び、これに伴い、2011年1月より「アドバンスレベル」及び「コアレベル」という用語は廃止された。なお、フルIPCを利用することが困難な小規模庁は、フルIPCのうちのメイングループのみを用いて分類することができる。

● IPC改正周期について

2006年以降は、コアレベルは3年ごとに改正され、アドバンスレベルは随時改正可能とされていた。しかし、フルIPCの導入に伴い、IPC改正周期を年1回（毎年1月1日に発効）とすることが2009年3月に決定された。

● IPC改正の検討組織の一本化

IPCアドバンスレベル小委員会は廃止され、全てのIPC改正プロジェクトは、IPCリビジョン作業部会において議論されることとなった。そして、IPCリビジョン作業部会で承認されると、改正IPCは発行することになる。

1.6 IPCの表記方法

特許文献に記載されるIPCの公式な略語は「Int.Cl.」である。「Int.Cl.」なる略語を、IPCに従って分類された特許文献の分類記号の前に置く。

フルIPCを用いて分類するときは、各IPC記号がいつ新設または実質的に改正されたかを示すバージョン表記（年、月）を、当該各IPC記号に続き丸括弧で囲んで表示する。また、対象文献が少なくともその一部についてメイングループのみを用いて分類されている場合は、IPCのバージョン表記を、略称“Int.Cl.”に続き、丸括弧で囲んで表示する。

フルIPCを用いて分類するときは、IPC記号はイタリック体で印刷または表示され、メイングループのみを用いてまたはサブクラスレベルで分類するときは、IPC記号は標準フォント（すなわち、イタリック体でないもの）で印刷または表示される。また、発明情報のIPC記号は太字で印刷または表示され、付加情報のIPC記号は標準フォント（すなわち、太字でないもの）で印刷または表示される。

日本はフルIPCで分類を行うので、公報の表記は次のようになる。

Int.Cl.

B28B 5/00 (2006.01) フルIPCで分類、かつ発明情報
H04H 20/12 (2008.01) フルIPCで分類、かつ発明情報
 H01H 33/65 (2009.01) フルIPCで分類、かつ付加情報

なお、メイングループのみを用いて分類する庁が発行する公報は、

Int.Cl. (2011.01)

B28B 5/00 メイングループのみを用いて分類、かつ発明情報
H04H 20/00 メイングループのみを用いて分類、かつ発明情報
 H01H 33/00 メイングループのみを用いて分類、かつ付加情報

のように表記され、

発明情報をフルIPCで分類し、付加情報をメイングループのみを用いて分類する庁が発行する公報は、

Int.Cl. (2011.01)

B28B 5/00 (2006.01) フルIPCで分類、かつ発明情報
H04H 20/12 (2008.01) フルIPCで分類、かつ発明情報
 H01H 33/00 メイングループのみを用いて分類、かつ付加情報

のように表記される。

また、**図 4** には、日本で発行される公報における分類表記の例を示す。

		JP 2011-000000 A 2011.1.1	
(19)日本国特許庁 (JP)	(12) 公開特許公報(A)	(11)特許出願公開番号 特開2011-000000 (P2011-000000A)	
		(43)公開日 平成23年1月1日 (2011.1.1)	
(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)	
G 0 1 B 12/345 (2006.01)	G 0 1 B 12/34 1 0 1 B	2 E 1 1 0	
G 0 2 C 9/87 (2007.01)	G 0 2 C 9/87 Z N A	3 B 0 0 5	
G 0 1 B 67/89 (2007.10)	G 0 1 B 67/89 Z		
G 0 1 B 12/456 (2006.01)	G 0 1 B 12/456 U		
G 0 1 B 34/56 (2008.04)	G 0 1 B 34:56		
審査請求有 請求項の数 2 O L 外国語出願 公開請求 (全 7 頁) 最終頁に続く			

図 4 フルIPCで分類する場合の公報表記例

図 4 において、発明情報を表す分類記号が**G01B 12/345**、**G02C 9/87**、**G01B 67/89** であり、付加情報を表す分類記号が**G01B 12/456**、**G01B 34/56**である。日本はフルIPCで分類付与を行うことから、表記はすべてイタリック体である。

なお、フルIPCの公報表記は、従来のアドバンストレベル（IPC第8版(2006)より導入され、2011年1月より廃止）の公報表記と同じ表記である。

(参考：IPC第7版以前) 公報への表記方法

IPCの版の表示は、第7版以前では例えば「Int.Cl.⁷」のように略語のすぐ後の右肩にアラビア数字を記載していた。図 4で表記したのと同じIPCをIPC 7版以前に発行された公報に表示すると、図 5のようになる。

			JP 2004-000000 A 2004.1.1
(19)日本国特許庁 (JP)	(12)公開特許公報(A)	(11)特許出願公開番号 特開2004-000000 (P2004-000000A)	
			(43)公開日 平成16年1月1日 (2004.1.1)
(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)	
G 0 1 B 12/345	G 0 1 B 12/34 1 0 1 B	2 E 1 1 0	
G 0 2 C 9/87	G 0 2 C 9/87 Z N A	3 B 0 0 5	
G 0 1 B 67/89	G 0 1 B 67/89 Z		
//G 0 1 B 12/456	G 0 1 B 12/456 U		
G 0 1 B 34/56	G 0 1 B 34:56		
審査請求 有 請求項の数 2 O L (全 8 頁) 最終頁に続く			

図 5 IPC第7版以前の公報表記例

図 5 において、「G01B 12/345, G02C 9/87, G01B 67/89」がこの発明の発明情報を表す分類記号である。記号「//」は、この記号よりも後にある分類記号が付加情報であることを示している。

1.7 国際的な分類調和の動き

IPCリビジョン作業部会において議論されるIPC改正提案には、以下のタイプがある。

- ・日米欧の三極特許庁による三極分類調和プロジェクトに由来するIPC改正提案
- ・日米欧中韓の五大特許庁協力に基づく共通ハイブリッド分類（CHC）プロジェクト又はグローバル・クラシフィケーション・イニシアティブ（GCI）に由来するIPC改正提案
- ・IPC同盟専門家委員会で承認されたその他のIPC改正提案

三極分類調和プロジェクトまたはCHCプロジェクトに由来するIPC改正提案については、IPCリビジョン作業部会において優先的に扱われる。三極分類調和プロジェクトと五大特許庁協力に基づくIPC改正の取り組みの詳細は、以下のとおりである。

①三極分類調和プロジェクト

日米欧の三極特許庁は2000年11月に三極分類調和プロジェクトを開始することで合意し、三極特許庁間で得られた分類表をIPCとして採用することを念頭に置いて、分類調和の作業を進めてきた。

具体的には、これまで約80の分野で分類調和の検討が行われ、三極特許庁間で合意が得られた分野については、IPCリビジョン作業部会でIPC化に向けた議論が進行中またはIPCとして発効済みである。

また、三極分類調和プロジェクトの議論を加速させるため、三極特許庁の審査官が集まって分類調和について議論する審査官分類協議を実施した。

なお、今後は、五大特許庁のCHCプロジェクトに集中するため、三極分類調和プロジェクトの新設は行わないこととなっている。

②五大特許庁協力に基づくIPC改正の取り組み

2008年10月に韓国・済州島で開催された第2回五大特許庁長官会合¹において、五大特許庁の長官は一層のワークシェアリング促進に向けて、10の基礎プロジェクトに協力して取り組んでいくことに合意した。分類調和に関しても、10の基礎プロジェクトの1つとして、欧州特許庁（EPO）が主担当庁のCHCプロジェクトが進められることとなった。

CHCプロジェクトとは、各庁の内部分類（具体的にはJPOのFI/Fターム、EPOのECLA²/ICO）を利用してIPCを細分化させることを目的としたプロジェクトである。

内部分類を有効利用するという方法は、三極分類調和プロジェクトにおいて、新規の分類表を作成し、庁間の合意が得られるまでに、長期間にわたり大きなリソースが必要であったことから考え出されたものである。

しかし、CHCの進捗があまり芳しくなかったことから、2013年6月の五大特許庁長官会合において、五庁はCHCに代えて新たな枠組みであるGCIを立ち上げることに合意した。

GCIは、JPOの内部分類であるFI/Fタームと、EPO/USPTOの内部分類であるCPC³とが整合している（各内部分類の改正により整合することが確実となったものを含む）技術分野の分類をIPC化するActivity iと、急速に技術が発展している分野において十分に緻密化された分類表を作成するActivity iiとからなる。

GCIにより、IPCの細分化が進めば、共通の分類表を使用することになり各国の文献の検索が可能となることから、各庁の審査官にとって、他庁発行文献へのアクセスが容易になるというメリットがある。

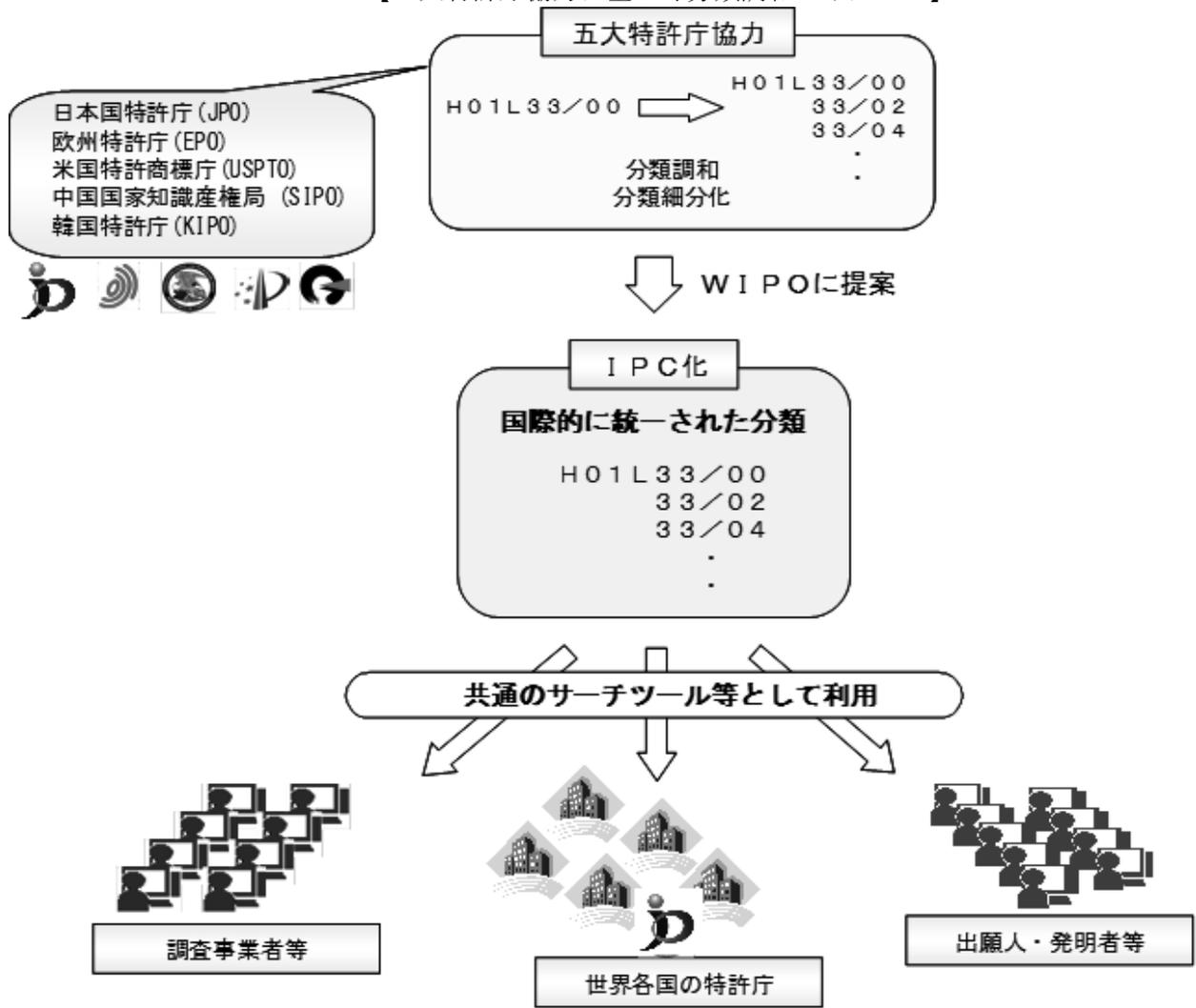
¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/godai_kaigou2008.htm

² European Classification（欧州特許分類）。IPCを細展開したEPOの内部分類で約13万項目から構成。

³ Cooperative Patent Classification（協同特許分類）。2013年1月に発効した、EPOとUSPTOの共通分類、従前のECLAがベースとなっている。

図 6

【五大特許庁協力に基づく分類調和のイメージ】



2 IPCの国内運用

IPCは、本来「1 IPCの解説」で述べた基本的な事項に従って国際的に統一して利用されるものであるが、日本では、さらに識別記号、分冊識別記号等を作成して、検索の効率化を図っている。

2.1 FI (File Index)

IPCの利用に際して、日本の技術事情、例えば、諸外国に比べて一段と進んでいる技術の存在あるいは日本特有の技術の存在により、IPCの展開をそのまま使用すると多量の特許文献が集中し、検索などに不都合が生じる場合がある。

そこで、このような場合に対応するために、日本では、IPCをベースとしてIPCに展開記号及び/または分冊識別記号を付加する形(表 2 参照)で日本独自に細展開したFIを使用している。FIはIPCの利用を円滑にする手段として、基本的に国内文献の検索に使用されるものである。現在、FIは約19万の項目から構成されている。

表 2

FI記号の表記形式	例	示
IPC記号	A21D	2/04
IPC記号+分冊識別記号	B01D	53/02 B
IPC記号+展開記号	B31B	1/00 301
IPC記号+展開記号+分冊識別記号	C04B	35/58 104 B

図 7

		JP 2011-000000 A 2011. 1. 1	
(19)日本国特許庁 (JP)	(12)公開特許公報(A)	(11)特許出願公開番号 特開2011-000000 (P2011-000000A)	
		(43)公開日 平成23年1月1日 (2011. 1. 1)	
(51) Int. Cl.	FI	テーマコード (参考)	
G 0 1 B 12/345 (2006. 01)	G 0 1 B 12/34 1 0 1 B	2 E 1 1 0	
G 0 2 C 9/87 (2007. 01)	G 0 2 C 9/87 Z N A	3 B 0 0 5	
G 0 1 B 67/89 (2007. 10)	G 0 1 B 67/89 Z		
G 0 1 B 12/456 (2006. 01)	G 0 1 B 12/456 U		
G 0 1 B 34/56 (2008. 04)	G 0 1 B 34:56		
審査請求有 請求項の数 2 O L 外国語出願 公開請求 (全 7 頁) 最終頁に続く			

2.1.1 展開記号

展開記号とは、IPCの最小単位であるグループを更に細かく展開するために用いられる記号をいう。この記号には、原則として100より始まる3桁の数字が使用されている。展開記号にもグループと同様に階層を示すドットが付されており、IPCと連続した階層を持っている。

例 21

A01D	収穫;草刈り
34/00	刈取機;収穫機の刈取装置
34/02	・往復動するカッターを有するもの
34/24	・・・・カッターバーの揚上装置
101	・・・・機体の走行と連動して作動するもの
102	・・・・刈取対象を感知して作動するもの
103	・・・・圃場面または刈株を感知して作動するもの
104	・・・・ハンチング防止機構
105	・・・・センサー部に特徴のあるもの
106	・・・・ロック装置,落下防止機構

展開記号は、必ずIPCの完全記号と併記の形で使用されるが、もし1個のグループに2個以上の展開記号が付与される場合、公報上へは、第1番目のIPC記号のみが記載され、第2番目以降は、IPC記号が省略されて展開記号のみが記載される。

図 8

		JP 2011-000000 A 2011.1.1	
(19)日本国特許庁 (JP)	(12)公開特許公報(A)	(11)特許出願公開番号 特開2011-000000 (P2011-000000A)	
		(43)公開日 平成23年1月1日 (2011.1.1)	
(51)Int.Cl.	F I		テーマコード (参考)
G 0 1 B 12/345 (2006.01)	G 0 1 B 12/34	1 0 1 B	2 E 1 1 0
G 0 2 C 9/87 (2007.01)	G 0 2 C 9/87	"Z N A"	3 B 0 0 5
G 0 1 B 67/89 (2007.10)	G 0 1 B 67/89	Z	
G 0 1 B 12/456 (2006.01)	G 0 1 B 12/456	U	
G 0 1 B 34/56 (2008.04)	G 0 1 B 34:56		
審査請求有 請求項の数 2 〇 L 外国語出願 公開請求 (全 7 頁) 最終頁に続く			

2.1.3 FIの採用版について

FIは、原則、最新版のIPCを細展開したものであるが、旧版のIPCを基に細展開されたものも一部存在する。

例えば、インデキシングコードについてはIPC第8版において大幅に改正されている。しかしながら、FIにおけるインデキシングの表記についてはこれまでと同様、サブクラス記号、コロン及び2つの数字(例: B29K 9:00)から成り、斜線(/)ではなくコロン(:)を有する。

また、IPC第4版ないし第7版を基に細展開されたFIには、インデキシング系列にインデキシング専用のもので、分類用とインデキシング用の両方の目的で利用するものが存在する。さらに、関連する分類記号とリンクして括弧内に表記されるものと、リンクせずにインデキシングコード単独で表記されるものも存在する。

2.1.4 FIの階層構造について

既述のとおり、展開記号にもグループと同様に階層を示すドットが付されており、IPCと連続した階層を持っている。分冊識別記号間の階層構造もドットにより示されるが、IPCや展開記号のドットとは独立して分冊識別記号内の階層で表されている。

例 23

A01C 11/00	移植機械
A01C 11/02	・ 苗用のもの
301	・ ・ 畑作用のもの
A	ハンディタイプ
B	苗供給部の特徴
C	・ ロータリー型苗保持筒集合体
⋮	
Z	その他のもの

2.1.5 FIの改正について

技術の進展や蓄積文献数の増加等に応じて、検索精度や検索効率を維持できるように、年2回、FIの追加・廃止・更新等をはじめとするFI改正が行われている。

また、FIを新たに作成した際には、過去に旧FIが付与された文献に新FIを付与し直す作業（再分類）を行っており、再分類期間中は、通常新旧両方の検索インデックスを利用して検索する必要がある。

これらFIの改正に関する情報は、特許庁ホームページ上の「FI改正情報」（付属資料1. 3参照）において参照することができる。

「FI改正情報」には、新たにFI改正が行われた改正分野のFIリストの他、FI改正を予定している分野、再分類作業を行っている分野の一覧等についての情報が掲載されている。

2.2 ファセット分類記号

ファセット分類記号とは、FIの全範囲または所定の範囲（例えば、サブクラスまたは複数のグループの範囲）を、FIとは異なる観点から展開する分類記号のことである。ファセット分類記号を用いることによりFIとは別の観点からのサーチが可能となる。ファセット分類記号には、3個の英文字が使用される。

例 24

B21B 金属の圧延(B21 に包含される金属加工作業に関連して使用される補助的作業は B21C 参照;圧延による曲げ B21D;圧延による特定の対象物, 例. スクリュー, 車輪, リング, バレル, ボール, の製造 B21H;圧延機手段による圧延 B23K20/04)

ファセット分類記号

適用範囲 37/00～37/14

BBF 分塊圧延機用のもの
 BBG 条材圧延機用のもの
 BBH 板材圧延機用のもの
 BBJ ・厚材圧延機用のもの
 BBK ・ストリップ圧延機用のもの
 BBL ・熱間ストリップ圧延機用のもの
 BBM ・連続式
 BBN ・冷間ストリップ圧延機用のもの
 BBP ・連続式
 BBQ ・調質圧延機用のもの
 BBR ・箱圧延機用のもの
 BBS 管圧延機用のもの

ファセット分類記号の第1番目の英文字は、通常該当するセクション記号と同一であるが、複数のセクションにまたがる技術の横断的サーチを効率的に行うために設けられた広域ファセット分類記号の第1番目の英文字は「Z」が用いられる（例. 核酸/アミノ酸配列に関するもの：ZNA, ナノテクノロジー応用技術：ZNM）。これら3文字からなるファセット分類記号は、重複しないようになっている。

図 10

			JP 2011-000000 A 2011.1.1		
(19)日本国特許庁 (JP)		(12)公開特許公報(A)		(11)特許出願公開番号 特開2011-000000 (P2011-000000A)	
			(49)公開日 平成23年1月1日 (2011.1.1)		
(51)Int.Cl.		FI		テーマコード (参考)	
G01B 12/345 (2006.01)		G01B 12/34	101B	2E110	
G02C 9/87 (2007.01)		G02C 9/87	ZNA	3B005	
G01B 67/89 (2007.10)		G01B 67/89	Z		
G01B 12/456 (2006.01)		G01B 12/456	U		
G01B 34/56 (2008.04)		G01B 34:56			
審査請求有 請求項の数 2 OL 外国語出願 公開請求 (全7頁) 最終頁に続く					

2.3 出願人IPC付与

「出願人IPC付与」は、出願人が出願する場合にIPC記号を願書面に記載するもので、昭和53年から開始された。この施策は、出願人のIPCに対する理解を深めること、的確なIPC調査を可能とすること等を目的としている。

2.3.1 IPC習得のための出願人IPC付与の重要性

現在、特許情報の検索は、Fターム、FI、IPC等の検索ツールを利用して行われているが、Fターム、FIもIPCがベースとなっていることから、効率のよい的確な検索を行うためにはIPCを十分に理解することが不可欠である。

出願人が定常的にIPC付与を行えば、

- ・自らIPC付与を行うことによるIPCの習熟
- ・公開公報に付されたIPCと自ら付与したIPCとの比較による自分のIPC解釈の適正化

という2つの面から、出願人のIPCに対する理解が深まり、的確な先行技術調査・事前調査の一助となると期待される。

2.3.2 願書面へのIPCの記載

平成2年12月1日からの電子出願受付開始に伴う法改正により、願書の様式中に出願人によるIPCの記載箇所が明記された。

図 11

特許法施行規則 様式第26(第23条関係)

【書類名】	特許願
【整理番号】	
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
(【国際特許分類】)	
【発明者】	
【住所又は居所】	
【氏名】	
【特許出願人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	
(【国籍】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】 特許請求の範囲	1
【物件名】 明細書	1
(【物件名】 図面)	1)
【物件名】 要約書	1

〔備考〕

「(【国際特許分類】)」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記録する場合は行を改めて記載する。

IPCは願書面の「【国際特許分類】」の欄に以下の基本レイアウトを基に、出願形態に合わせてIPCを記録(または記載)する。

■ 【国際特許分類】の欄への記載例 (IPC、FIのどちらでも記載可能)

・ IPCでの記載：

A 0 1 B △△ 1 / 0 0 △△△△△△△△

・ FIでの記載：

A 0 1 C △△ 1 / 0 0 △△△△ 1 1 1 A

↑ ↑
分冊識別記号
展開記号

(ただし、△は全角スペースを表す。)

3. Fタームの概要

3.1 Fタームの概要

Fターム(File Forming Term)とは、文献量の著しい増大及び技術の複合化、融合化、製品の多様化に対応し、特許審査のための先行技術調査(サーチ)を迅速に行うために機械検索用に開発された検索インデックスのことである。

FIを所定技術分野毎に種々の技術観点から細区分したものがFタームであり、多観点での解析、付与が可能であることが特徴である。Fタームは、特許情報(特許公報類)中に記載されている技術的事項を把握した上で、種々の技術観点(目的、用途、構造、材料、製法、処理操作方法、制御手段等)を付したFタームリストに照らして文献ごとに付与している。

元々、検索システムが構築される前の紙ファイルを利用していた時代には、ファイルの組替えを行ったり、公報を複写した上で新たな観点のファイルを作成したりすることにより、先行技術調査用の資料を維持管理していた。Fターム検索システムは、この紙ファイルの限界を打破するものであり、Fタームの組み合わせを変えることで、電子化された仮想ファイル(スクリーニングすべき文献集合)をその都度生成し、組み直すことができるようにしたものである。IPCやFIと異なり、Fタームは主として複数組み合わせを用いることを想定しており、多くの場合、複数のFタームの論理積によって「仮想ファイル」の文献数を絞り込むことができるようになってきている。それにより、関連する先行技術文献をスクリーニングできる程度の件数(技術分野に応じて数十件～数百件程度)に絞り込むことを目指している。

現在、全技術分野の約7割程度の分野において、Fタームが整備されており、技術動向の変化や蓄積文献数の増加に応じて、毎年必要な分野においてFタームリストの見直しを行っている。

3.2 Fタームの表記

3.2.1 テーマ

Fターム検索システムにおいて、FIで規定される全技術分野は、一定の技術範囲ごとに区分され、各区分ごとに複数の観点のFタームが設けられている。区分された各技術範囲を「テーマ」と呼ぶ。また、テーマの技術範囲は、FIで規定され、テーマの技術範囲を規定するFIの範囲を「FIカバー範囲」と言う。各テーマには、その技術分野を端的に表す「テーマ名」と、英数字5桁のコードからなる「テーマコード」が、必ず付与されている。

例：FIカバー範囲 : G11C 17/00～17/06, 301
 テーマ名 : リードオンリーメモリ
 テーマコード : 5B225

現在、全技術分野が、約2600のテーマにより区分されており、そのうち約1800のテーマ(約7割)においてFタームが作成され、国内特許文献のサーチキーとしてサーチに利用されている。Fタームリストが存在するテーマを「Fタームテーマ」と言い、Fタームリストが存在しないテーマを「FIテーマ」と言う。

各テーマのFIのカバー範囲、テーマ名、テーマコード及びFタームを記したリストを、「Fタームリスト」と呼ぶ(図13に、Fタームリストの具体例を示す。)

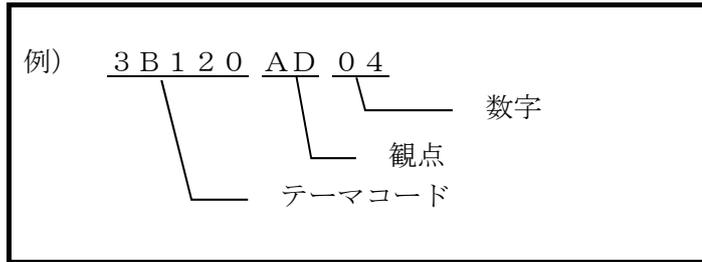
Fターム検索システムが開発された当初は、多くの場合単一のテーマ内で検索を行えば十分となるような技術的なまとまりを一つのテーマとしていた。しかし、蓄積文献数が増大したことにより分割されたテーマや、検索システムの性能向上や技術動向の変化等を背景としてより大きなまとまりに統合されたテーマもあるため、漏れのない先行技術調査をするために、テーマ横断的な検索が必要となる場合もある。

3.2.2 Fターム

Fタームは、「テーマコード（英数字）5桁」＋「観点（英字）2桁」＋「数字2桁」にて構成される。通常、テーマコードは別途表示されることが多いため、前5桁が省略された、観点2桁＋数字2桁を指して「Fターム」と言うことも多い。

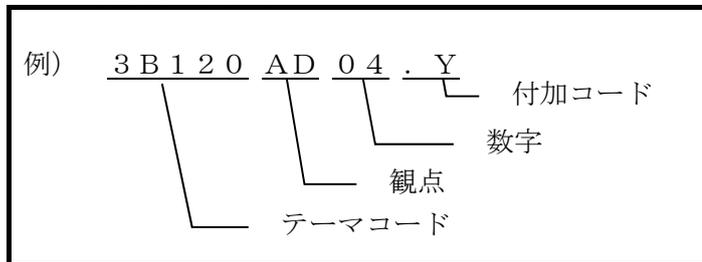
ここで言う「観点」とは、その下に展開される複数のFタームを取りまとめる概念であり、一般的な観点的例としては「目的」、「機能」、「構造」、「材料」、「用途」、「製造方法」等が挙げられる。観点的詳細については、「3.3.3 観点的の設け方」を参照。

● Fターム表記形式（1）



一部のテーマについては、上記の表記形式に加えて、さらに「付加コード」と呼ばれる1文字の英数字が設定されているものもある。この付加コードはFタームを補完する機能を持つ。付加コードの表記形式は、Fタームの後ろに“.”と1文字の英数字を付加する形式である。Fタームを展開した観点的とは別の技術観点的の情報を付加するものであるが、独立したFタームの「観点的」とは異なり、付与された個々のFターム毎に情報を関連づけて付加することができる点に特徴がある。現在、80テーマ以上で付加コードが採用されている。

● Fターム表記形式（2）



付加コードの補完機能の具体例

- ・組成物の各成分に対して、成分の化学構造または化学的性質によりFタームが付与される場合において、各成分が主成分か副成分かを区別する。（例：4 J 0 0 2）
- ・組成物の各成分に対して、成分の化学構造または化学的性質によりFタームが付与される場合において、各成分の機能を区別する。（例：4 C 0 7 6）
- ・複数の層からなる物品の各層の構成材料に対して、構成材料の化学構造または化学的性質によりFタームが付与される場合において、各構成材料が含まれる層の区別をする。（例：4 F 1 0 0）

図 12 公開公報（平成12年～）における、テーマコード及びFタームの表示

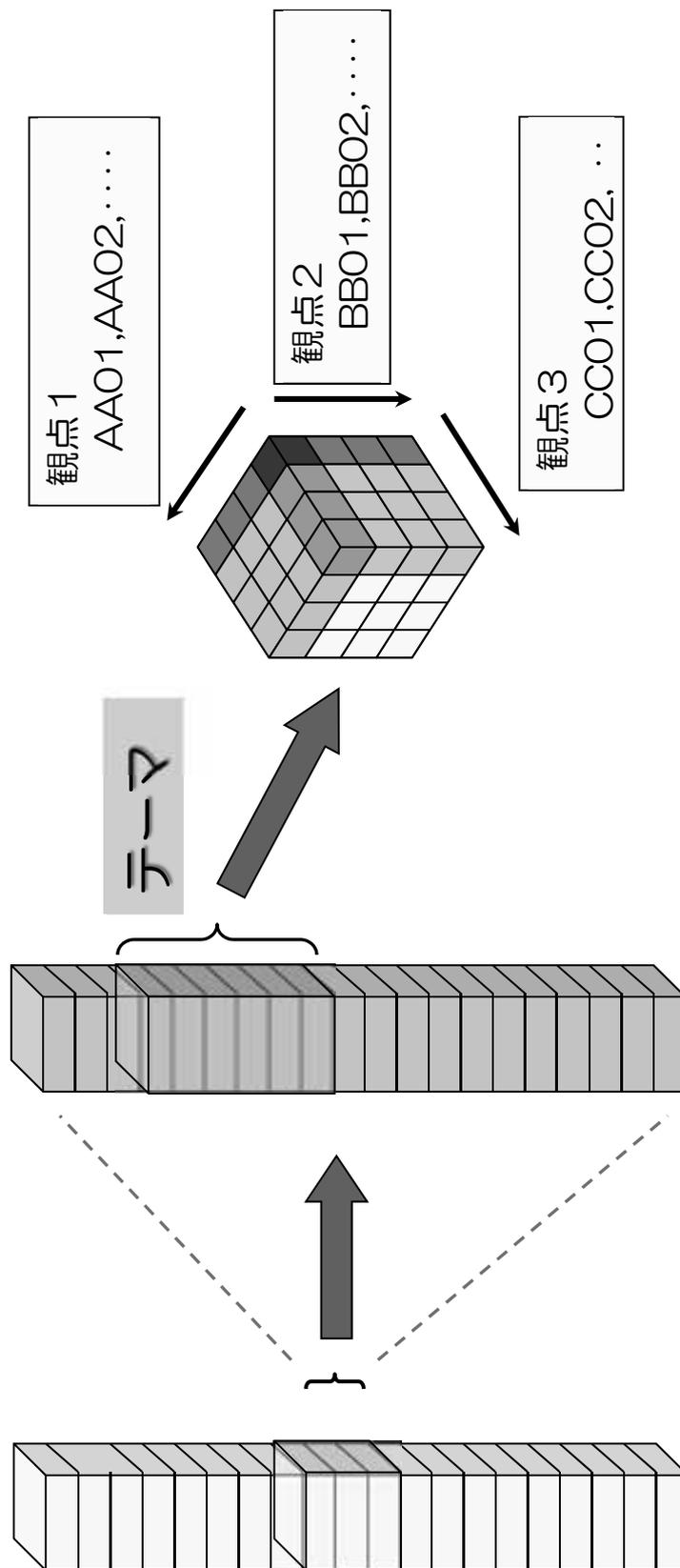
		JP 2009-000000 A 2009.1.1	
(19)日本国特許庁 (JP)	(12)公開特許公報(A)	(11)特許出願公開番号 特開2009-000000 (P2009-000000A)	
		(43)公開日 平成21年1月1日 (2009.1.1)	
(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)	
G 0 1 B 12/345 (2006.01)	G 0 1 B 12/34 1 0 1 B	2 E 1 1 0	
G 0 2 C 9/87 (2007.01)	G 0 2 C 9/87 Z N A	3 B 0 0 5	
G 0 1 B 67/89 (2007.10)	G 0 1 B 67/89 Z		
G 0 1 B 12/456 (2006.01)	G 0 1 B 12/456 U		
G 0 1 B 34/56 (2008.04)	G 0 1 B 34:56		
審査請求有 請求項の数 2 O L 外国語出願 公開請求 (全 7 頁) 最終頁に続く			
		Fターム (参考) 2E110 AA26 AA57 AB04 AB22 AB23 BA03 BA12 BB03 BB22 EA09 GA03 GA32 GA33 GB42 GB54 3B005 EA06 EB01 EB05 EB09 FA03	

図 13 Fタームリストの具体例(5B225)

5B225		リードオンリーメモリ										メモリ制御																					
G11C17/00-17/06.301																																	
Fターム													FI適用範囲																				
BA	BA00	BA01	BA02	BA03	BA04	BA05	BA06	BA07	BA08	BA09	BA10	BA11	BA12	BA13	BA14	BA15	BA16	BA17	BA18	BA19	BA20	G11C17/00-17/06.301											
	メモリ種別	・EEPROM, フラッシュ	・スタックゲート型	・スプリットゲート型	・複数のFPGを有する	・SGを有する	・EGを有する	・FG, CG, SG, EG以外のゲートを有する	・FG以外に電荷を蓄積する	・多素子セル																							
CA	CA00	CA01	CA02	CA03	CA04	CA05	CA06	CA07	CA08	CA09	CA10	CA11	CA12	CA13	CA14	CA15	CA16	CA17	CA18	CA19	CA20	CA21	CA22	CA23	CA24	CA25	CA26	CA27	CA28	CA29	CA30		
	目的, 効果	・高速化	・節電, 低消費電力化, 低電力化	・低電圧化	・動作電流の低減	・回路の間欠動作	・小型化, 高密度化, 高集積化	・共通化, 兼用化	・使い勝手の改善	・使い勝手の改善	・複数電源電圧への対応	・互換性の確保	・安定化, 誤動作防止	・供給電圧変動, 電源供給遮断時の対応	・温度変動	・バラツキ	・ノイズ	・破壊防止, 過電圧, 過電流	・過電流	・過書き込み	・過書き込み	・デイスターブ	・クロストーク	・タイミング, 電圧マージンの確保, 拡大	・機密保持, セキュリティ, コピー防止	・書き込みの禁止	・CPU負荷の低減	・ピーク電流の削減	・動作タイミングの最適化	・劣化	・経年変化	・書き込み回数	・レイアウトの最適化

図 14 IPC、FI及びFタームの関係

IPC、FI及びFタームの関係
IPC FI (主に単観点検 Fターム (多観点検索))



3.3 Fタームの構成

3.3.1 Fタームの種類

3.3.1.1 Fタームの解析対象 (FIとFタームの関係) について

● 「解析要否」について

FIには、個別のFI毎にFタームの「解析要否」が設定されている。ある文献に対して、「解析要」のFIが一つでも付与されると、当該文献に対して、そのFIが属するテーマのFタームリストに含まれるいずれかのFタームが付与される。

各FIの「解析要否」は、パテントマップガイダンスシステム (PMGS : 付属資料1.1参照) において、テーマコードへのハイパーリンクの有無で判別できるようになっている (図 15参照)。

表 3 解析要否の実例 (2B005の例)

IPC記号	展開記号	分冊識別記号	タイトル	解析要否	2B005のFターム
A23K1/18			・特定の動物用のもの(乳代用品 A23C11/00)	否	付与されない
		A	ペット用	要	付与される
		B	反芻動物用	要	付与される
		C	小鳥用	否	付与されない
		D	家禽用	要	付与される
		Z	その他のもの	要	付与される
	101		・・蚕用飼料	要	付与される
	102		・・魚介類用飼料	要	付与される
		A	魚用	要	付与される
		B	魚以外の水産動物用	要	付与される
		C	魚類用釣餌	要	付与される
		Z	その他のもの	要	付与される

図 15 解析要否のPMGS上の表示

・1/18	・特定の動物用のもの	2B005	CC	HB
	A ペット用	2B005	CC	HB
	B 反芻動物用	2B005	CC	HB
	C 小鳥用	2B005	CC	HB
	D 家禽用	2B005	CC	HB
	Z その他のもの	2B005	CC	HB
	101 ・・蚕用飼料	2B005	CC	HB
	102 ・・魚介類用飼料	2B005	CC	HB
	A 魚用	2B005	CC	HB
	B 魚以外の水産動物用	2B005	CC	HB
	C 魚類用釣餌	2B005	CC	HB
	Z その他のもの	2B005	CC	HB

テーマコードにリンクが設定されていないFIが「解析否」のFI。

テーマコードにリンクが設定されたFIが「解析要」のFI。

● 「部分Fテーマ」について

前記したように、Fタームリストが存在するテーマのことを「Fタームテーマ」と言うが、「Fタームテーマ」の中でも、テーマ内に「解析否」のFIが存在するテーマのことを、「部分Fテーマ」と言う。

「部分Fテーマ」においては、テーマの「FIカバー範囲」と、Fタームが解析されるFI（すなわち「解析要」のFI）の範囲が異なるため、Fタームを用いた検索を行う際には留意する必要がある。

なお、特許庁ホームページ上の「Fタームテーマコード一覧情報（テーマコード表）」（付属資料1.4参照）においては、FIテーマ、部分Fテーマ及び部分Fテーマ以外のFタームテーマの区別を「解析タイプ」により表しており、FIテーマは「F I」、部分Fテーマは「部分F」、部分Fテーマ以外のFタームテーマは「F」と示されている。

3.3.1.2 Fタームの解析範囲（Fターム観点の「FI適用範囲」）について

Fタームは、その「観点」毎に、カバーするFI範囲が定められている。すなわち、文献にある「解析要」のFIが付与された場合でも、必ずしもテーマ内の全Fタームが付与されるわけではなく、付与されたFIを解析範囲とするFタームのみが付与されるのである。

この対応関係を表したものが、「FIキーと観点の関係」と呼ばれるものであり、一般的には、表4のような形式により定義されている。表4は、Fタームの観点毎に、その観点によって解析されるべきFIの範囲（これを「FI適用範囲」と言う。）が矢印により示される形式となっている。

例えば、表4の例においては、観点HA（用途）は、A23K1/18,102、A23K1/18,102 A またはA23K1/18,102 B のいずれかのFIが付与された文献においてのみ解析される観点である、ということを示している。

「FI適用範囲」は、パテントマップガイダンスシステム（PMGS：付属資料1.1参照）における各テーマの「Fターム解説」中に、「FIキーと観点の関係」の項目として記載されている。

表4 「FIキーと観点の関係」の実例（2B005の例）

F I	タイトル	観点															
		AA	BA	DA	EA	FA	GA	HA	JA	KA	LA	LB	MA	MB	MC	NA	
		ペット	反芻動物	家禽類	その他の動物	蚕	対象魚介類	用途	形態	処理	動物性飼料	植物性飼料	一般添加剤	特殊添加剤	粘結剤	釣餌・集魚剤	
A23K1/18	・特定の動物用のもの（乳代用品A23C11/00）																
	A ペット用	↕															
	B 反芻動物用		↕														
	C 小鳥用																
	D 家禽用			↕													
	Z その他のもの				↕												
101	・・蚕用飼料					↕											
102	・・魚介類用飼料							↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	A 魚用							↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	B 魚以外の水産動物用																
	C 魚類用釣餌																↑
	Z その他のもの																↓

3.3.2 解析年範囲について

●「解析開始年」について

原則過去の全ての国内文献は、最新版のFタームリストにより解析されている。しかし、一部例外的に、Fタームが解析される文献の年範囲（これを「解析年範囲」と言う。）が限られている場合がある。これは、最新技術に対応するためにFタームリストを作成し直した際、再解析の人的負担やコストを考慮して、そのテーマにおける過去の全ての文献に対して最新版のFタームを付与することなく、ある年以降の公知日を有する文献に限って最新版のFタームを付与する場合があることによる。そのようなテーマにおいては、必ず「解析開始年」が設定されている。

「解析開始年」は、Fターム解析がされていることを保証する年範囲の目安になるものであり、「解析開始年」が設定されているテーマにおいては、それ以降の公知日を有する文献についてFタームが付与されるように維持、管理されている。「解析開始年」が設定されているテーマにおいては、「解析開始年」より古い公知日を有する文献の検索は、作成し直す前のFタームリストにより行う必要があることが多いので、留意が必要である。

なお、「解析開始年」が設定されているテーマであっても、それより古い公知年を有する文献について、最新版のFタームが付与されていることがある。これは、作成し直す前のFタームリストで解析されたFタームのデータから、機械的なデータ処理により最新版のFタームを付与することができる場合に行われている。このようなテーマにおいては、実質的に最新版のFタームリストを用いれば、過去にわたって全ての文献を検索できるようになっている。

現在「解析開始年」が設定されているテーマはおよそ120テーマ程存在している。「解析開始年」は、各テーマのFターム解説の他、特許庁ホームページ上の「Fタームテーマコード一覧情報（テーマコード表）」（付属資料1.4参照）において参照可能である。

●「解析終了年」について

現在、Fタームリストを作成し直した際、新Fタームリストには新しいテーマコードが割り当てられることになっており、旧Fタームリストに割り当てられていたテーマコードでの解析は、新テーマコードでの解析が始まった時点で終了する。この終了時点の目安となるのが「解析終了年」である。「解析終了年」は、Fタームリストを作成し直した場合の他、Fタームの解析を停止し、そのテーマをFIテーマに変更した場合にも見られる。「解析終了年」については、特許庁ホームページ上の「Fタームテーマコード一覧情報（テーマコード表）」（付属資料1.4参照）において参照可能である。

なお、「解析開始年」に対し、「解析終了年」は解析作業を終了した年を目途に特定しているため、実際にそのテーマコードが付与された文献の公知年範囲と完全には一致しない。

3.3.3 観点の設け方

Fタームを用いて検索するには、観点の構造を理解することが重要であり、そのためには、前記の「FI適用範囲」について理解しておくことが必要であるが、「FI適用範囲」の設定の背景、すなわちどのように観点が設けられているかを理解することができれば、さらにFタームが利用しやすくなる。

観点の設定の仕方については、技術分野（テーマ）毎に異なるが、典型的な例を3つ挙げると以下のとおりである。観点の設け方はここで示す例に限られる訳ではなく、また、個別のテーマがどの例に対応するかは必ずしも明らかであるとは限らないが、典型的な例を理解しておく大変便利である。

3.3.3.1 発明の特徴点を単純に類型化した観点

発明の特徴点を、単純に適当数に類型化できる技術分野（タイプ1）において採用されている。具体的には、機械、日用品、電機部品等に多く見られる。

この分野におけるFタームリストは、発明の特徴点を類型化し、類型化された特徴点をFタームや観点到にまとめていくことにより作成される。ちょうど、ブレインストーミングをする際に、思い

ついたことを付せんを書き留めていき、ある程度付せんが溜まったところで、それらをグルーピングしていく手法とよく似ている。

このように作成されたFタームリストを用いてFタームを付与する際には、公報に記載された発明の内容をみて、例えばBの視点に属する特徴点 b_2 があればFターム b_2 を付与し、Dの視点に属する特徴点 d_3 があればFターム d_3 を付与するという具合になる。

検索の際には、注目する特徴点に応じて、特徴点 b_2 を検索したければFターム b_2 を用いて検索し、特徴点 d_3 を検索したければFターム d_3 を用いて検索することとなり、単独のFタームによる検索が主体となる。観点BとDに技術的関連がある場合等は、Fターム b_2 と d_3 の論理積を生成する検索もあり得る。

このスタイルのFタームリストは、単観点により細分化される傾向があるため、観点毎にF I 適用範囲が異なっていることが多い。

図 16 タイプ1の技術分野を模式的に表した図

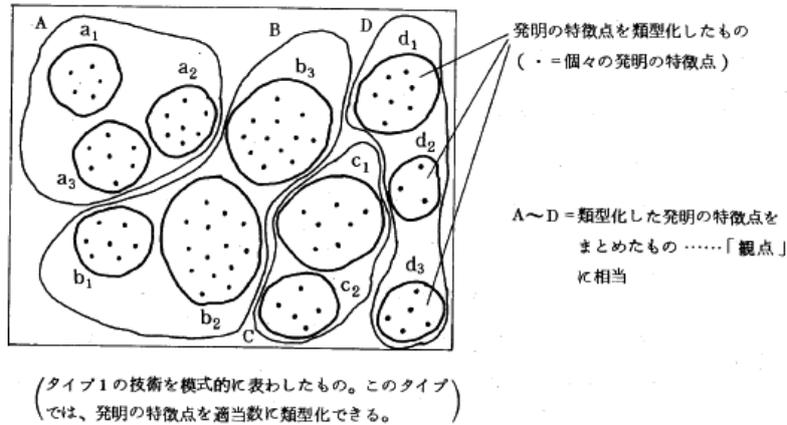


図 17 タイプ1の技術分野のFタームリストのイメージ

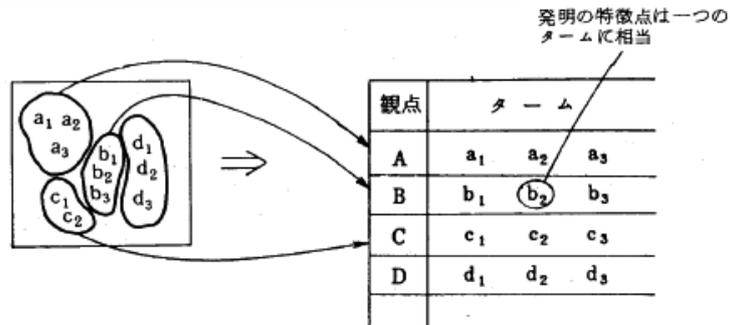
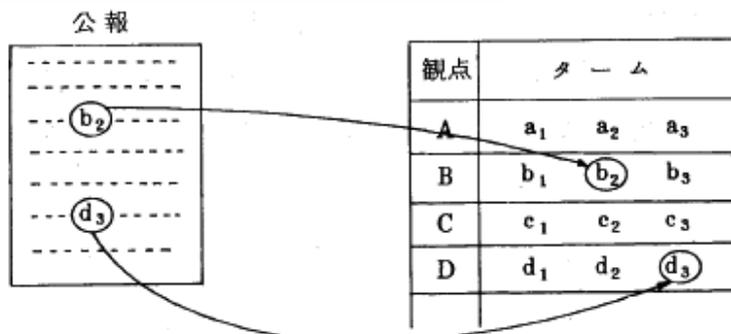


図 18 タイプ1の技術分野のFターム付与のイメージ



3.3.3.2 発明の特徴点を技術要素の組合せにより類型化した観点

発明の特徴点が、複数の技術要素（構造、機能、使用素子、材料等）の組合せで表現でき、かつ、特徴点をタイプ1のように類型化すると極端に数が多くなってしまいう技術分野（タイプ2）において採用されている。具体的には、組成物、制御等の分野に多く見られる。

この分野におけるFタームリストは、発明の特徴点を構成する複数の技術要素に対応する観点を設け、発明の特徴点を複数の観点から選ばれるFタームの組合せで表現するように作成される。

このような構成をとるFタームリストを用いてFタームを付与する際には、公報に記載された発明の内容をみて、それが $a_2 \times b_1 \times c_2 \times d_3$ の組合せで表現されれば、Fターム a_2 、 b_1 、 c_2 、 d_3 を付与するという具合になる。

検索の際には、注目する特徴点に応じて、まずは、Fターム $a_2 \times b_1 \times c_2 \times d_3$ の論理積で検索し、その検索式により引例を発見できなければ、適宜検索式を修正して（例えば、 $a_2 \times b_1 \times c_2$ とする等）サーチ範囲を広げていくのが一般的である。

このスタイルのFタームリストは、多観点の検索インデックスとしての特徴を大いに活用するものである。Fタームを統制語のように用いることが大きな特徴である。

図 19 タイプ2の技術分野を模式的に表した図

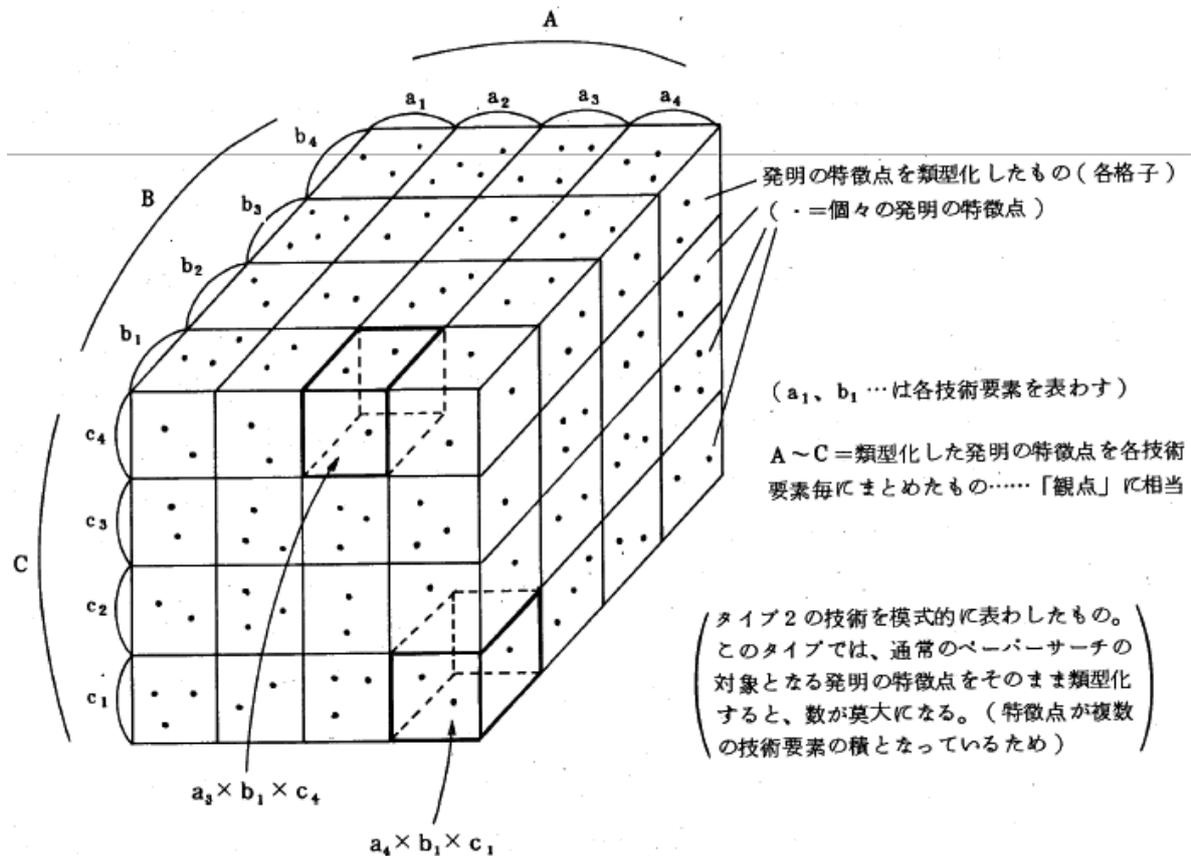


図 20 タイプ2の技術分野のFタームリストのイメージ

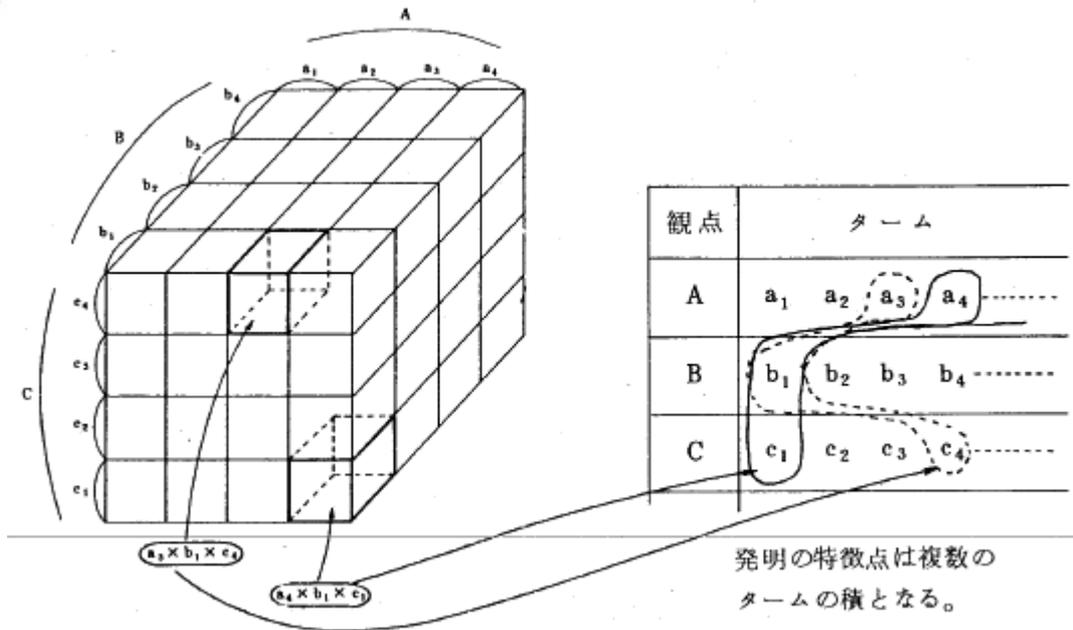
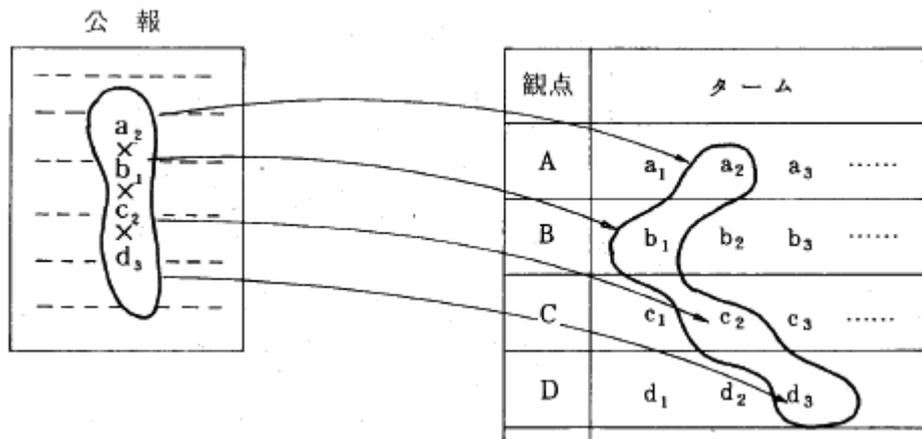


図 21 タイプ2の技術分野のFターム付与のイメージ



3.3.3.3 タイプ1とタイプ2の中間的または混合的な技術分野での観点

タイプ1とタイプ2の技術分野は明確に分けることができないものではないため、両者の間での中間的な技術分野や、両者が混合された技術分野も存在する。

このような技術分野では、タイプ1の技術分野におけるFタームリストのスタイルと、タイプ2の技術分野におけるFタームリストのスタイルが両方用いられることになり、タイプ1の技術分野におけるFタームリストと同様に、観点毎にF I適用範囲が異なっていることが多い。

3.4 Fタームのメンテナンスについて

Fターム検索システムにおいては、技術の進展や蓄積文献数の増加に応じて、検索精度や検索効率を維持できるようにFタームリストを新たに作成し直したり、テーマの統合や分割を行ったり、FIテーマにおいてFタームリストを作成してFタームテーマ化を行うこと等がある。これらをFタームのメンテナンスと呼んでいる。現在の運用では、Fタームリストを作成し直した際には、テーマコードが新たに付与されるため、メンテナンスが行われたテーマを検索する際には、使用する検索インデックスに注意が必要である。

また、Fタームリストを作成し直したり、新たに作成した際には、過去に発行された公報にFタームを付与し直す作業（これを「再解析」という）を行うことが多く、再解析期間中は、一般的に新旧両方の検索インデックスを利用して検索する必要がある。

これらFタームのメンテナンスに関する情報は、特許庁ホームページ上の「テーマ改廃情報」や「Fタームテーマコード一覧情報（テーマコード表）」（付属資料1.4参照）において参照することができる。

「テーマ改廃情報」には、最近メンテナンスされたテーマ、または、メンテナンス予定のテーマについての情報が掲載されている。

「Fタームテーマコード一覧情報（テーマコード表）」には、過去のメンテナンス情報の他、再解析作業中のテーマについての情報が掲載されている。

4 FI、Fタームを用いた先行技術調査例

4.1 テキスト検索とインデックス検索との比較

特許文献の検索手法は、①テキスト（文字）検索、②インデックス検索（IPC、FI、Fターム等）の2つに大別でき、それぞれの検索手法には、表5に示すような長所・短所がある。ただし、テキスト検索が可能な範囲は、表6に記載されたものである。先行技術調査の実施に当たっては、それぞれの検索手法の長所・短所を見極めた上で、適切な検索手法を選択することが重要であるが、一般的に言えば、人間が文献を精読して付与したIPC、FI、Fターム等のインデックス情報を利用することで、高い精度での検索が実現できる。

本章では、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用して、FIを用いた検索例、Fタームを用いた検索例のそれぞれを紹介する。

表 5

	IPC・FI・Fターム検索	テキスト検索
長所	①検索漏れやノイズが少ない。 ②古い文献も検索できる。 ③言葉で表現が困難な技術が検索できる（形状、構造、位置関係等）。	①単語を入力するだけで簡単 ②最新の技術用語で検索できる ③技術用語が特殊な場合は効率よく検索できる。（例「人工多能性幹細胞」、「iPS細胞」） ④出願人、発明者の検索ができる。
短所	①分類体系を理解する必要がある。 ②最新の技術については整備されていないことがある。	①ノイズや検索漏れが多い。 ②古い文献は検索できない。 ③構造、形状等の技術は検索できない。 ④同義語等の展開に技術を要する。

表 6

[特許情報プラットフォームにおける主な公報のテキスト検索可能な範囲]			
○特許公開	平05-000001	～	
○特許公表	平08-500001	～	
○実用公開	昭61-048201	～	2006-000001 (2006/02/09)
○実用公表	平08-500001	～	平10-500001 (1998/11/17)
○実用公告	昭61-010001	～	平08-011090 (1996/03/29)
○特許登録	2500001	～	
○特許公告	昭61-010921	～	平08-034772 (1996/03/29)
○登録実用	3000001	～	
○実用登録	2500001	～	2607899 (2010/06/16)

4.2 FI、Fタームの照会

インデックス検索を行うためには、どのようなインデックスが存在するかを確認する必要がある。この確認のためには、特許情報プラットフォームの「特許マップガイダンス（PMGS）」と呼ばれる機能を用いる。

4.2.1 パテントマップガイダンスへのアクセス

パテントマップガイダンスを呼び出すための具体的な手順は以下のとおりである。

- ①特許情報プラットフォーム (<https://www.j-plotpat.inpit.go.jp/>) にアクセスする。
- ②ページ上部のタブ「特許・実用新案」の上にマウスを重ね、追加表示されたメニューのうち「4. パテントマップガイダンス（PMGS）」をクリックする。

図 22

The screenshot shows the J-PlatPat website interface. At the top, there is a header with the logo 'J-PlatPat 特許情報プラットフォーム' and contact information for the helpdesk. Below the header is a navigation bar with tabs for '特許・実用新案', '最近', '商標', '資料', and '経路情報'. A dropdown menu is open under '特許・実用新案', listing various search options. The option '4. PatMap Guidance (PMGS)' is highlighted with a red circle. Below the menu, there is a search bar with the text '特許' and a search button. At the bottom of the page, there are sections for 'お知らせ' (News) and 'おすすめ' (Recommended), along with logos for 'Graphic Image Park' and 'FOPISER'.

4.2.2 検索に使うインデックスが既に分かっている場合のF I、Fターム照会

検索したいサーチインデックスが既に分かっている場合には、パテントマップガイダンスの「F I照会」、「Fターム照会」機能を使用することで、それぞれ照会することが可能である。また、入力ボックス上方のオプションで、「F Iハンドブック」、「Fターム解説」を選択することで、F I、Fタームそのものの照会だけでなく、その説明文を参照することもできる。

図 23

パテントマップガイダンス (PMGS) [? ヘルプ](#)

F I・Fターム、IPCの説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。

公報発行、更新予定については、[ニュース](#)をご覧ください。

改廃情報： [FI改正情報](#) [テーマ改廃情報](#) [テーマコード表](#) [IPC改正表](#) [IPC指針](#)

照会 | キーワード検索 | コンコードダンス検索

照会画面項目を選択後、各分類表をクリックするか、入力ボックスに分類を入力して照会ボタンをクリックしてください。

F I 照会 (分類表)

照会画面 FI FIハンドブック

分類

Fターム照会 (分類表)

照会画面 Fタームリスト Fターム解説

分類

4.2.3 検索に使うインデックスが分からない場合のF I、Fターム照会

検索したいサーチインデックスが分からない場合には、パテントマップガイダンスの「キーワード検索」機能を用いて、検索に有用なF I、Fタームを調べることができる。例えば、「携帯電話機」に関するF Iを調べたい場合、キーワード検索画面の「照会画面」欄で「F I」または「F Iハンドブック」を選択し、「キーワード」欄に「携帯電話機」と入力することで、関連するF Iが表示される（下図は「F Iハンドブック」を選択した場合）。

図 24

パテントマップガイダンス (PMGS) ? ヘルプ

F I・Fターム、IPCの説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。

公報発行、更新予定については、[ニュース](#)をご覧ください。

改廃情報： [F I改正情報](#) [テーマ改廃情報](#) [テーマコード表](#) [IPC改正表](#) [IPC指針](#)

照会 **キーワード検索** コンコードダンス検索

照会画面項目を選択後、キーワード、サーチ範囲を入力し(いずれか一方でも可)、検索ボタンをクリックしてください。

照会画面

F I F Iハンドブック
 Fタームリスト Fターム解説
 IPC第8版(日付指定)

キーワード

AND

サーチ範囲(分類)

表示種別 一覧表示 ターゲット表示 同階層表示

図 25 F I の検索結果

[パテントマップガイド \(PMGS\)](#)
[← 前画面へ戻る](#)
[? ヘルプ](#)
[入力画面](#)
[→ 結果一覧](#)

F I - F ターム、IPC の説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。

[改廃情報](#)
[F 改正情報](#)
[テーマ改廃情報](#)
[テーマコード表](#)
[IPC 改正表](#)
[IPC 拒絶](#)

FI ハンドブック検索

キーワード
 AND
 サーチ範囲(分類)
 表示種別 一覧表示 ターゲット表示 同階層表示

検索結果

ヒット件数 7 件

FI	ドット	説明	補足説明	関連分野	テーマコード
・G06F1/00,312@F	2	表示部の配置	ノートパソコン等の表示部の取付構造に関するもの 例：表示部の向きの変えられるもの 着脱可能なもの	E16C11 (ヒンジ) E05D 1(蝶番, 2 R) H05K(電気機器の筐体, 3 S) H04M(携帯電話機のフリップ機構, 5 G)	5B038
・H04M1/11@Z	0	その他のもの	携帯電話機用収納ケースなど		5K023
・H04M1/02@H	1	ハンドセット形	ハンドセットにダイヤル手段を持つもの(携帯電話機も含む)		5K023
・H04M1/02@C	1	コードレス電話機	携帯電話機、自動車電話等の移動無線機の構造。 充電装置の構造、アンテナの配置、ダイヤルボタンの配置、送受信機の配置。	移動体無線に係る技術はH04B	5K023
・H04M1/02@Z	0	その他のもの	電話機の構造であって、他に		5K023

同様に、「照会画面」欄で「F タームリスト」、「F ターム解説」を選択することで、関連する F タームを調べることも可能である。

(参考) 国内外の分類の対応関係参照ツール

特許庁ホームページ上の「特許検索ポータルサイト」には、IPC、FI、CPCを並べて参照できるビューワ (http://www.jpo.go.jp/cgi-bin/search-portal/narabe_tool/narabe.cgi) を提供している。

当ビューワでは、分類項目を入力すると、IPC、FI、CPCにおいて同じ分類記号を持つ項目を並べて表示する。コンコードダンスバージョン (画面上の「concordance ver」をクリック) においては、FIからIPC、CPCからIPCへのコンコードダンスデータを利用し、同じIPCにコンコードダンスするFI及びCPCを並べて表示する。

☆ 分類対照ツール ☆ concordance ver. 三種庁内分類対応関係参照ツール 検索ポータルトップへ戻る 本ツールの使用データのダウンロード

IPC ▼ B65G17/00 表示 クリア 入力例: G06F3/00 or G06F3/02 etc... 使用方法 キーワード検索

IPCレベルのみ表示: オフ オン 対応IPC subgroupのないFI: 表示 非表示

FIドット表示パターン: pattern1 pattern2

IPC 文献数表示: オン オフ FI 文献数表示: オン オフ

CPC 文献数表示: オン オフ

IPCタイトル: 日 英 両方 非表示 記号のみ

FIタイトル: 日 英 両方 非表示

ECLAタイトル: 英 日 両方 非表示

ICOタイトル: 英 日 両方 非表示

CPCタイトル: 英 日 両方 非表示 [CPCIのないIPC](#)

FI IPC CPC 検索 クリア

IPCを表示			FIを表示			CPCを表示				
B65G 17/00 規定	エンドレスな牽引要素、例、チェーン、をもつコンベヤであって、この牽引要素は連続的にまたは実質的に連続する荷運び面にまたは一連の独立した荷運搬器に運動をつたえるもの; チェーンが荷運び面を形成しているエンドレスチェーンコンベヤ	5945件	B65G 17/00	エンドレスな牽引要素、例、チェーン、をもつコンベヤであって、この牽引要素は連続的にまたは実質的に連続する荷運び面にまたは一連の独立した荷運搬器に運動をつたえるもの; チェーンが荷運び面を形成しているエンドレスチェーンコンベヤ	65件	3F034	HB	B65G17/00	Conveyors having an endless traction element, e.g. a chain, transmitting movement to a continuous or substantially continuous load-carrying surface or to a series of individual load-carriers; Endless-chain conveyors in which the chains form the load-carrying surface (railway systems, detachable load-carriers on rails B61B; escalators or paternosters neither combined nor associated with loading or unloading apparatus B66B9/00)	208件
			B65G 17/00 A	パレット搬送コンベヤ	410件	3F034	HB	B65G17/002	[comprising load carriers resting on the traction element]	1054件
			B65G 17/00 B	螺旋型チェーンコンベヤ	119件	3F034	HB	B65G17/005	[comprising individual load carriers which are movably mounted (B65G17/16 takes precedence)]	264件
			B65G 17/00 C	給電、給気等の機能を備えたチェーンコンベヤ	91件	3F034	HB	B65G17/007	[for conveying the load on the lower run or on both upper and lower runs of the conveyor]	116件
			B65G 17/00 D	コンベヤ間の接続関係に特徴を有するもの	175件	3F034	HB			
			B65G 17/00 Z	その他のもの	222件	3F034	HB			
B65G 17/02	牽引要素に取付けまたは乗せた荷運搬ベルトよりなるもの	1667件	B65G 17/02	牽引要素に取付けまたは乗せた荷運搬ベルトよりなるもの	34件	3F034	HB	B65G17/02	[comprising a load-carrying belt attached to or resting on the traction element]	882件
			B65G 17/02 A	ケーブルベルトコンベヤ	82件	3F034	HB			
			B65G 17/02 Z	その他のもの	136件	3F034	HB			
B65G 17/04	荷受けポケットを形成しているループ状のベルト	392件	B65G 17/04	荷受けポケットを形成しているループ状のベルト	72件	3F034	HB	B65G17/04	[the belt having loops forming load-receiving pockets]	76件
B65G 17/06	一連の相互に連結されたもの、例、長手方向のリンク、プレート、またはプラットホームより構成された荷運搬面をもつもの	7466件	B65G 17/06	一連の相互に連結されたもの、例、長手方向のリンク、プレート、またはプラットホームより構成された荷運搬面をもつもの	80件	3F034	HB	B65G17/06	[having a load-carrying surface formed by a series of interconnected e.g. longitudinal links, plates, or platforms]	310件

4.3 特許分類検索による検索方法（FI、Fターム共通）

F I、Fターム等の特許分類を用いた検索について、特許情報プラットフォームの「4. 特許・実用新案分類検索」の使用方法を解説する。

- ① ページ上部のタブ「特許・実用新案」の上にマウスを重ね、追加表示されたメニューのうち「3. 特許・実用新案分類検索」をクリックする。

図 26

The screenshot shows the J-Plat Pat website interface. At the top, there is a header with the logo 'J-Plat Pat' and '特許情報プラットフォーム'. To the right, there is contact information for the helpdesk (03-6666-8801) and the website (helptdesk@j-platpat.inpit.go.jp). Below the header is a navigation bar with tabs for '特許・実用新案', '意匠', '商標', '特許', and '経済情報'. A dropdown menu is open under '特許・実用新案', listing various search options. The third option, '3. 特許・実用新案分類検索', is highlighted with a red circle. Below the menu, there is a search box with the text '(特) 特許 ライオン' and a search button labeled '検索'. At the bottom of the page, there are sections for 'お知らせ' (Notice) and 'おすすめ' (Recommended), along with logos for 'Graphic Image Park' and 'FOPISER'.

図 27

特許・実用新案分類検索 [? ヘルプ](#) 入力画面 → 結果一覧 → 詳細表示

FI・Fターム、IPCから、特許・実用新案の公報を検索できます。

公報発行、更新予定については、[ニュース](#)をご覧ください。

種別(チェックなしの場合、全種別が検索対象となります。)

特許(特開・特表(A)、再公表(A1)、特公・特許(B))
 特許発明明細書(C)
 実用新案(実開・実表・登実(U)、実全(U1)、再公表(A1)、実公・実登(Y))
 登録実用新案明細書(Z)
 公開技報(N1)

分類指定

FI・Fターム
 IPC(最新版)
 IPC(公報記載)
 第8版 ▼

テーマ

検索式(必須)

公知日/発行日(和暦または西暦)

~

表示種別

全頁
 第1頁
 クレーム頁
 図面頁

表示指定

公開(A、U、A1)優先
 公告・登録公報(B、Y)優先
 公開公報(A、U1、A1)優先

② 「種別」において検索対象とする資料種別を選択する。

種別(チェックなしの場合、全種別が検索対象となります。)

特許(特開・特表(A)、再公表(A1)、特公・特許(B))
 特許発明明細書(C)
 実用新案(実開・実表・登実(U)、実全(U1)、再公表(A1)、実公・実登(Y))
 登録実用新案明細書(Z)
 公開技報(N1)

③ 「分類指定」において「FI・Fターム」を選択する。

分類指定

FI・Fターム
 IPC(最新版)
 IPC(公報記載)
 第8版 ▼

- ④ 「テーマ」「検索式」「公知日/発行日」を入力して、「検索」をクリックする。

テーマ <input type="text" value="4C058"/>
検索式(必須) <input type="text" value="AA02*BB05"/>
公知日/発行日(和暦または西暦) <input type="text" value="例) 20150101"/> ~ <input type="text" value="20020521"/>
表示種別 <input checked="" type="radio"/> 全頁 <input type="radio"/> 第1頁 <input type="radio"/> クレーム頁 <input type="radio"/> 図面頁
表示指定 <input checked="" type="radio"/> 公開(A、U、A1)優先 <input type="radio"/> 公告・登録公報(B、Y)優先 <input type="radio"/> 公開公報(A、U1、A1)優先
<input type="button" value=" 🔍 検索"/>

- ⑤ 指定した検索条件によってヒットした文献数が表示される。ヒット件数が1000件を超えると文献一覧が表示できないので、検索条件を修正して1000件以内に絞り込む。

<input type="button" value=" 🔍 検索"/>
ヒット件数 474 件 <input type="button" value=" 一覧表示"/>

4.4 FIの照会例

本項では、検索に有効なF Iの探し方について、モデルケースを用いて紹介する。

【発明の名称】電子メール送信装置

【特許請求の範囲】

電子メールアドレスを入力するアドレス入力手段と、入力された電子メールアドレスを表示する表示手段と、過去に電子メールを送信したアドレスの履歴データを記憶する記憶手段とを有する電子メール送信装置において、前記アドレス入力手段において電子メールアドレスの一部が入力されたとき、前記記憶手段に記憶されている履歴データを検索し、前記電子メールアドレスの一部が含まれる履歴データを、表示手段に表示することを特徴とした電子メール送信装置。

【目的】

電子メールアドレスの入力を省力化する。

(1) 検索対象となる発明の構成要件に対応するF Iの探し方

本発明は、電子メール送信装置、特に電子メールのアドレス入力に関する技術であるから、「4.2 F I、Fタームの照会」で説明した方法により、この技術に関連するF Iを調べることとする。

図 28

特許マップガイダンス (PMGS) [ヘルプ](#) 入力画面 → 結果一覧

F I・Fターム、IPCの説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。

公報発行、更新予定については、 ニュースをご覧ください。

改廃情報： [FI改正情報](#) [テーマ改廃情報](#) [テーマコード表](#) [IPC改正表](#) [IPC版社](#)

照会 **キーワード検索** [コンコードダンス検索](#)

照会画面項目を選択後、キーワード、サーチ範囲を入力し(いずれか一方でも可)、検索ボタンをクリックしてください。

照会画面 FI FIハンドブック
 Fタームリスト Fターム解説
 IPC第8版(目付指定)

キーワード

AND

サーチ範囲(分類)

表示種別 一覧表示 ターゲット表示 同階層表示

29

特許マップガイダンス (PMGS) [? ヘルプ](#)

FI・Fターム、IPCの説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。

改廃情報: [FI改正情報](#) [テーマ改廃情報](#) [テーマコード表](#) [IPC改正表](#) [IPC指針](#)

FI検索

キーワード:

AND

サーチ範囲(分類):

表示種別: 一覧表示 ターゲット表示 両欄層表示

検索結果

ヒット件数 11件

FI	説明
・A63F13/82	・ゲームのプレイ中に他のプレイヤーとコミュニケーションを行うもの、例、電子メールまたはチャットによるもの [2014, 01]
・G06F13/00,600	・電子メール処理 (H12, 4新設)
・G06F13/00,601	・電子メールアドレス処理 (H12, 4新設)
・G06F13/00,605	・電子メール本文処理 (H12, 4新設)
・G06F13/00,610	・電子メール送受信処理 (H12, 4新設)
・G06F13/00,610B5	電子メールのセキュリティ (秘密性) 確保 (H12, 4新設)
・G06F13/00,630	・電子メールを利用した処理 (H12, 4新設)
・G06F13/00,640	・電子メール型FAX、FAXデータを電子メール形式に変換 (H12, 4新設)

図29のように、FIの検索結果が出力された。この検索結果の中では、「G06F 13/00,601 電子メールアドレス処理」が、本発明に最も近いように思われるかもしれない。しかしながら、この検索結果では、FIタイトルの中に「電子メール」という語そのものが含まれているFIだけがヒットしているので、ここに示されているよりも下位の分類に、「電子メール」という語が省略された、より適切な分類が存在する可能性がある。

そこで、「G06F 13/00,601 電子メールアドレス処理」の上位の分類であるG06F13/00,600の内容を調べてみることにする。

30

特許マップガイダンス (PMGS) [? ヘルプ](#)

FI・Fターム、IPCの説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。

公報発行、更新予定については、 [ニュース](#) をご覧ください。

改廃情報: [FI改正情報](#) [テーマ改廃情報](#) [テーマコード表](#) [IPC改正表](#) [IPC指針](#)

照会画面項目を選択後、各分類表をクリックするか、入力ボックスに分類を入力して照会ボタンをクリックしてください。

FI 照会 (分類表)

照会画面: FI FIハンドブック

分類:

図 31

600・・・電子メール処理（H12.4新設）	5B084	CC	HB
601・・・電子メールアドレス処理（H12.4新設）	5B084	CC	HB
A宛先・アドレス指定（H12.4新設）	5B084	CC	HB
B・自動指定、返信先指定、特定多数の指定（H12.4新設）	5B084	CC	HB
C・宛先/アドレス帳の管理（H12.4新設）	5B084	CC	HB
Zその他（H12.4新設）	5B084	CC	HB
605・・・電子メール本文処理（H12.4新設）	5B084	CC	HB
Dメール本文の作成（H12.4新設）	5B084	CC	HB
E・自動生成、定型文、差込文書、署名（H12.4新設）	5B084	CC	HB
F・返信文作成、引用、返信文の作成支援、返信メールの集計（H12.4新設）	5B084	CC	HB
Pメール本文の表示・出力・印刷（H12.4新設）	5B084	CC	HB
Q・テキスト本文の音声出力、電話機への音声出力（H12.4新設）	5B084	CC	HB
R・テキスト本文のFAX出力（H12.4新設）	5B084	CC	HB
Zその他（H12.4新設）	5B084	CC	HB
610・・・電子メール送受信処理（H12.4新設）	5B084	CC	HB
A送受信処理一般（H12.4新設）	5B084	CC	HB

このように、先ほどのF Iよりも適切な「G06F13/00,601 A 電子メールアドレス処理の宛先・アドレス指定」というF Iを見つけることができた。

F Iを検索する際には、入力したキーワードそのものを含んでいるF Iだけがヒットしていることを考慮して、先ほどの例のように下位の分類を調査したり、分類構造の中で適切な位置のF Iか否かを見極めるために、上位F Iや前後に位置する同列のF Iについても調査したりすることが重要である。

また、分類箇所によっては、Fタームを利用した検索の方が効率的に文献を検索できる可能性があるため、Fタームが存在するテーマについては、Fタームの内容を確認した方が良い。

上記のように見つけたF Iで検索する場合には、「4.3 特許分類検索による検索方法（FI、Fターム共通）」で示した方法を用いる。この際、展開記号は「,」（カンマ）区切り、分冊識別記号は「@」（アットマーク）区切りで入力する必要がある点に注意が必要である。

すなわち、「G06F13/00,601 A 電子メールアドレス処理」を検索したい場合には、以下のように検索式を入力する。

検索式：G06F13/00,601@A

4.5 FIを利用した検索例

本項では、FIを利用した検索について、モデルケースを用いて紹介する。

骨の先端にLEDランプをつけて、夜間の安全性を高めた傘

(1) 検索対象となる発明の構成要件に対応するFIを探す

本発明は、傘に関する技術であるから、「4.4 FIの照会例」で説明した方法により、この技術に関連するFIを調べる(FIの照会方法の詳細は、当日資料を参照。)

パテントマップガイダンスを用いた検索により、上記発明の関連するテーマは、3B104であり、関連するFIは、A45B3/04@CとA45B25/10であることが判明。

(2) 上記(1)により探した関連FIを用いて、検索を行う

特許情報プラットフォームのタブ「特許・実用新案」の「特許・実用新案分類検索」の「テーマ」欄、「検索式」欄に、上記テーマ、FIを入力して、「検索」をクリックする。

図 32

特許・実用新案分類検索 ? ヘルプ

FI・Fターム、IPCから、特許・実用新案の公報を検索できます。

公報発行、更新予定については、 ニュース をご覧ください。

種別(チェックなしの場合、全種別が検索対象となります。)

特許(特開・特表(A)、再公表(A1)、特公・特許(B)) 特許発明明細書(C)

実用新案(実開・実表・実実(U)、実全(U1)、再公表(A1)、実公・実登(Y)) 登録実用新案明細書(Z)

公開技報(N1)

分類指定

FI・Fターム IPC(最新版) IPC(公報記載)

テーマ

検索式(必須)

公知日/発行日(和暦または西暦)

~

表示種別

全頁 第1頁 クレーム頁 図表頁

表示指定

公開(A、U、A1)優先 公告・登録公報(B、Y)優先 公開公報(A、U1、A1)優先

ヒット件数 **3 件**

検索結果が、下記 図 33のように表示され、文献番号をクリックすると、各公報の内容を確認することができる。

図 33

特許・実用新案分類検索 ← 前面画へ戻る ? ヘルプ 入力画面 → 結果一覧 → 詳細表示

F1・Fターム、IPCから、特許・実用新案の公報を検索できます。

検索結果一覧

検索結果 3件

項番	文献番号	発明の名称	発行日	出願番号	出願日	公開・公表分類1	公開・公表分類2	公開・公表分類3
1	特開2006-255219	安全傘	2006年09月28日	特開2005-078534	2005年03月18日	A45B 3/04 @A	A45B 3/04 @C	A45B 25/10
2	実登3058878	安全傘	1999年06月22日	実願平10-008680	1998年11月04日	A45B 3/04 @A	A45B 3/04 @C	A45B 25/02
3	実開平05-095311	安全傘	1993年12月27日	実願平04-048937	1992年06月03日	A45B 3/04 @C	A45B 25/10	

図 34

特許・実用新案分類検索 ← 前面画へ戻る ? ヘルプ 入力画面 → 結果一覧 → 詳細表示

F1・Fターム、IPCから、特許・実用新案の公報を検索できます。

選択された文献

実開平05-095311

文献単位PDF表示 経過情報 審査書類情報

項目表示 イメージ表示

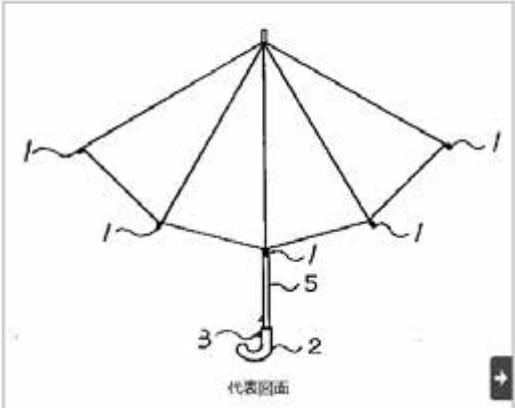
全項目 (書誌+要約+請求の範囲) (書誌+要約+請求の範囲+実施例)

書誌 要約 請求の範囲 詳細な説明 利用分野 従来の技術 発明の効果 課題 手段 作用 実施例 図の説明 図面

請求の範囲

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】 傘の骨の先端に発光ダイオード1を取り付けたもので、スイッチ3とその電源および制御装置4を柄の握り部分2に組み込んで、発光ダイオード1を点灯点滅出来るようにした安全傘。



4.6 Fタームを利用した検索例

本項では、Fタームを利用した検索について、「4.5 FIを利用した検索例」で用いた例を用いて紹介する。

骨の先端にLEDランプをつけて、夜間の安全性を高めた傘

(1) 検索対象となる発明の構成要件に対応するFタームを探す

「4.5 FIを利用した検索例」と同様に、「4.4 FIの照会例」で説明した方法により、この技術に関連するFタームを調べる。

特許マップガイダンスを用いた検索により、上記発明の関連するテーマは、3B104であり、関連するFタームは、AA08、BC03であることが判明。

(2) 上記(1)により探した関連Fタームを用いて、検索を行う

特許情報プラットフォームのタブ「特許・実用新案」の「特許・実用新案分類検索」の「テーマ」欄、「検索式」欄に、上記テーマ、Fタームを入力して、「検索」をクリックする。

図 35

特許・実用新案分類検索 [? ヘルプ](#)

FI・Fターム、IPCから、特許・実用新案の公報を検索できます。

公報発行、更新予定については、[ニュース](#)をご覧ください。

種別(チェックなしの場合、全種別が検索対象となります。)

特許(特開・特表(A)、再公表(A1)、特公・特許(B)) 特許発明明細書(C)

実用新案(実開・実表・登実(U)、実全(U1)、再公表(A1)、実公・実登(Y)) 登録実用新案明細書(Z)

公開技術(N1)

分類指定

FI-Fターム IPC(最新版) IPC(公報記載)

テーマ

検索式(必須)

公知日/発行日(和暦または西暦)

~

表示種別

全頁 第1頁 クレーム頁 図面頁

表示指定

公開(A, U, A1)優先 公告・登録公報(B, Y)優先 公開公報(A, U1, A1)優先

ヒット件数 **50 件**

検索結果が、下記 図 36のように表示され、文献番号をクリックすると、各公報の内容を確認することができる。

図 36

項番	文献番号	発明の名称	発行日	出願番号	出願日	公開・公表分類1	公開・公表分類2	公開・公表分類
1	特開2011-083578	全自動灯 (LED) 付安全・安心傘	2011年04月28日	特願2009-255507	2009年10月16日	A45B 3/04 @C		
2	実登3149490	光り傘	2009年04月02日	実願2008-007095	2008年09月08日	A45B 11/00 @B	A45B 3/04 @C	A45B 3/02
3	特開2007-215649	安全傘	2007年08月30日	特願2006-037770	2006年02月15日	F21Y101:02	A45B 3/04 @C	F21L 11/0*
4	特開2006-255219	安全傘	2006年09月28日	特願2005-078534	2005年03月18日	A45B 3/04 @A	A45B 3/04 @C	A45B 25/1
5	特開2001-299420	LED点滅可能な傘及びその骨組み構成	2001年08月13日	特願2000-108426	2000年04月10日	A45B 3/04 @A	A45B 3/04 @C	A45B 3/04
6	特開2001-186911	発光傘	2001年07月10日	特願2000-360022	2000年11月27日	A45B 3/04 @C	A45B 3/04 @A	A45B 25/0
7	特開2000-354506	傘骨	2000年12月26日	特願平11-150847	1999年05月31日	A45B 3/04 @A	A45B 3/04 @C	A45B 25/0
8	特開2000-236923	傘および傘用反射部材	2000年09月05日	特願平11-041151	1999年02月19日	A45B 3/04 @A	A45B 9/04 @Z	
9	特表2002-524115	制御装置を有す傘	2000年03月16日	特願2000-568355	1999年01月08日	A45B 3/04 @C		

図 37

特許・実用新案分類検索 + 前面図へ戻る ? ヘルプ 入力画面 + 結果一覧 + 詳細表示

F1・Fターム、IPCから、特許・実用新案の公報を検索できます。

選択された文献 前の文献 1/50 次の文献

特開2011-083578 文献単位PDF表示 経過情報 審査書類情報

項目表示 イメージ表示

全項目 (書誌+要約+請求の範囲)

書誌 要約 請求の範囲 詳細な説明 抽出分類 従来技術 発明の効果 課題 手段 図の説明 図面

請求の範囲

【特許請求の範囲】

【請求項1】
傘の先（端先）がアクリル樹脂でLED付ブラケット型図4になり、暗くなると灯（LED）が点灯・点滅する。

【請求項2】
前記端先灯（LED付）が点灯する為には、傾斜・上下センサスイッチ図5で端先C接点（銅板）とA接点（銅板）と球（ボール）は金メッキとする。
球（ボール）は傾斜しながら上下に動き、C接点とA接点に球（ボール）が接触しC-A間はONになる。
球（ボール）が90度以下に傾くとOFFとなる。
明暗光センサスイッチ図3の11、12の特徴（透明アクリル棒は、光ファイバーと同じ様に光を透過する。透明アクリル棒の上面部は、手元の上に位置し又長いのでフォトダイオード光センサに外光（ヘッドライト等）などに影響を受けない。）
二種類のセンサスイッチにより自動検知して灯がつく。

【請求項3】
傘の骨格4は、図2の様に金属プレス加工する。

【請求項4】
全ての制御装置（センサ類含む）が、傘の手元（本体）に収納している。

4.7 FIとFタームを併用する検索例 1

FIとFタームを併用して検索を行うことにより、より網羅的な検索が可能となる。「4.5 FIを利用した検索例」で用いた例について、FIとFタームを併用する検索式を用いて検索を行うと下記の様な結果を得ることができる。

図 38

特許・実用新案分類検索 ? ヘルプ

FI・Fターム、IPCから、特許・実用新案の公報を検索できます。

公報発行、更新予定については、[ニュース](#) をご覧ください。

種別(チェックなしの場合、全種別が検索対象となります。)

特許(特開・特表(A)、再公表(A1)、特公・特許(B))
 特許発明明細書(C)

実用新案(実開・実表・登実(U)、実全(U1)、再公表(A1)、実公・実登(Y))
 登録実用新案明細書(Z)

公開技報(N1)

分類指定

FI・Fターム
 IPC(最新版)
 IPC(公報記載)
 第8版 ▾

テーマ

検索式(必須)

公知日/発行日(和暦または西暦)

表示種別

全頁
 第1頁
 クレーム頁
 図面頁

表示指定

公開(A、U、A1)優先
 公告・登録公報(B、Y)優先
 公開公報(A、U1、A1)優先

ヒット件数 **91 件**

図 39

検索結果一覧
検索結果 91件

頁番	文献番号	発明の名称	公開・表分類1	公開・表分類2
1	特許2011-083579	全自動灯 (LED) 付安全・安心車	A45B 3/04 @C	
2	実案2149490	光り傘	2009年04月02日	実願2008-007095 2008年09月08日 A45B 11/00 @B A45B 3/04 @C
3	特許2008-149101	交通安全視光キャップ	2008年07月03日	特願2006-257503 2006年12月16日 A45B 3/04 @A A45B 3/04 @C
4	特許2007-215649	安全傘	2007年08月30日	特願2006-037770 2006年02月15日 F21Y101:02 A45B 3/04 @C
5	特許2006-255219	安全傘	2006年09月28日	特願2005-078534 2005年03月18日 A45B 3/04 @A A45B 3/04 @C
6	実案2103011	発光する傘	2004年07月22日	実願2004-000784 2004年01月26日 A45B 3/04 @C
7	特許2002-177028	傘	2002年06月25日	特願2000-404231 2000年12月14日 A45B 3/04 @C A45B 3/04 @A
8	特許2001-299420	LED点滅可能な傘及びその発振み構成	2001年08月13日	特願2000-109420 2000年04月10日 A45B 3/04 @A A45B 3/04 @C
9	特許2001-189911	発光傘	2001年07月10日	特願2000-360022 2000年11月27日 A45B 3/04 @C A45B 3/04 @A
10	特許2001-012212	折畳式発光傘	2001年01月23日	特願平11-177742 1999年06月24日 A45B 3/04 @C A45B 3/04 @A
11	特許2000-254509	傘骨	2000年12月26日	特願平11-150647 1999年05月31日 A45B 3/04 @A A45B 3/04 @C
12	特許2000-236923	傘骨及び傘用反射部材	2000年09月05日	特願平11-041151 1999年02月19日 A45B 3/04 @A A45B 9/04 @Z
13	特許2002-524115	照明装置を有する傘	2000年03月16日	特願2000-588355 1999年01月08日 A45B 3/04 @C
14	特許2000-020020	傘	2000年03月07日	特願平10-247400 1998年09月01日 A45B 3/04 @C A45B 11/00 @B
15	特許2000-021720	傘	2000年01月25日	特願平10-195356 1998年07月10日 A45B 3/04 @C A45B 11/00 @B
16	実案2008970	安全傘	1999年06月22日	実願平10-008660 1998年11月04日 A45B 3/04 @A A45B 3/04 @C
17	実案2030273	光を放つ傘	1998年07月14日	実願平09-011904 1997年12月24日 A45B 3/00 @A A45B 3/04 @C
18	実案2049730	発光傘を備えた傘	1998年06月26日	実願平09-011464 1997年12月12日 A45B 3/04 @C
19	実案2046625	発光傘	1998年05月22日	実願平09-009721 1997年11月05日 A45B 3/00 @A A45B 3/04 @C
20	特願平10-014629	照明灯を備えた傘	1998年01月20日	特願平08-195605 1996年07月06日 A45B 3/04 @A A45B 3/04 @C
21	特願平09-322013	発光傘	1997年12月16日	特願平08-181097 1996年06月06日 A45B 3/04 @C
22	特願平09-313220	発光傘	1997年12月09日	特願平08-108100 1996年05月24日 A45B 3/04 @C
23	特願平09-201714	安全傘	1997年08月05日	特願平08-013529 1996年01月30日 A45B 3/04 @C
24	特願平09-168416	多色発光傘及びその製造方法	1997年06月30日	特願平07-353401 1995年12月19日 A45B 3/04 @C
25	特願平09-168415	発光傘及び製造方法	1997年06月30日	特願平07-353400 1995年12月19日 A45B 3/04 @C
26	実案2027669	発光傘	1997年05月20日	実願平08-012100 1996年11月11日 A45B 3/04 @C
27	特願平09-010023	電線傘	1997年01月14日	特願平07-162350 1995年06月26日 A45B 11/00 @B
28	特願平08-294400	傘骨に点灯表示部を有する傘	1996年11月12日	特願平07-073037 1995年03月30日 A45B 3/04 @C A45B 25/02 @Z
29	特願平07-289328	LEDランプの付いた傘	1995年11月07日	特願平03-112322 1991年04月16日 A45B 3/04 @C H01L 33/00 @L
30	実願平07-036722	安全傘	1995年07月11日	実願平05-073538 1993年12月22日 A45B 3/04 @B
31	特願平07-162412	用傘	1995年06月27日	特願平05-329727 1993年11月30日 A45B 3/04 @C
32	実案2008952	傘骨及び照明部を備えた傘	1995年03月28日	実願平09-012794 1994年09月12日 A45B 3/02 A45B 3/04 @C
33	実案2002281	フラッシュ傘		A45B 25/10
34	実願平05-095311	安全傘		
35	実願平04-038713	傘	1992年04月02日	実願平02-081081 1990年07月30日 A45B 3/04 @C G09F 13/20 @D

FIのみを用いた検索では
ヒットしなかった公報

Fタームのみを用いた検索では
ヒットしなかった公報

4.8 FIとFタームを併用する検索例 2

本項では、もう一つ例を示して、FIとFタームを併用する検索方法を紹介する。

磁石を入れた安眠枕

(1) 検索対象となる発明の構成要件に対応するFI、Fタームを探す

「4.5 FIを利用した検索例」、「4.6 Fタームを利用した検索例」と同様に、「4.4 FIの照会例」で説明した方法により、この技術に関連するFI、Fタームを調べる。

パテントマップガイダンスを用いた検索により、上記発明の関連するテーマは、3B102であり、関連するFIは、A47G9/10@D、Fタームは、AB06であることが判明。

(2) 上記(1)により探した関連Fタームを用いて、検索を行う

特許情報プラットフォームの「特許・実用新案」－「3. 特許・実用新案分類検索」の「テーマ」欄、「検索式」欄に、上記テーマ、Fタームを入力して、「検索」をクリックすると、下記の様な結果を得ることができる。

図 40

特許・実用新案分類検索 ? ヘルプ

FI・Fターム、IPCから、特許・実用新案の公報を検索できます。

公報発行、更新予定については、 ニュース をご覧ください。

種別(チェックなしの場合、全種別が検索対象となります。)

特許(特開・特表(A)、再公表(A1)、特公・特許(B)) 特許発明明細書(C)

実用新案(実開・実表・登実(U)、実全(U1)、再公表(A1)、実公・実登(Y)) 登録実用新案明細書(Z)

公開技報(N1)

分類指定

FI・Fターム IPC(最新版) IPC(公報記載) ▾

テーマ

検索式(必須)

公知日/発行日(和暦または西暦)

~

表示種別

全頁 第1頁 クレーム頁 図面頁

表示指定

公開(A、U、A1)優先 公告・登録公報(B、Y)優先 公開公報(A、U1、A1)優先

ヒット件数 **508 件**

図 41

■ 検索結果一覧

検索結果 507件

項番	文献番号	発明の名称	発行日	出願番号	出願日	公開・ 公表分類1
1	特開2015-027315	就寝時における寝具セットの使用方法及びこれに用いる寝具セット	2015年02月12日	特願2013-157226	2013年07月30日	A47G 9/10 @D
2	実登3191479	枕	2014年06月26日	実願2014-001227	2014年03月11日	A47G 9/10 @M
3	特許5265817	マッサージユニット及びこれを備える履物	2013年08月14日	特願2012-543058	2012年06月29日	A61H 39/04 @F
4	実登3173664	頸椎血行亢進天照石入りまくら	2012年02月16日	実願2011-007204	2011年11月17日	A47G 9/10 @D
5	実登3172348	癒し器具	2011年12月15日	実願2011-005767	2011年10月03日	A61F 7/08 ,361@Z
6	特開2010-063704	枕	2010年03月25日	特願2008-233671	2008年09月11日	A47G 9/10 @A
7	実登3155911	枕	2009年12月10日	実願2009-005669	2009年08月10日	A47G 9/10 @D
8	実登3142424	枕	2008年06月12日	実願2008-001980	2008年04月01日	A47G 9/10 @A
9	特開2008-110062	枕	2008年05月15日	特願2006-294828	2006年10月30日	A47G 9/10 @A
10	特開2008-048977	枕	2008年03月06日	特願2006-229620	2006年08月25日	A47G 9/10 @E
11	特開2008-005881	枕	2008年01月17日	特願2006-176390	2006年06月27日	A47G 9/10 @V
12	特開2007-307346	枕	2007年11月29日	特願2006-188851	2006年07月10日	A47G 9/10 @A
13	特開2007-289294	枕	2007年11月08日	特願2006-118567	2006年04月21日	A47G 9/10 @R
14	実登3137030	高さと硬さの調整可能な快眠枕	2007年11月08日	実願2007-006735	2007年08月30日	A47G 9/10 @M
15	特開2007-105428	健康枕	2007年04月26日	特願2005-325319	2005年10月13日	A47G 9/10 @D
16	特開2007-097753	シラス粉末を用いた寝具	2007年04月19日	特願2005-289661	2005年10月03日	A47C 27/00 @Z
17	特開2006-263406	磁気枕	2006年10月05日	特願2005-120303	2005年03月22日	A47G 9/10 @D
18	特開2006-136414	磁気枕	2006年06月01日	特願2004-326896	2004年11月10日	A47G 9/10 @D
19	特開2006-068137	枕	2006年03月16日	特願2004-253134	2004年08月31日	A47G 9/10 @D
20	特開2005-253630	翡翠枕	2005年09月22日	特願2004-068131	2004年03月10日	A47G 9/10 @D

図 42

特許・実用新案分類検索 [← 前画面へ戻る](#) [? ヘルプ](#) [入力画面](#) [→ 結果一覧](#) [→ 詳細表示](#)

F I ・ F ターム、IPC から、特許・実用新案の分類を検索できます。

選択された文献 ■ 前の文献 17/507 次の文献 ■

特開2006-263406 [文献単位PDF表示](#) [経過情報](#) [審査書類情報](#)

[項目表示](#) [イメージ表示](#)

全項目 (書誌+要約+請求の範囲)

[書誌](#) [要約](#) [請求の範囲](#) [詳細な説明](#) [利用分野](#) [従来技術](#) [発明の効果](#) [課題](#) [手段](#) [図の説明](#) [図面](#)

請求の範囲

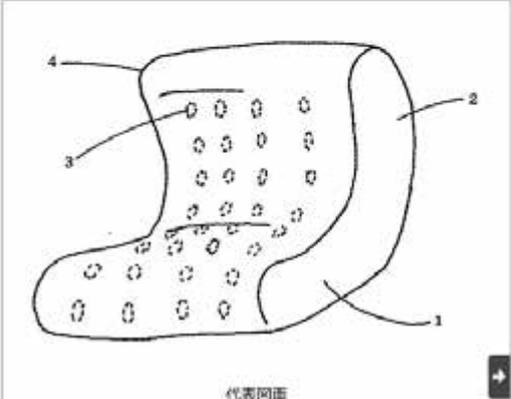
【特許請求の範囲】

【請求項 1】

就寝者の頭部下に配置される枕下部と、枕下部の位置側辺から延設され頭部上に配置される枕立ち上げ部とより構成される枕本体と、枕本体の使用者頭頂部および後頭部に磁気影響を及ぼす位置に設けられた複数の磁石とより構成される磁気枕。

【請求項 2】

就寝者の頭部下に配置される枕下部と、枕下部の位置側辺から延設され頭部上に配置される枕立ち上げ部とより構成される枕本体と、枕本体の使用者頭頂部および後頭部に磁気影響を及ぼす位置に設けられた磁石シートとより構成される磁気枕。



代表図面

4.9 検索式の立式例～特許請求の範囲を分節して検索式を立てる～

本項では、多数の構成要素から構成される発明に関する検索式の立式方法について紹介する。

【発明の名称】携帯電話機

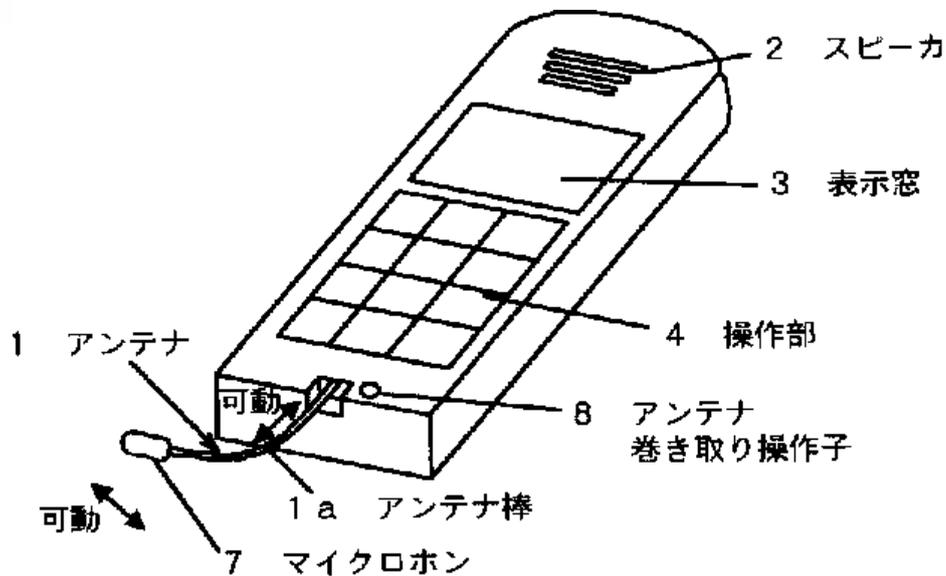
【特許請求の範囲】

アンテナと電話機本体に収納するアンテナ収納手段を有する携帯電話機において、前記アンテナは可塑性部材により形成され、電話機本体に対して自由に伸縮、曲げることが可能に構成されているとともに、その先端部にマイクロホンが取り付けられていることを特徴とする携帯電話機。

【目的】

小型化しても送話音声の劣化がしにくくする。

図 43



(1) 検索対象となる発明の構成要件に対応するFタームの探し方

Fタームを用いて効率的な検索を行うためには、特許請求の範囲（請求項）に係る発明（以下、「本願発明」という。）をその発明の特徴となる構成要素と一般的な技術的要素に分割し、発明の特徴となる構成や、発明の目的、効果に着目してそれぞれに対応するFタームどうしを掛けあわせて検索を行うことが有効である。

上記特許請求の範囲を各構成要件に分割すると、以下のようになる。

- a) 電話機本体に収納するアンテナ（兼マイクロホン）収納手段
- b) アンテナは可塑性部材により形成
- c) アンテナは・・・電話機本体に対して自由に伸縮、曲げることが可能に構成
- d) 先端部にマイクロホンが取り付けられている
- e) 携帯電話機

【目的】

- f) 小型化しても送話音声の劣化がしにくい

検索にあたっては、まず、特徴となる構成要素に対応するFタームがどのテーマに存在しているのかわかる必要があるが、それには「4. 2 FI、Fタームの照会」で説明した方法が有効である。

一般的に、調査対象となる出願に係る先行技術文献には、その出願に付与されているFタームと同じものが付与されている蓋然性が高いので、まず本願に付与されているFタームを確認し、それを手がかりに検索を行うのが良い。

例えば、パテントマップガイダンスで「携帯電話」「アンテナ」といったキーワードを用いて、「Fタームリスト」を検索すると、「5K023 電話機の構造」というFタームリストがヒットする。

図 44

パテントマップガイダンス (PMGS) ? ヘルプ

FI・Fターム、IPCの説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。

公報発行、更新予定については、 ニュース をご覧ください。

改廃情報： [FI改正情報](#) [テーマ改廃情報](#) [テーマコード表](#) [IPC改正表](#) [IPC指針](#)
 分類・Fタームに関する情報： [パテントマップガイダンス\(旧\)情報](#) [IPC分類表及び更新情報](#)

照会 **キーワード検索** [ロンコード検索](#)

照会画面項目を選択後、キーワード、サーチ範囲を入力し(いずれか一方でも可)、検索ボタンをクリックしてください。

照会画面 FI FIハンドブック
 Fタームリスト Fターム解説

IPC第8版(日付指定)

キーワード

AND

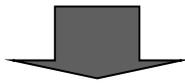
サーチ範囲(分類)

表示種別 一覧表示 ターゲット表示 同階層表示

■ 検索結果

ヒット件数 7件

Fターム	説明	備考
・ZF129	航行 (Navigation)	〈備考欄〉リスト再作成旧ZF029 (H16)
・3E127	制御地点における料金又はチケットをチェックする装置、タクシーメータ、郵便料金計器	〈備考欄〉リスト再作成旧3E027 (H21)
・5C122	スタジオ装置	〈備考欄〉リスト再作成旧5C022 (H15)、1999年以降に発行された文献を解析対象としている
・5K023	電話機の構造	
・5K067	移動無線通信システム	
・5K127	電話機の機能	〈備考欄〉5K027, 5K036, 5K039統合、リスト再作成、解析要否変更 (H20)、1999年以降に発行された文献を解析対象としている
・5K201	電話通信サービス	〈備考欄〉リスト再作成旧5K015, 5K024, 5K051, 5K101 (H16)、1995年以降に発行された文献を解析対象としている



5K023のFタームリストは次頁のとおりである。
 検索キーワードである「携帯電話」「アンテナ」は赤字で反転して表示される。

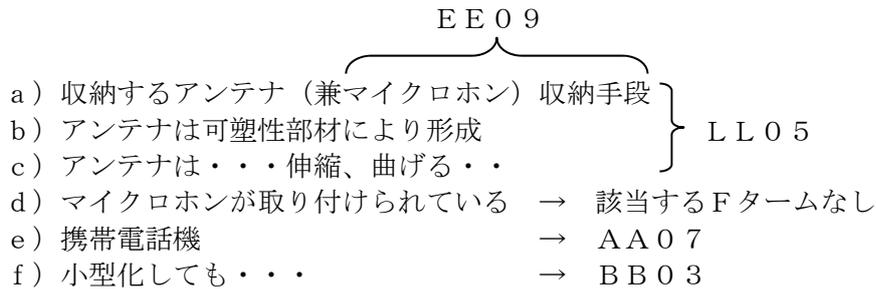
図 45
Fタームリスト選択

この画面は、テーマコード「5K023」のFタームリストを表示しています。

リスト 解説

5K023		電話機の構造									電話通信		
H04M1/02-1/23@Z													
観点	Fターム											FI適用範囲	
	AA	AA00	AA01	AA02	AA03	AA04	AA05	AA06	AA07	AA08	AA09	AA10	H04M1/02-1/23@Z
	用途	・公衆電話	・カード電話	・ボタン電話(キーテレホン)	・ホームテレホン	・インターホン	・会議電話	・携帯電話	・コードレスホン	・自動車電話	・列車電話		
		AA11	AA12	AA13									
		・船舶電話	・福祉電話	・非常電話									
	BB	BB00	BB01	BB02	BB03	BB04		BB06	BB07	BB08	BB09	BB10	
	目的、効果	・装飾性向上	・携帯性向上	・小形、軽量、薄形化	・低コスト; 部品、材料の削減; 製造の容易化			・送受信機能の向上	・不要送話防止	・立聞き防止	・背景ノイズ除去	・ハウリング防止	
		BB11	BB12	BB13	BB14	BB15	BB16	BB17	BB18			BB20	
		・操作性向上	・誤操作防止	・誤ダイヤル防止	・半掛け防止	・フタタッチダイヤル	・自動ダイヤル	・オンフックダイヤル	・ハンドフリー			・誤動作防止	
		BB21		BB23	BB24	BB25	BB26	BB27	BB28				
		・保守性向上		・安全性向上	・防爆用	・防塵、防水性向上	・耐久性向上	・耐衝撃性向上	・電磁シールド; 電界シールド; 磁界シールド				
	CC	CC00	CC01	CC02	CC03		CC05	CC06					
電話機の設置位置	・卓上	・壁掛	・卓上、壁掛兼用形		・埋込	・壁面用							
DD	DD00	DD01	DD02	DD03	DD04	DD05	DD06		DD08				
電話機の形状	・セパレート形	・送受器がダイヤル部の横に重ね置かれたもの	・送受器がダイヤル部の横に離し置かれたもの	・送受器とダイヤル部とが上下に並ぶもの	・送受器がダイヤル部を覆うもの	・ワンピース形		・折畳、伸縮形					
EE	EE00	EE01	EE02	EE03	EE04	EE05	EE06	EE07	EE08	EE09	EE10		
構造要素(1)送受話部	・送話器、受話器の組合せ	・ハンドセット形	・ヘッドホン形	・イヤホン形	・送話器	・骨導マイク; 咽喉マイク	・受話器	・送話器と受話器の兼用	・不使用時の収納、固定部	・係止用凹凸部			
LL	LL00	LL01	LL02	LL03	LL04	LL05	LL06	LL07					
構造要素(7)その他	・プリント基板	・リレー	・電源装置	・電池	・アンテナ	・電話機筐体	・電話機底板						
MM	MM00	MM01	MM02	MM03	MM04	MM05	MM06	MM07					
付加装置	・パネル	・プレート、カードケース	・カバー、ケース	・布カバー	・清掃具	・香料、消毒、殺菌剤を噴霧するもの	・照明装置						

枠で囲まれた「AA07」「BB03」「EE09」「LL05」というタームに着目すると、分割した構成要素とFタームは次のように対応する。

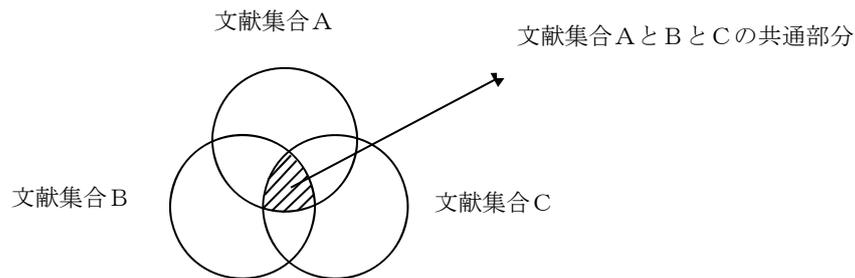


(2) Fタームの組合せ方

先行技術調査を行うにあたっては、まず、本願発明のすべての構成要件を含む先行技術発明のサーチを試み、適切な先行技術発明を発見できなかった際に、サーチすべき先行技術発明の範囲を拡大していく方法が効率的である。

まず、上記 a) ~ f) の構成要件すべてを備えた先行技術発明が存在するのは、それぞれのFタームの共通部分 (積集合) である。図で表すと、下図のようになる。

図 46 文献集合の概念図



したがって、本願発明のすべての構成要件を含む先行技術発明のサーチを行うためには、「AA07」「BB03」「EE09」「LL05」のタームすべての積集合を意味する検索式 (AA07 * BB03 * EE09 * LL05) を立てる必要がある。

この検索式で適切な先行技術発明が発見できなかった場合には、サーチすべき先行技術発明の範囲を拡大していく必要があるが、効率的なサーチを行うためにはサーチ範囲の拡大の仕方に注意が必要である。

一般的に、特許請求の範囲に記載された発明の各構成要件の重要度はそれぞれ同一ではなく、所望する目的ないし効果を得るために大きく影響する構成要件 (以下、「主要部」という。) が存在する。

したがって、サーチ範囲を拡大していくにあたっては、主要部に対応するFタームを検索式に残しつつ、他のタームを検索式から外していくという方法が有効である。

上記モデル案件における構成要件 a)、b)、c) に記載されている「アンテナ」を備えた電話機 (LL05) が「主要部」にあたと仮定した場合、実際の検索順序としては以下の組合せが導き出される。

Step1	LL05*AA07*BB03*EE09		EE09を外す
Step2	LL05*AA07*BB03		BB03を外してEE09を入れる
Step3	LL05*AA07*EE09		AA07を外してBB03を入れる
Step4	LL05*BB03*EE09		
Step5	LL05*AA07		
Step6	LL05*BB03		
Step7	LL05*EE09		
Step8	LL05		

このような検索順序が標準的なものと言えるが、実際の検索においては、上位のステップで有効な先行技術発明が発見された場合においては全てのステップを行う必要は必ずしもなく、また、Step2～4、Step5～8の順番については主要部以外のFタームの重要度を考慮して決定すべきである。

Memo:

補足資料

1	分類表で使われている記号、用語等の解釈	77
1.1	タイトル中のセミコロン.....	77
1.2	タイトル中の用語.....	77
1.2.1	「および」、「または」、「いずれか一方」.....	77
1.2.2	「すなわち」.....	78
1.2.3	「一般」、「それ自体」.....	78
1.2.4	「…に特に適合する」、「または類似のもの」.....	78
1.2.5	組み合わせられた主題事項を示すために用いられる表現.....	79
1.2.6	「他に分類されない」、「他の…」、「…のグループに分類されない」.....	79
1.2.7	「細部」.....	80
1.2.8	その他(用語解説).....	80
1.3	タイトル中の「例」の解釈.....	81
1.3.1	典型例…先行の用語にはいる典型的なものを示す場合.....	81
1.3.2	包含例…先行の用語からは直ちに理解できないものであっても、例で述べていることが先行の用語に包含されることを示す場合.....	81
1.3.3	特異例…下位展開を持つグループにおいて、例で示された事項については下位に細展開されていないことを指示する場合.....	81
1.4	「参照」の解釈における注意.....	82
2	ファーストプレイス優先ルールによる分類付与	84
3	分類付与の類型	86
3.1	化合物.....	86
3.2	混合物または組成物.....	86
3.3	化合物の製造又は処理.....	87
3.4	製造物品の製造または処理のための装置または方法.....	88
3.5	製造物品.....	88
3.6	多段階工程、プラント.....	89
3.7	細部、構造部分.....	89
3.8	2以上の技術主題、数グループに包含される1つの主題、一般化学式(いわゆる“マーカッシュ”タイプの式).....	90
3.9	コンビナトリアルライブラリ.....	92
4	参考	93
4.1	検索の役割.....	93

1 分類表で使われている記号、用語等の解釈

1.1 タイトル中のセミコロン

タイトルの中には、セミコロンで区別された2以上の別個の部分を用いてその内容を示すものがある（マルチパートタイトル）。このようなタイトルは、単一の語句では十分に包含できない別個の種類¹の主題事項と一緒に扱うことが望ましいと思われる場合に用いられる。

例 1

A41D 10/00 パジャマ；寝衣

例 2

A23G 1/00 ココア；カカオ製品，例．チョコレート；それらの代用品（カカオ調整のための台所用具 A47J，例．飲料製造装置 A47J31/00）

1.2 タイトル中の用語

1.2.1 「および」、「または」、「いずれか一方」

タイトルの中では、接続詞「および」、「または」、「いずれか一方」は、次のような意味で使用されているので、タイトルの解釈に当たっては特に注意する必要がある。

イ。「A および B」：A と B の両者が同時に存在することを意味する。

例 3

A01M 1/08 ・照明および吸引効果の両方を使用するもの

ロ。「A または B」：A のみが存在する場合、B のみが存在する場合、A と B の両者が存在する場合を意味する。

例 4

A01G 23/02 ・樹木の移植，抜根，伐採または枝払い（立木の枝払い A01G3/00）

ハ。「A または B のいずれか一方」：A か B のいずれか一方のみが存在することを意味する。

例 5

C06B 33/00 微粒子状金属，合金，ほう素，けい素，セレンまたはテルルと，金属酸化物または金属酸化物を生じることのできる無機もしくは有機塩のいずれか一方である酸素供給物質の少なくとも1つを含有する組成物

1.2.2 「すなわち」

「すなわち」は等しいという意味であり、「すなわち」によって結びつけられた 2 つの語句は対等と考えるべきであり、その語句の 1 つは他の語句の定義を構成する。

例 6

B42D 15/08 ……封緘はがきまたは封緘シート，すなわち内面に通信文を有して折りたためられ、それ自身郵送用封筒として使用可能なはがきまたはシート

1.2.3 「一般」、「それ自体」

イ。「一般」：主題事項の特性がいかなる応用をも問題にしていない場合、又は、特定の使用若しくは目的に特別に適合しているわけではないものを示す際に用いられる。

例 7

C07B 31/00 還元一般

ロ。「それ自体」：主題事項が一部をなすものではなく、その主題事項そのものだけに關係することを意味する。

例 8

A41H 1/06 ……マーク付けと組合されているもの(マーク付けそれ自体 D06H1/00)

1.2.4 「…に特に適合する」、「または類似のもの」

イ。「…に特に適合する」：主題事項が目的のために改変されたことまたは特別につくられたことを意味する。

例 9

A41F 1/00 衣服に特に適合する止め具(止め具一般 A44B)

ロ。「または類似のもの」：その分類箇所が、先行する用語で特定された主題事項に限定されるものではなく、本質的に同じ特徴を持つ主題事項も含むことを強調する。

例 10

A41F 17/02 ……ズボンまたはスカート，例．自転車に乗る人のためのもの，のクリップまたは類似のもの

1.2.5 組み合わせられた主題事項を示すために用いられる表現

「2以上のメイングループに包含される」「何れの単一のメイングループにも包含されない」またはこれらと同様な用語によって主題事項を表示するメイングループがある。このようなグループは次の事項を取り扱う。

イ. 「2以上のメイングループに包含される」：幾つかの特徴が組み合わせられた主題事項であって、その特徴全体としては指定されたグループ内の単一のグループに包含されないもの

例 11

C05B 1/00	過りん酸石灰
3/00	りん酸二石灰を主体とする肥料

15/00	他のりん酸肥料
17/00	スラグ以外のりん酸肥料の造粒またはペレット化
21/00	メイングループC05B1/00～C05B19/00のうち <u>2以上のメイングループに包含される</u> りん酸肥料混合物

ロ. 「何れの単一のメイングループにも包含されない」：幾つかの特徴が組み合わせられた主題事項であって、その特徴全体としては指定されたグループ内の単一のグループに包含されないもの、又は指定された範囲の何れのグループにも包含されない主題事項

例 12

C08K 3/00	無機配合成分の使用
5/00	有機配合成分の使用
7/00	形状に特徴を有する配合成分の使用
9/00	前処理された配合成分の使用構造
11/00	未知の配合成分の使用
13/00	メイングループC08K3/00～C08K11/00の <u>いずれのメイングループにも包含されない</u> 配合成分であって、そのいずれの化合物も本質的な配合成分からなる混合物の使用

1.2.6 「他に分類されない」、「他の……」、「……のグループに分類されない」

イ. グループのタイトルにおける「他に分類されない」とは、そのサブクラス内のどのグループにもまたは他のサブクラス内のどのグループにも分類されないことを意味する。また、クラスまたはサブクラスのタイトルの中にこの表現がある場合も同様である。

例 13

G10D	<u>他に分類されない</u> 楽器
------	--------------------

ロ. 「他の……」または「……のグループに分類されない」と表現されるグループには、そのサブクラス内の他のどのグループにも分類されない特徴を持った主題事項が含まれる。

例 14

B62B 13/00	滑走部をもつそり
15/00	<u>他の</u> そり，氷上船または帆走そり

上記のように表現されたグループは、他の分類項目ではカバーしきれなかった残余の事項を分類する目的で設置されたということで、残余事項分類と呼ばれている。

1.2.7 「細部」

メイングループ、サブグループレベル等において、「細部」と表現された分類項目がある。これらの分類項目の解釈で特に注意すべきことは、同等のレベルで展開されている装置に共通の細部が分類されるということである。したがって、ある特定の装置のみに特徴のある細部はそれぞれの装置の分類箇所に分類される。

例 15

H05B	電気加熱；他に分類されない電気照明
1/00	電気加熱装置の <u>細部</u>
3/00	抵抗加熱
6/00	電界，磁界または電磁界による加熱
7/00	放電加熱
7/02	・ <u>細部</u>
7/06	・ ・ 電極
7/16	・ グロー放電による加熱
7/18	・ アーク放電による加熱

1.2.8 その他(用語解説)

IPC には指針の中に用語解説が設けられている。この用語解説中の用語または表現は、例えば用語に複数の意味がある場合など、用語の意味または使い方の説明が必要となるようなものについて、IPC に用いられたものの中から選定されたものである。したがって、分類の解釈に際してはこの用語解説にもよく目を通す必要がある。

なお、用語解説はその用語が使用される分類のすべての箇所について厳格な定義をしているわけではないから、それらの用語の意味は、その用語が使用されている分類箇所の前後の文脈を常に念頭において解釈することが必要である。

1.3 タイトル中の「例」の解釈

タイトルの理解を助け、そのグループの分類範囲に入る事項を明確にすることを目的として、タイトルの中に「例」が挿入してある。この「例」には、次の3つの場合がある。

1.3.1 典型例……先行の用語にはいる典型的なものを示す場合

例 16

A42C 5/00 ハットの付属品または装飾品，例，ハットのバンド

1.3.2 包含例……先行の用語からは直ちに理解できないものであっても、例で述べていることが先行の用語に包含されることを示す場合

例 17

B62B 7/00 子供用運搬車；乳母車，例，人形乳母車

1.3.3 特異例……下位展開を持つグループにおいて、例で示された事項については下位に細展開されていないことを指示する場合

例 18

A45D 1/00 髪巻きごて，すなわち，熱して用いるこて；髪巻きアイロン，すなわち，熱して用いるアイロン；そのための付属品
 1/02 ・内部に加熱手段を有するもの，例，液体燃料によるもの
 1/04 ・電気によるもの

1.4 「参照」の解釈における注意

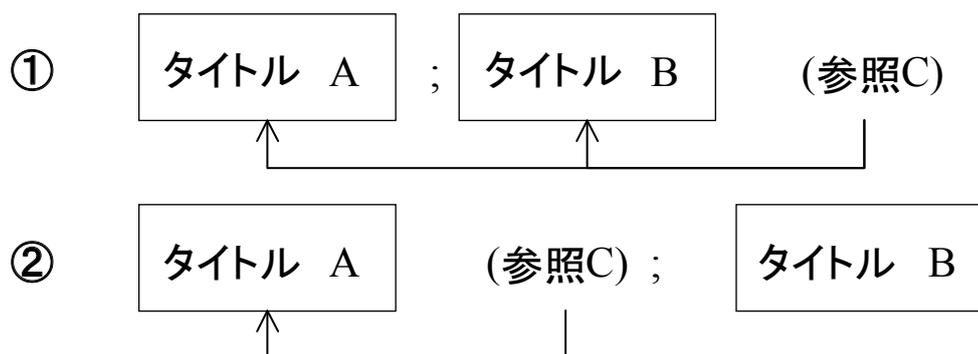
IPC の統一した解釈と合理的な運用のために、注とともに参照が設けられている。注及び参照の具体的な説明は 1.2.1.4 タイトルで使用されている用語および記号の意味を参照されたいが、特に参照の解釈に当たって注意すべき事項について以下に補足する。

◆ 参照は、関係するタイトルの最後の部分に置かれる。

タイトルがセミコロンで区切られている 2 以上の部分からなる場合には、参照は原則としてそれが関係する最後の部分に置かれる。

これらの関係を図示すると図 1 のようになる。

図 1



①の場合には、参照 C は通常タイトル A 及びタイトル B の両方に関係する。

②の場合には、参照 C はタイトル A のみに関係する。

◆ クラス、サブクラス又はグループのタイトルの後に続く参照は、階層的に下位の箇所すべてに關係する。

◆ グループが引用されている場合は、それが唯一の関連するグループであるということではない。特に、引用されたグループが階層的に下位のグループを持つ場合は、それらのグループにも関連する。

例 19

A47K 1/04	・洗面器(排水管と連結されたもの E03C1/12) ; 水差し ; それらの保持装置
E03C 1/12	・排水用配管設備 ; それに結合される洗面器または噴水器 (床の排水装置 E03F5/04) ; 流し
1/122	・ ・ 建物の排水用管路系(管路系一般 F17D)
1/126	・ ・ 排水配管設備の消毒または臭気除去の装置
1/14	・ ・ 排水管に結合された洗面器

- ◆ 2以上の事項が同じ分類箇所を参照している場合には、これらの事項はコンマで分けられ、その分類箇所の分類記号は参照の最後にのみ表示される。

例 20

A01D 91/04 土壤上に生育する農産物(果実, ホップ A01D46/00)

- ◆ 2以上の事項がそれぞれ別個の分類箇所を参照している場合には、セミコロンで分けられており、それらは別個に読みとるべきものである。

例 21

A47B 27/00 製図用机またはテーブル；製図板用支持具（製図机に変換できるテーブル
A47B85/02；黑板または類似物のイーゼルまたはスタンド A47B97/04；製図板
B43L5/00）

2 ファーストプレイス優先ルールによる分類付与

ファーストプレイス優先ルールでは、分類表の同一階層の項目について、特殊な分類項目から一般的な分類項目へ優先順に並べて構成される。分類項目がさらに下位に展開されているときは、その下位の階層の同一階層で改めて優先順に並べることとしている。

ファーストプレイス優先ルールに基づいて作成された分類表を用いた分類付与は、分類を付与しようとする出願の発明の主題に対して、分類表の同一階層の分類項目を上から下へ参照する。そして、最初に発明の主題に合致する分類項目を発見すれば、該当する分類項目以下の分類項目は参照しない。

次に、その該当する分類項目がさらに下位に展開されているときは、その下位の階層の同一階層で、改めて発明の主題に該当する分類項目がないか、分類表を参照する。このようにして、最も深い階層で発明の主題に該当する分類項目を発見したときに、発明の主題に対応する分類項目が決定される。

例：「特定の金属を用いてイオン化処理した固相担体に、熱を加えて多様な触媒を吸着させた触媒ライブラリのコンビナトリアル合成方法」について発明情報として分類付与を行う場合（次頁の分類表も参照）

【分類付与方法】

1) サブクラスを決定する。

→ 本件はコンビナトリアルケミストリに関する発明なので **C40B** が選択できる。

2) C40B 内のメイングループ (10/00～99/00) について、10/00 から順に発明の主題に該当する適切なグループを探す。(分類表の①の流れ)

→ 本件はライブラリのコンビナトリアル合成なので、ライブラリを製造する方法である **C40B50/00** が適切であると判断できる。適切な分類項目が見つかったら、その時点で次の階層に移る。C40B60/00 以下のメイングループについて探す必要はない。

3) C40B50/00 内の 1 ドットサブグループ (50/02～50/14) について、50/02 から順に発明の主題に該当する適切なグループを探す。(分類表の②の流れ)

→ 本件はライブラリのコンビナトリアル合成のうち、固相担体を用いた合成方法なので、**C40B 50/14** が適切であると判断できる。

4) C40B50/14 内の 2 ドットサブグループ (50/16～50/18) について、50/16 から順に発明の主題に該当する適切なグループを探す。(分類表の③の流れ)

→ 本件は「特定の金属を用いてイオン化処理した固相担体に熱を加えて多様な触媒を吸着させる」という特定の吸着方法を用いているので、**C40B 50/18** が適切であると判断できる。

5) この時点で、最も深い階層で発明の主題に該当する分類項目を発見したこととなり、発明の主題に対応する分類項目が **C40B 50/18** であると決定できる。

C40B **コンビナトリアルケミストリ；ライブラリ，例．ケミカルライブラリ，コンピュータ内でのライブラリ[8]**

- ① ↓
- 10/00 高分子の定向分子進化，例．RNA，DNAまたは蛋白質[8]
 20/00 ライブラリメンバーの同定に特に適した方法[8]
 . . .
 30/00 ライブラリのスクリーニング方法[8]
 . . .
 40/00 ライブラリそのもの，例．アレイ，混合物[8]
 . . .
50/00 ライブラリを製造する方法，例．コンビナトリアル合成[8]
- ② ↓
- 50/02 ・コンピュータによる (i n s i l i c o) または数学的概念に基づくライブラリの構築[8]
 50/04 ・動力学的コンビナトリアルケミストリ技術を用いるもの[8]
 50/06 ・生化学的方法，例．酵素または生きた微生物をそのまま用いるもの[8]
 50/08 ・液相合成，即ち，ライブラリの全てのビルディングブロックが，ライブラリの製造時に液相にあるか溶液中にある場合；液体担体からの特定の開裂方法[8]
 50/10 . . .コード化工程を含むもの[8]
 50/12 . . .液体担体への特定の吸着方法を用いるもの[8]
50/14 ・固相合成，即ち，ライブラリの1以上のビルディングブロックが，ライブラリの製造時に固相に結合している場合；固体担体からの特定の開裂方法[8]
- ③ ↓
- 50/16 . . .コード化工程を含むもの[8]
50/18 . . .固体担体への特定の吸着方法を用いるもの[8]
- 60/00 コンビナトリアルケミストリにおいてまたはライブラリと共に用いることに特に適した装置[8]
 70/00 コンビナトリアルケミストリまたはライブラリに特に適したタグまたはラベル，例．蛍光タグまたはバーコード[8]
 80/00 コンビナトリアルケミストリまたはライブラリに特に適したリンカーまたはスパーサ，例．トレースレスリンカーまたはセイフティーキャッチリンカー[8]
 99/00 このサブクラスの他のグループに分類されない主題事項[8]

3 分類付与の類型

幾つかの具体例に基づいて分類付与方法を説明する。

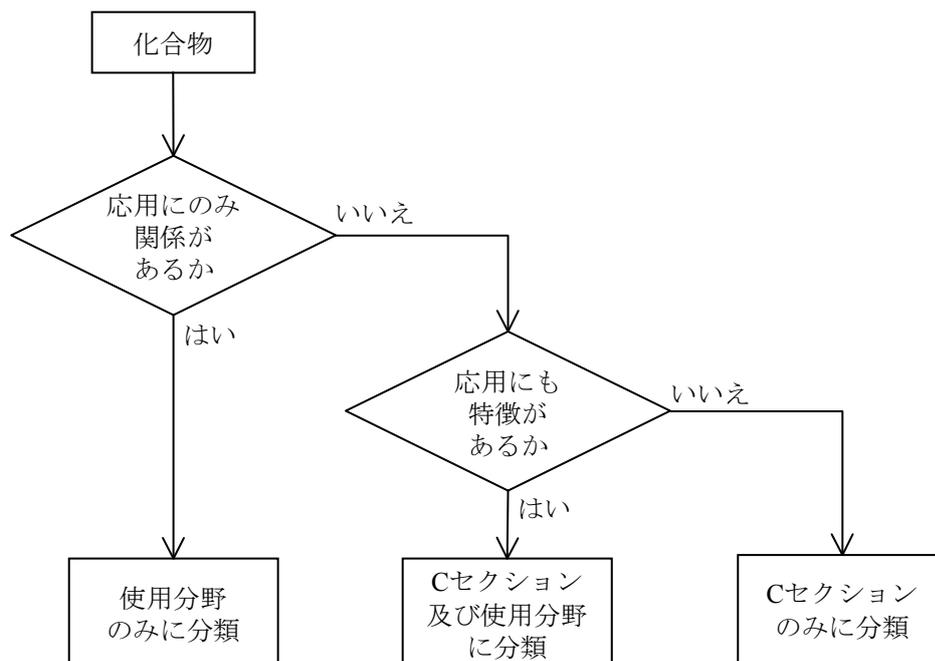
3.1 化合物

発明の技術主題が化合物(有機、無機または高分子)に関する場合、その固有の性質、すなわち化学構造に従ってCセクションに分類する。

また、同時に応用にも本質的な特徴がある場合は、使用分野にも分類する。

しかし、発明の技術主題が化合物の応用にのみ関係する場合は、使用分野のみに分類する。

図 2



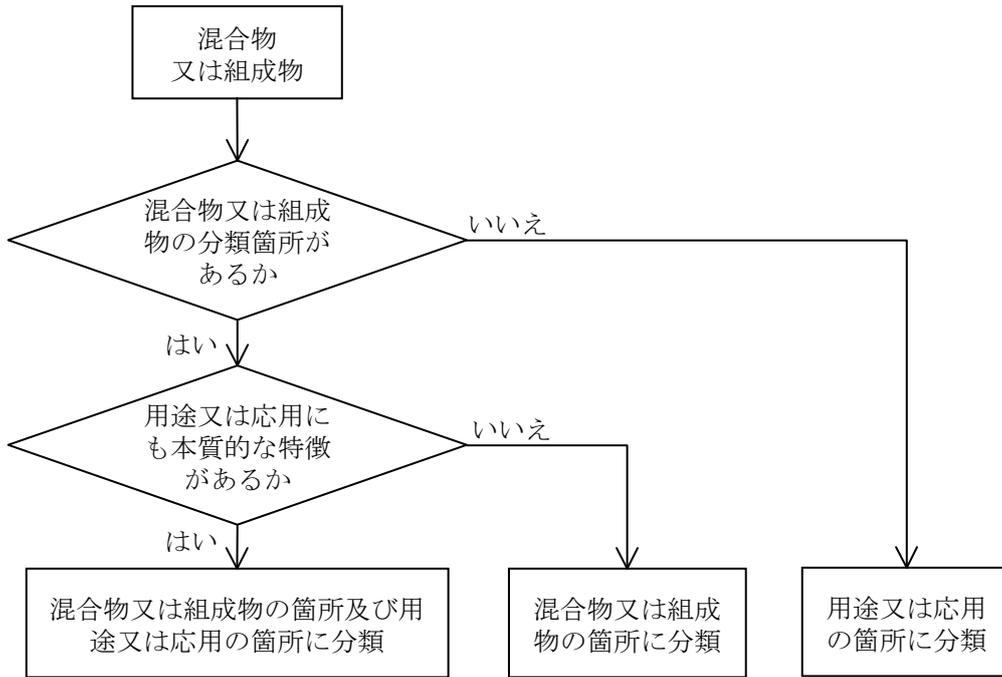
3.2 混合物または組成物

これらが発明の技術主題を構成する場合、それらの固有の性質に従って分類する。例えば、C03C(ガラス)、C04B(セメント、セラミック)、C08L(高分子化合物の組成物)、C22C(合金)。

もし、そのような分類箇所がない場合は用途又は応用に従って分類する。

もし、用途又は応用にも本質的な特徴がある場合は、混合物又は組成物の箇所及び用途または応用の箇所の両方に従って分類する。

図 3

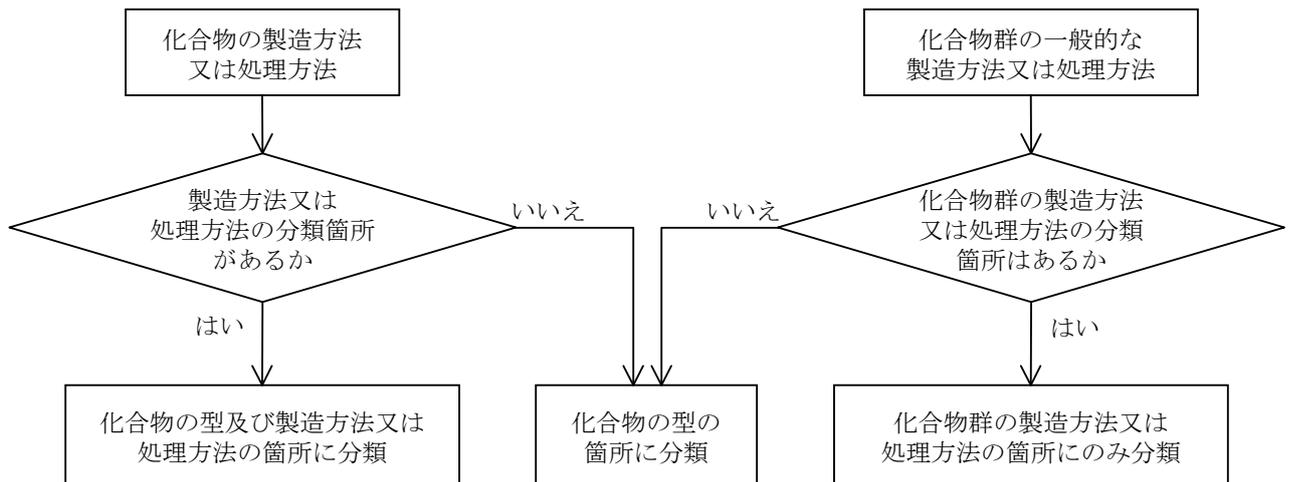


3.3 化合物の製造又は処理

これらは、化合物の型の箇所に分類する。もし、製造方法又は処理方法に対する分類箇所があるときは、そこにも分類する。

しかし化合物群の一般的な製造方法は処理方法の分類箇所があるときは、そこにのみ分類する。

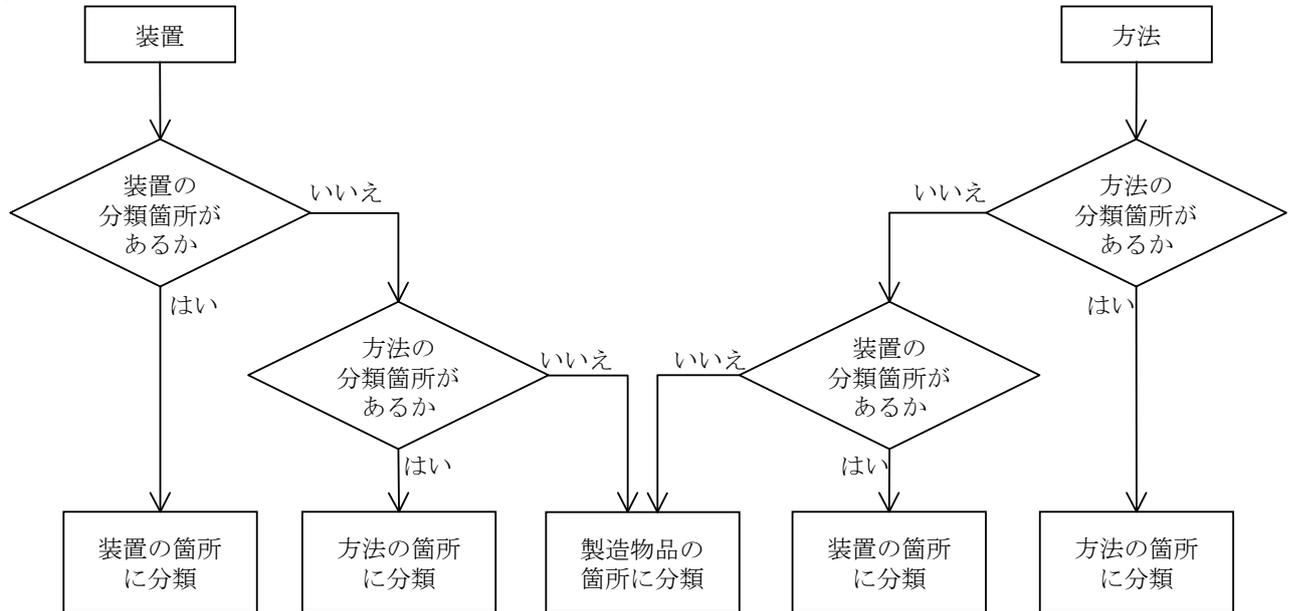
図 4



3.4 製造物品の製造または処理のための装置または方法

このような装置は、装置の箇所へ分類する。装置の分類箇所がない場合は、その装置によって遂行される方法の箇所へ分類する。装置の分類箇所も方法の分類箇所も存在しない場合は製造物品それ自体の箇所へ分類する。方法の場合も同様の手順で分類する。

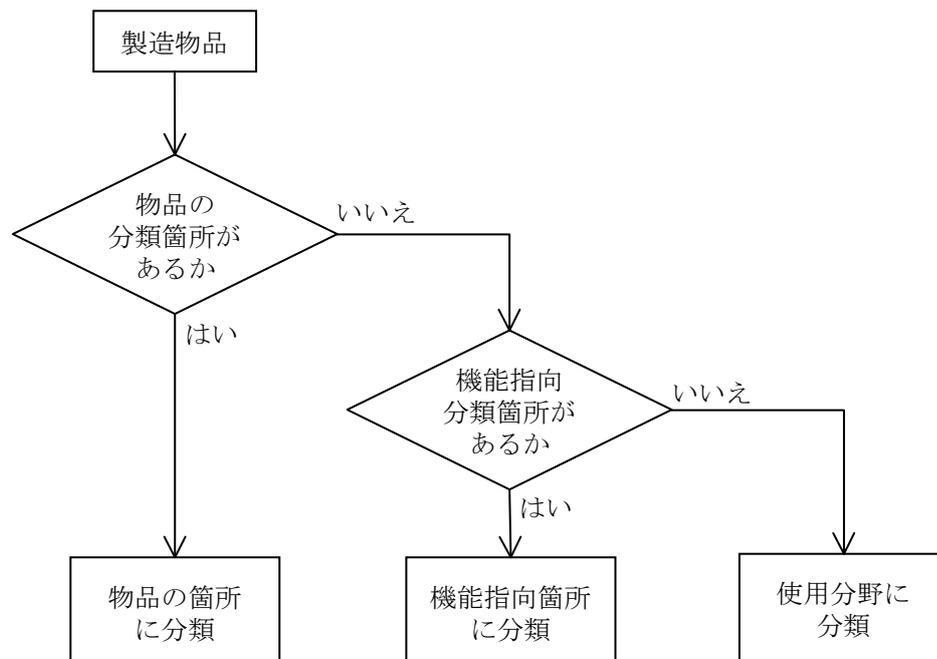
図 5



3.5 製造物品

製造物品は、これを取り扱う箇所へ分類するが、このような箇所がない場合は適切な機能指向箇所へ分類する。それもできない場合は、使用分野に従って分類する。

図 6



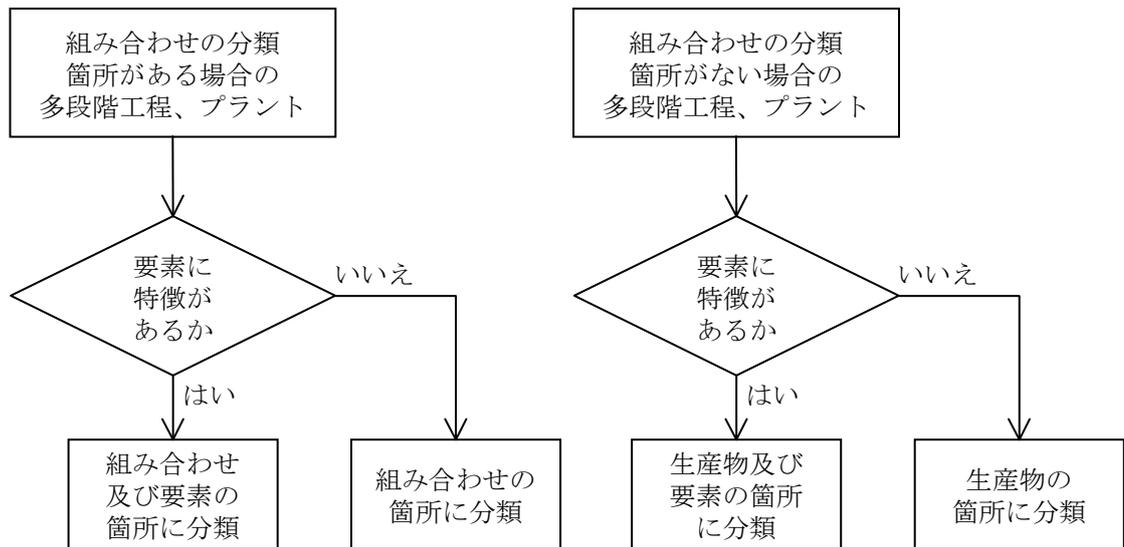
3.6 多段階工程、プラント

発明の本質的特徴が複数の工程又は複数の装置の組合せに関するような多段階工程又はプラントは、そのような組合せの箇所には分類する。そのような箇所がない場合は、これらによって得られる生産物の箇所には分類する。

また、組合せ中の個々の要素にも特徴がある場合は、その要素の箇所にも分類する。

なお、組合せには本質的特徴がなく、個々の要素のみに特徴がある場合には、組合せの箇所には分類しない。

図 7



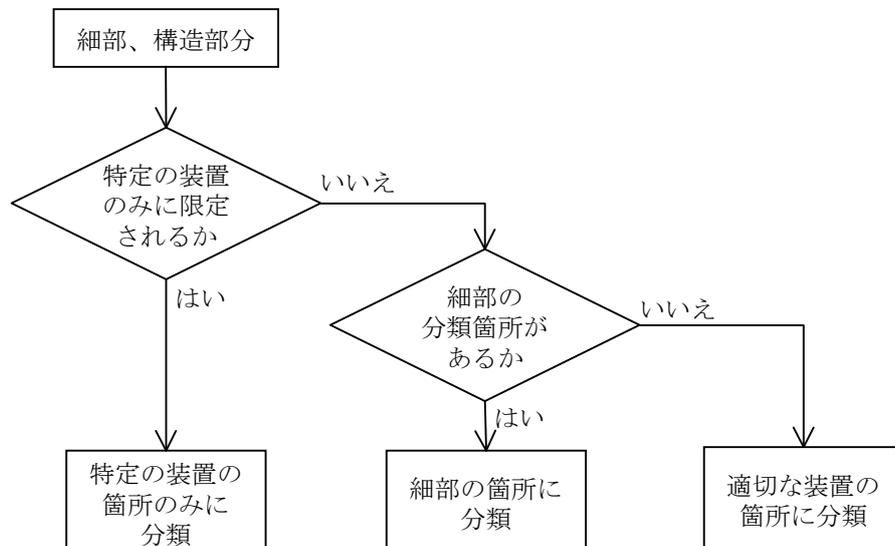
3.7 細部、構造部分

細部又は構造部分などは、それが特定の装置のみに用いられるようなものであれば、その装置の箇所に分類する。

しかし細部又は構造部分が 2 以上の装置に応用できる場合は、以下の手続に従って分類する。

2 以上の装置に応用できる細部又は構造部分の分類箇所がある場合には、その箇所に分類する。そのような箇所がなければ、適切な装置の箇所(例えば、細部が共通に使用できる装置のための複数グループを包含する上位グループ)に分類する。

図 8



3.8 2以上の技術主題、数グループに含まれる1つの主題、一般化学式(いわゆる“マーカッシュ”タイプの式)

発明が2以上の技術主題に直接的かつ本質的に関係しており、それらの技術主題の各々が異なるグループに含まれるとき、それらの各グループの記号を付与する。

全く同一の技術主題が同一のメイングループ下の同一階層の2以上のグループに含まれるが、それらの各グループに含まれる事項自体はサーチの目的にとって重要でなく、単にそれらの事項の組合せに技術主題の特徴がある場合、例えば、その構成部分によって記述されている多段階工程、装置または混合物は、そのような組合せのための特定グループが存在しなければ、階層的により上位のグループに分類する。しかしながら、技術主題が異なるメイングループ下の複数グループに含まれており、しかも“一般”のメイングループがない場合には、技術主題を包含する各グループの記号を付与する。

関連した化合物の大規模な集合は、しばしば一般化学式を用いて表現又は請求される。一般化学式は、特定の選択肢の集合から選択される変数となる少なくとも1つの構成要素を有する化合物の属の形式で表記される(例えば、“マーカッシュ”タイプの化合物クレーム)。一般化学式の使用は、大量の化合物がスコープに含まれかつそれぞれ大量の箇所に分類可能である場合に問題が発生する。こうした場合は、サーチに最も有益である化合物のみを分類する。一般化学式を用いて化合物が特定されている場合には、以下の分類手順を用いる。

Step 1: 新規かつ非自明の“十分に同定された”すべての化合物は、もしそれらが以下に該当すれば分類を付与すべきである:

- (i) 特に請求されたものそれ自体又は組成物において請求されたもの
- (ii) 請求された方法の生産物
- (iii) これらのうちの何れかの誘導体

組成物が“十分に同定された”と見なされるのは以下の場合である:

- (a) その構造が正確な化学名若しくは化学式で与えられるか、又は反応物質のうち多くとも1つが選択肢から選ばれ、特定された反応物質による製造方法によって推論することができるものであり、
- (b) 化合物が、物理的性質(例えば、融点)によって特徴づけられているか、又はその製造方法が実際的な詳細を与える実施例として記述されている。

実験式のみによって同定された化合物は、“十分に同定された”と見なされない。

Step 2: “十分に同定された”化合物が開示されていないならば、例えばコンピュータで生成動されたモデルに由来する化合物で現実の実験を経していない化合物の場合、正確な化学名、又は開発された化学式を有する化合物のみに分類が付与されるべきである。分類は、1つの又は非常に少数のグループに限定すべきである。

Step 3: 一般的なマーカッシュ式のみが開示されている場合は、態様と思われるものすべて又はその大部分を包含する最も具体的なグループに分類する。分類は、1つの又は非常に少数のグループに限定すべきである。

Step 4: 前述の義務的分類に加えて、一般式の範囲にある他の化合物あるいはコンピュータで起動されたモデルに由来する化合物が重要である場合は、非義務的分類も行うことができる。

すべての“十分に同定された”化合物を最も具体的な分類箇所に分類することにより分類記号が多数になる場合（例えば、20 箇所以上）は、分類付与官は分類記号の数を減らすことができる。これは、“十分に同定された”化合物の分類が、階層的に次の上位レベルにある単一のグループの下位にあるサブグループを多数付与することになる場合にのみ行われる。これらの化合物の分類は、その上位グループにのみ行うことができる。そうでない場合には、化合物は、すべてのより具体的なサブグループに分類する。

3.9 コンビナトリアルライブラリ

多くの化合物、生物学的存在、又はその他の物質からなる集合体は、“ライブラリ (libraries)” の形式で表示することができる。ライブラリは、要素それぞれが多くの分類箇所に分類可能である場合、サーチシステムに無駄に負担をかける大量の要素を含む場合がよくある。よって、“十分に同定された” と見なされる各要素のみを、一般式の化合物と同様に、その要素を最も具体的に提供しているグループ（例えば、化合物ならセクション C）に義務的に分類する。ライブラリ全体は、サブクラス C40B の中の適切なグループに分類する。この義務的分類に加え、ライブラリの他の要素が重要であれば、非義務的分類も行おう。

4 参考

4.1 検索の役割

特許文献は特許文献のデータベース検索により発見することができる。図 9 に示すとおり、特許文献の調査は様々な段階にて行われ、特許文献の検索は各調査において重要な役割を有している。また、図 10 に示すとおり、最適な公報種別やその対象、調査観点は調査によって異なるため、調査の種類に応じて検索に工夫が必要となる。主要な検索の方法とその長所・短所については、本テキスト P46 の 4.1 を参照。

図 9

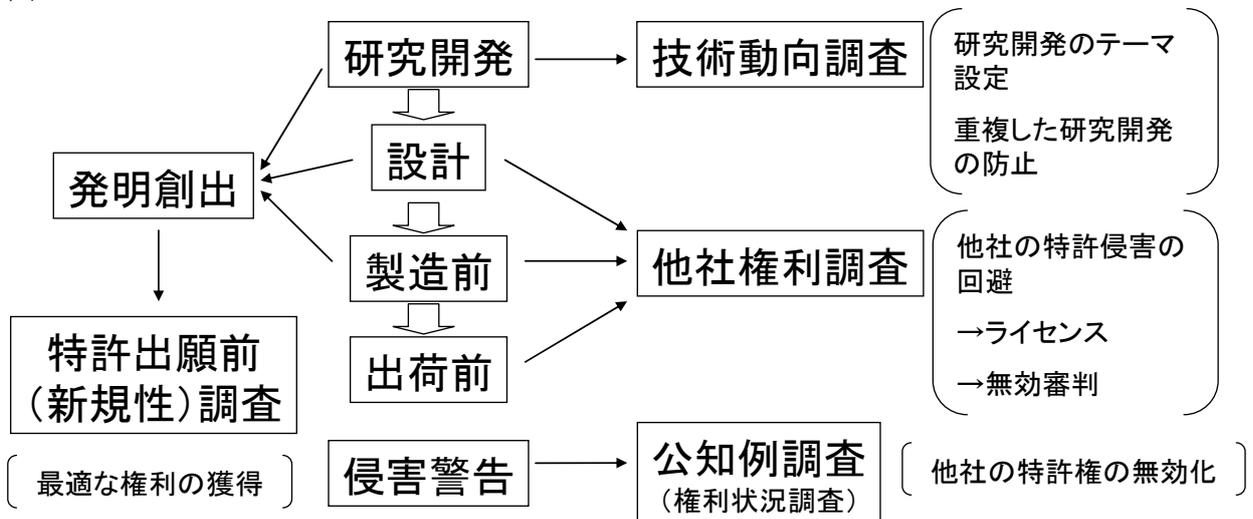


図 10

	主な調査公報	主な調査対象	調査の観点
技術動向調査	公開特許公報	詳細な説明	同業他社がどのような技術開発をしているか
他社権利調査 (自社製品 A+B+C)	特許公報	クレーム	自社製品が他人の権利を侵害していないか (A,B,Cの組合がないか)
公知例調査 (他人の権利 A+B+C)	公開特許公報	詳細な説明	他人の権利を無効化する資料がないか (A+B+Cの新規性・進歩性を否定できる資料がないか)
特許出願前調査	公開特許公報	詳細な説明	出願するクレームが既に公知になっていないか

Memo:

付属資料

1	IPC 関連情報	97
1.1	特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) のパテントマップガイダンスシステム (PMGS) を用いた特許分類検索.....	97
1.2	IPC 第8版分類表.....	98
1.3	FI 改正情報.....	99
1.4	F タームリスト・テーマコード表.....	100
1.5	技術用語による特許分類索引 (一般財団法人日本特許情報機構発行).....	101
1.6	FI 記号表 (一般財団法人日本特許情報機構発行).....	102
2	情報検索に必要な参考情報	103
2.1	INID コード一覧表.....	103
2.2	IPC クラス概要.....	105

1 IPC 関連情報

本テキストは、IPC を学ぼうとする人に、その基本骨格、解釈上の原則等の基本的事項を解説するためのものである。IPC の項目数は約7万項目であり、現在汎用される各種の国語辞典、英和辞典に収録されている見出項目数はほぼ4万から8万項目程度であることを考えると、IPC の項目数も非常に多いが、莫大な特許文献を整理するためには、この程度の項目数は最低限必要である。

IPC 修得のためには、日頃から IPC に接し、積極的に利用することが肝要である。現在、次のような IPC 関連情報が利用可能である。

1.1 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の патентマップガイダンスシステム（PMGS）を用いた特許分類検索

独立行政法人 工業所有権情報・研修館が特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で行っているサービスで、FI、Fターム及びIPCの説明文、FIハンドブックならびにFタームリスト等を、照会もしくはキーワードによる検索により参照することができる。また、FI-IPC コンコーダンスの検索を行うこともできる。本サービスはインターネットを通じて利用することができ、J-PlatPat のページ (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) 内の、「特許・実用新案」タブの中の「パテントマップガイダンス（PMGS）」のリンクをクリックすることで利用可能である。PMGS を含めた、J-PlatPat が提供するサービスは無料であり、IPC の関連情報として手軽に利用できるのが特徴である。

The screenshot shows the J-PlatPat website interface. At the top, there is a navigation bar with the J-PlatPat logo, contact information (ヘルプデスク: 03-6666-8801), and language options (English, トップページ, ヘルプ一覧, サイトマップ, JPO, INPIT). Below the navigation bar, there is a main menu with icons for '特許・実用新案', '最近', '商標', '権利', and '経済情報'. A dropdown menu is open under '特許・実用新案', listing various search options. The option '4.パテントマップガイダンス (PMGS)' is highlighted. Below the dropdown, there is a search bar with the text '(01) 特許' and 'クイック' selected. A search button labeled '検索' is visible. The page also features a footer with 'お知らせ' (News) and 'おすすめ' (Recommended) sections, along with logos for 'Graphic Image Park' and 'FOPISER'.

1.2 IPC第8版分類表

IPC第8版分類表の照会は、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の Patent Map ガイダンス（PMGS）

（https://www5.j-platpat.inpit.go.jp/pms/tokujitsu/pmgs/PMGS_GM101_Top.action；前述の付属資料 1.1 を参照）にて行うことができる。また、IPC第8版分類表及びその改正情報は、特許庁ホームページの「IPC分類表及び更新情報（日本語版）」

（http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/kokusai_t/ipc8wk.htm）から参照することが可能である。

The screenshot shows the JPO website interface. At the top, there are navigation links for 'English', '投書箱(ご意見・ご要望)', 'ホームページの使い方', and 'アクセスマップ'. Below this is a search bar with 'Googleカスタム検索' and a '検索' button. A main navigation menu includes 'ホーム', 'お知らせ', '制度・手続', '施策・支援情報', '資料・統計', '特許庁について', and 'お問い合わせ Q&A'. The breadcrumb trail reads: 'ホーム > 制度・手続 > 特許 > 制度 > 特許分類に関する情報 > 国際特許分類(IPC)について > IPC分類表及び更新情報(日本語版)'. The left sidebar contains a menu with categories like '制度・手続', '特許', '実用新案', '意匠', '商標', '審判', '国際出願', '出願窓口', '外国知的財産権情報', '公報関係', '法令・基準', and '品質管理'. The main content area is titled 'IPC分類表及び更新情報(日本語版)' and contains the following text:

IPC分類表及びその更新情報(2006.01版以降に改正のあった分野に関する差分分類表)(日本語版)を提供します。分類表は、PDF形式、Excel形式のものがあります。(詳しくは以下の表を御参照下さい。)

なお、Excel形式の分類表において分類項目に図面が挿入されている場所には、「図」等と記載しており、それに対応する図面データは分類項目をファイル名としたGIF形式で掲載しています。

1. IPC分類表について

ダウンロードした後に、御利用下さい。

ダウンロード方法

ダウンロードを希望するセクション、ファイル形式を選択し、表中の対応箇所をクリックして下さい。

その後、表示の指示に従って操作して下さい。

指針(2015年バージョン)(仮訳)(PDF:0.6MB)

2016.01 <PDF>

Aセクション 生活必需品 (ZIP:8.2KB)	Bセクション 処理操作・運輸 (ZIP:16.4MB)	Cセクション 化学冶金 (ZIP:7.9KB)	Dセクション 繊維紙 (ZIP:3.1MB)
Eセクション 固定構造物 (ZIP:3.5MB)	Fセクション 機械工学:照明; 加熱;武器;爆破 (ZIP:9.4MB)	Gセクション 物理学 (ZIP:8.1 MB)	Hセクション 電気 (ZIP:6.1 MB)

2016.01 <EXCEL> (ZIP:2.8 MB) 2016.01 <図面データ> (ZIP:0.4 MB)

1.3 F I 改正情報

I P C 第 8 版分類表と同様に、F I 記号表の照会は、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) の特許マップガイダンス (PMGS) (

https://www5.j-platpat.inpit.go.jp/pms/tokujitsu/pmgs/PMGS_GM101_Top.action ; 前述の付属資料 1.1 を参照) にて行うことができる。また、F I の改正情報は、特許庁ホームページの「F I 改正情報」 (http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/f_i_kaisei.htm) から参照することが可能である。

文字の大きさ 小 中 大 [English](#) [投書箱\(ご意見・ご要望\)](#) [ホームページの使い方](#) [アクセスマップ](#)

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

サイト内検索 Google® カスタム検索

[ホーム](#) [お知らせ](#) [制度・手続](#) [施策・支援情報](#) [資料・統計](#) [特許庁について](#) [お問い合わせ Q&A](#)

[ホーム](#) > [制度・手続](#) > [特許](#) > [制度](#) > [特許分類に関する情報](#) > [日本の特許分類\(FI・Fターム\)について](#) > [FI改正情報](#)

FI改正情報

平成28年4月
調整課

FIはIPCを基礎として細展開された日本国特許庁独自の分類です。国内特許文献のサーチキーとして利用されており、技術の進展に対応し適切なサーチキーとして機能するように年に1回から2回、必要な分野において改正を行っています。

FIは、原則としてIPCの最新版に準拠していますが、一部、旧版のIPCに準拠している箇所があり、そのような箇所ではFIとIPCのグループが一致していない場合があります。

最新のFI分類表は、以下を御参照ください。分類対照ツール、または、特許マップガイダンス(外部サイトヘリンク)の「FI照会」からも、御参照いただけます。

2016年4月付与開始
[Aセクション\(zip:4.075KB\)](#) [Bセクション\(zip:16.213KB\)](#)
[Cセクション\(zip:3.199KB\)](#) [Dセクション\(zip:611KB\)](#)
[Eセクション\(zip:2.049KB\)](#) [Fセクション\(zip:21.075KB\)](#)
[Gセクション\(zip:3.307KB\)](#) [Hセクション\(zip:4.055KB\)](#)
[Fアセット\(zip:4KB\)](#)

2002年以降にFIの追加、廃止、更新が行われた改正分野における該当FIのリストは、以下から参照可能です。

- 2016年4月付与開始 (zip:1MB)
- 2015年11月付与開始 (zip:1MB)
- 2015年4月付与開始 (zip:1MB)
- 2014年11月付与開始 (zip:1MB)
- 2014年4月付与開始 (zip:1MB)
- 2013年11月付与開始 (zip:1MB)

1.5 技術用語による特許分類索引（一般財団法人日本特許情報機構発行）

技術用語に対応した IPC（第 7 版、第 6 版）が記載されている。独立行政法人 工業所有権情報・研修館、知的所有権センターで閲覧可。

ー以下抜粋ー

			ア(ア)		
用語	IPC7版	IPC6版	用語	IPC7版	IPC6版
アイニング	B21D 22/28	B21D 22/28	アイドリング装置（続き）		
アイオノマー	C08F	C08F	・ 気化器	F02M 3/00	F02M 3/00
・ 積層体	B32B 27/32	B32B 27/32	・ 蒸気機関（往復ピストン式）の	F01B 31/22	F01B 31/22
アイカップ	G03B 11/04	G03B 11/04	アイドル回転数制御		
アイコノスコープ	H01J 31/30	H01J 31/30	・ 気化器の	F02M 3/06	F02M 3/06
アイシャドウ	A61K 7/032	A61K 7/032		3/07	3/07
	A45D 40/02	A45D 40/02	アイドル制御		
アイシング	A23G 3/00	A23G 3/00	・ 内燃機関の	F02D 33/00	F02D 33/00
アイスクラッシャー	F25C 5/04	F25C 5/04		～ 33/02	～ 33/02
アイスグリッブ	A43C 15/00	A43C 15/00	・ ・ 制御機構に特徴があるもの	F02D 33/00	F02D 33/00
・ 靴用	A23G 9/00	A23G 9/00	・ ・ 電気的なもの	F02M 69/32	F02M 69/32
アイスクリーム	A23G 9/04	A23G 9/04	・ ・ ・ 回転数帰還制御（フィードバック制御）	F02D 41/08	F02D 41/08
・ 製造	B65D 85/78	B65D 85/78		F02D 41/16	F02D 41/16
・ 容器、包装体	A21D 13/08	A21D 13/08	アイドルポート		
アイススケート	A63C 1/00	A63C 1/00	・ 気化器	F02M 3/10	F02M 3/10
	～ 3/00	～ 3/00		～ 3/14	～ 3/14
アイスピック	F25C 5/04	F25C 5/04	アイピーイー法	C07C 45/29	C07C 45/29
アイスボックス	F25D 3/02	F25D 3/02			

1.6 F I 記号表（一般財団法人日本特許情報機構発行）

FI は、特許庁内のサーチファイルの編成に用いている分類で、ファイル・インデックス(File Index)の略である。

—以下抜粋—

B42F 一時的に一緒に取付けられたシート；ファイリング用具；ファイリングカード；索引（読書用；机A47B19/00；書見台A47B23/00）

一時的に一緒に取付けられたシート；そのための手段；アルバム

1/00 穴なしで共に一時的に取付けられたシート；そのための手段

1/02 ・紙クリップまたは類似の締付け具（1/12 が優先）

A クリップの挟持構造

B ・ダブルクリップ；山形クリップ

C ・他の機能を付加したもの

D ・板状クリップ

E ・他の繊維を付加したもの

F ・針金状クリップ

G ・他の機能を付加したもの

H ・台板を上方に押圧するもの

J ・ボール、コロ、レバー等の移動によるもの

K ・磁石によるもの

L ・らせん、針金棒によるもの

M クリップの係止手段

N ・磁石によるもの

P ・吸盤によるもの

Z その他のもの

1/04 ・金属性

1/06 ・平端横断面のもの

1/08 ・円形横断面のもの

1/10 ・非金属性

1/12 ・もっぱらシートかど部を共に取付けるための手段

3/00 穴をもって共に一時的に取付けられたシート；そのための手段；そのための細部をもったシート（ステープル、締付け具一般F16B）

3/02 ・2つの舌状片の先端が間隔を置かれてい2つの舌状片をした取付け手段

3/04 ・輪、指状突起またはかぎづめの形の取付け手段（輪によるとじ込み13/16；永久的なとじ合わせのためにこのような手段を使用するものB42B5/08）

A 紙刺し



B 輪、指状突起またはかぎづめ



Z その他のもの

3/06 ・らせん状の取付け手段

5/00 共に一時的に取付けられたシートと対象物；そのための手段；アルバム（アルバムの製本的なものB42D1/08；広告または陳列的なものG09）

A アルバム〔材質に特徴があるもの〕

B アルバムの製造〔製造方法、製造装置〕

C コインアルバム



D 部分的に貼着するもの



E 両端を係止するもの



Z その他のもの

2 情報検索に必要な参考情報

2.1. INIDコード一覧表

INID コードは世界知的所有権機関(WIPO)の管理する標準の一種である（“INID”は Internationally agreed Numbers for the Identification of Data（書誌的事項の識別記号）の略。詳しくは、WIPO ホームページ(<http://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-09-01.pdf>)の ST.9、付属書 1 を参照）。

- (10) 特許、SPC（医薬品の追加保護証、または同等の産業財産権）または特許文献の識別
- (11) 特許、SPC または特許文献の番号
- (12) 文献種類別の簡潔な言語表示
- (13) WIPO 標準 ST.16 による文献種別コード
- (15) 修正特許情報
- (19) 文献発行庁または機関の WIPO 標準 ST.3 のコード、または他の識別
- (20) 特許または SPC 出願のデータ
- (21) 出願に付与される番号
- (22) 出願の日
- (23) 仮明細書の後の完全明細書の提出日、及び博覧会出品の日を含む、その他の日
- (24) 産業財産権が効力を発生する日
- (25) 公表された出願が最初に提出されたときの言語
- (26) 出願が公表されたときの言語
- (30) パリ条約に基づく優先権のデータ
- (31) 優先権のもととなった出願の番号
- (32) 優先権のもととなった出願の日
- (33) 優先権出願番号を指定した各国特許庁または広域優先権出願番号を指定した機関を識別する
WIPO 標準 ST.3 のコード：PCT により出願される国際出願については、コード「WO」が使用される。
- (34) 広域または国際取り決めにに基づく優先権出願のために、広域出願または国際出願がなされた少なくとも一つのパリ同盟の加盟国を識別する WIPO 標準 ST.3 のコード
- (40) 公衆の利用に供された日
- (41) 未審査特許文献が請求により、複製または閲覧により公衆の利用に供された日
(ただし、その日またはその日以前に権利付与がされていない文献について)
- (42) 審査済特許文献が請求により、複製または閲覧により公衆の利用に供された日
(ただし、その日またはその日以前に権利付与がされていない文献について)
- (43) 未審査特許文献が印刷または同様の方法により公衆の利用に供された日
(ただし、その日またはその日以前に権利付与がされていない文献について)
- (44) 審査済特許文献が印刷または同様の方法により公衆の利用に供された日（ただし、その日またはその日以前に権利付与がされていない、また、仮権利付与のみがなされた文献について）
- (45) 特許文献が印刷または同様の方法により公衆の利用に供された日
(ただし、その日またはその日以前に権利付与がされた文献について)
- (46) 文献の請求の範囲のみが、公衆の利用により供された日
- (47) 文献が請求による複製または閲覧により、公衆の利用に供された日
(ただし、その日またはその日以前に権利付与がされた文献について)
- (48) 訂正特許文献の公開日
- (50) 技術的情報
- (51) 国際特許分類
- (52) 国内分類
- (54) 発明の名称
- (56) 説明本文とは別に記載されたときの先行技術文献リスト

- (57) 要約または請求の範囲
- (58) サーチ分野

- (60) 公表されない出願を含む、他の法律上、手続上関連する国内のまたは従前に関連した国内の特許文献への参照
- (61) 現在の文献が追加である先の出願の番号、(もし、可能なら)出願の日、先の公表の番号、または先の権利が付与された特許、発明者証、実用新案等の番号
- (62) 現在の特許文献が分割された先の出願の番号、(もし、可能なら)出願の日
- (63) 現在の特許文献が継続である先の出願の番号および出願の日
- (64) 「再発行」である先の公表の番号
- (65) 同一の出願に関して、以前に発行された特許文献の番号
- (66) 現在の特許文献が差替である場合の(例えば、同じ発明について先の出願が放棄した後の出願)先の出願の願号および出願の日
- (67) 現在の実用新案の出願、または登録(または、実用新案証、また実用新案発明などの同様の産業財産権)の基となっている特許出願の番号および出願の日、または権利が付与された特許の番号
- (68) SPCに関し、基本特許の番号、および/または、適当であれば特許文献の公表番号
- (70) 特許または SPC に関連する者の識別
- (71) 出願人名
- (72) 発明者(もし、知られていれば)
- (73) 権利者名
- (74) 代理人名
- (75) 出願人でもある発明者名
- (76) 出願人および権利者でもある発明者名
- (80)(90) パリ条約以外の国際条約および SPC 関連法に関するデータの識別
- (81) PCT 指定国
- (83) 微生物の寄託に関する情報、例、ブダペスト条約に基づくもの
- (84) 広域特許条約に基づく指定締約国
- (85) PCT に基づく国内手続きを開始するための PCT 第 23 条の 1 および/または、40 条の 1 の要求を満たした日
- (86) PCT 出願の出願データ、すなわち、出願の日、出願番号及び(選択的に)公表された出願が最初に提出されたときの言語
- (87) PCT 出願の公表データ、すなわち、公表の日、公表番号及び(選択的に)出願が公表されたときの言語
- (88) サーチレポートの繰り延べ公表日
- (91) PCT 出願が 1 カ国または数カ国の指定国または選択国で、国内または広域段階に入らないため効力を失った日、または国内または広域段階に入らないことが確定した日
- (92) SPC に関し、医薬品として市場に出すための最初の国内の認可の番号および日
- (93) SPC に関し、広域経済共同体内で医薬品として市場に出すための最初の認可の番号、日および適当であれば、もとの国
- (94) SPC の消滅予定日、または有効期間
- (95) 基本特許で保護され、SPC に関し出願されるか、SPC が付与される対象となる製品名
- (96) 地域出願の出願データ；例えば、出願提出番号、出願番号、発行された特許の提出時の言語
- (97) 地域出願(または権利付与されているときには、地域特許)の公開データ；例えば、公開年、公開日、適用されるとき言語

2.2. IPCクラス概要

(分類付与の際には分類表を参照してください。)

セクション	サブセクション	クラス	
A 生活必需品	農業	A01 農業；林業；畜産；狩猟；捕獲；漁業	
		A21 베이킹；生地製造または加工の機械あるいは設備；베이킹の生地	
		A22 屠殺；肉処理；家禽または魚の処理	
		A23 食品または食料品；他のクラスに包含されないそれらの処理	
		A24 たばこ；葉巻たばこ；紙巻たばこ；喫煙具	
	個人用品または家庭用品	A41 衣類	
		A42 頭部に着用するもの	
		A43 履物	
		A44 小間物；貴金属宝石類	
		A45 手持品または旅行用品	
		A46 ブラシ製品	
		A47 家具；家庭用品または家庭用設備；コーヒーひき；香辛料ひき；真空掃除機一般	
	健康；人命救助；娯楽	A61 医学または獣医学；衛生学	
		A62 人命救助；消防	
		A63 スポーツ；ゲーム；娯楽	
			A99 このセクションの中で他に分類されない主題事項

セクション	サブセクション	クラス
B 処理操作； 運輸	分離；混合	B01 物理的または化学的方法または装置一般
		B02 破砕，または粉砕；製粉のための穀粒の前処理
		B03 液体による，または，風力テーブルまたはジグによる固体物質の分離；固体物質または流体から固体物質の磁気または静電気による分離，高圧電界による分離
		B04 物理的または化学的工程を行なうための遠心装置または機械
		B05 霧化または噴霧一般；液体または他の流動性材料の表面への適用一般
		B06 機械的振動の発生または伝達一般
		B07 固体相互の分離；仕分け
		B08 清掃
		B09 固体廃棄物の処理；汚染土壌の再生
	成形	B21 本質的には材料の除去が行なわれない機械的金属加工；金属の打抜き
		B22 鋳造；粉末冶金
		B23 工作機械；他に分類されない金属加工
		B24 研削；研磨
		B25 手工具；可搬型動力工具；手工具用の柄；作業場設備；マニプレータ
		B26 切断手工具；切断；切断機
		B27 木材または類似の材料の加工または保存；釘打ち機またはステープル打ち機一般
		B28 セメント，粘土，または石材の加工
		B29 プラスチックの加工；可塑状態の物質の加工一般
		B30 プレス
		B31 紙，板紙または紙と同様の方法で加工される材料からなる物品の製造；紙，板紙または紙と同様の方法で加工される材料の加工
		B32 積層体
		B33 付加製造技術
		印刷
	B42 製本；アルバム；ファイル；特殊印刷物	
	B43 筆記用または製図用の器具；机上付属具	
	B44 装飾技術	
	運輸	B60 車両一般
		B61 鉄道
		B62 鉄道以外の路面車両
		B63 船舶またはその他の水上浮揚構造物；関連機装品
		B64 航空機；飛行；宇宙工学

	B65 運搬；包装；貯蔵；薄板状または線条材料の取扱い
	B66 巻上装置；揚重装置；牽引装置
	B67 びん，広口びんまたは類似の容器の開封または密封；液体の取扱い
	B68 馬具；詰め物，かわ張りされた物品
マイクロ構造技術； ナノ技術	B81 マイクロ構造技術
	B82 ナノテクノロジー
	B99 このセクションの中で他に分類されない主題事項

セクション	サブセクション	クラス
C 化学；冶金	化学	C01 無機化学
		C02 水，廃水，下水または汚泥の処理
		C03 ガラス；鉱物またはスラグウール
		C04 セメント；コンクリート；人造石；セラミックス；耐火物
		C05 肥料；肥料の製造
		C06 火薬；マッチ
		C07 有機化学
		C08 有機高分子化合物；その製造または化学的 加工；それに基づく組成物
		C09 染料；ペイント；つや出し剤；天然樹脂； 接着剤；他に分類されない組成物；他に分類さ れない材料の応用
		C10 石油，ガスまたはコークス工業；一酸化炭 素を含有する工業ガス；燃料；潤滑剤；でい炭
		C11 動物性または植物性油，脂肪，脂肪性物質 またはろう；それに由来する脂肪酸；洗浄剤； ろうそく
		C12 生化学；ビール；酒精；ぶどう酒；酢；微 生物学；酵素学；突然変異または遺伝子工学
		C13 糖工業
		C14 原皮；裸皮；生皮；なめし革
	冶金	C21 鉄冶金
		C22 冶金；鉄または非鉄合金；合金の処理また は非鉄金属の処理
		C23 金属質材料への被覆；金属質材料による材 料への被覆；化学的表面处理；金属質材料の拡 散処理；真空蒸着，スパッタリング，イオン注 入法，または化学蒸着による被覆一般；金属質 材料の防食または鉱皮の抑制一般
		C25 電気分解または電気泳動方法；そのための 装置
		C30 結晶成長
	コンビナトリアル技術	C40 コンビナトリアル技術
		C99 このセクションの中で他に分類されない主 題事項

セクション	サブセクション	クラス
D 繊維；紙	繊維または他に分類されない可とう性材料	D01 天然または人造の糸または繊維；紡績
		D02 糸；糸またはロープの機械的な仕上げ；整経またはビーム巻き取り
		D03 織成
		D04 組みひも；レース編み；メリヤス編成；縁とり；不織布
		D05 縫製；刺しゅう；タフティング
		D06 繊維または類似のものの処理；洗濯；他に分類されない可とう性材料
		D07 ロープ；電氣的なもの以外のケーブル
	紙	D21 製紙；セルロースの製造
	D99 このセクションの中で他に分類されない主題事項	

セクション	サブセクション	クラス
E 固定構造物	建造物	E01 道路，鉄道または橋りょうの建設
		E02 水工；基礎；土砂の移送
		E03 上水；下水
		E04 建築物
		E05 錠；鍵（かぎ）；窓または戸の付属品；金庫
		E06 戸，窓，シャッタまたはローブラインド一般；はしご
	地中もしくは岩石の削孔；採鉱	E21 地中もしくは岩石の削孔；採鉱
		E99 このセクションの中で他に分類されない主題事項

セクション	サブセクション	クラス
F 機械工学； 照明；加熱； 武器；爆破	機関またはポンプ	F01 機械または機関一般；機関設備一般；蒸気機関
		F02 燃焼機関；熱ガスまたは燃焼生成物を利用する機関設備
		F03 液体用機械または機関；風力原動機，ばね原動機，重力原動機；他類に属さない機械動力または反動推進力を発生するもの
		F04 液体用容積形機械；液体または圧縮性流体用ポンプ
	工学一般	F15 流体圧アクチュエータ；水力学または空気力学一般
		F16 機械要素または単位；機械または装置の効果的機能を生じ維持するための一般的手段
		F17 ガスまたは液体の貯蔵または分配
	照明；加熱	F21 照明
		F22 蒸気発生
		F23 燃焼装置；燃焼方法
		F24 加熱；レンジ；換気
		F25 冷凍または冷却；加熱と冷凍との組み合わせシステム；ヒートポンプシステム；氷の製造または貯蔵；気体の液化または固体化
		F26 乾燥
		F27 炉，キルン，窯（かま）；レトルト
	F28 熱交換一般	
	武器；爆破	F41 武器
		F42 弾薬；爆破
		F99 このセクションの中で他に分類されない主題事項

セクション	サブセクション	クラス
G 物理学	器械	G01 測定；試験
		G02 光学
		G03 写真；映画；光波以外の波を使用する類似技術；電子写真；ホログラフイ
		G04 時計
		G05 制御；調整
		G06 計算；計数
		G07 チェック装置
		G08 信号
		G09 教育；暗号方法；表示；広告；シール
		G10 楽器；音響
		G11 情報記憶
		G12 器械の細部
	原子核工学	G21 核物理；核工学
	G99 このセクションの中で他に分類されない主題事項	

セクション	サブセクション	クラス
H 電気		H01 基本的電気素子
		H02 電力の発電，変換，配電
		H03 基本電子回路
		H04 電気通信技術
		H05 他に分類されない電気技術
		H99 このセクションの中で他に分類されない主題事項

<本テキストの内容に関するお問い合わせ先>

特許庁審査第一部調整課

電話：03-3581-1101 内線2463

リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。